

第九十六回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第七号

昭和五十七年三月十一日(木曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 吉田 久之君

理事 上草 義輝君 小渡 三郎君
理事 川田 正則君 高橋 辰夫君
理事 上原 康助君 島田 琢郎君
理事 吉浦 忠治君 部谷 孝之君
理事 日井日出男君 古賀 誠君
理事 高村 正彦君 國場 幸昌君
理事 佐藤 信二君 桜井 新君
理事 泰道 三八君 中村正三郎君
理事 鳩山 邦夫君 渡辺 省一君
理事 五十嵐広三君 伊藤 茂君
理事 松本 幸男君 玉城 榮一君
理事 木下敬之助君 瀬長亀次郎君
理事 菅 直人君

出席國務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
國務大臣 田邊 國男君
(沖繩開発庁長官)

出席政府委員

防衛施設庁長官 吉野 実君
防衛施設庁施設部長 伊藤 参午君
沖繩開発政務次官 田原 武雄君
沖繩開発庁総務局長 美野輪俊三君
沖繩開発庁総務局会計課長 宮島 茂君
沖繩開発庁振興局長 藤仲 貞一君
外務省北米局長 淺尾新一郎君

委員外の出席者

警察庁警備局警備課長 岡村 健君

第二類第六号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第七号 昭和五十七年三月十一日

防衛施設庁建設部長 大迫 公克君

外務省北米局長 加藤 良三君

全保課長 太田 幸雄君

大蔵省理財局長 大門 隆君

有財産第二課長 石井 久夫君

文部省体育局長 大田 幸雄君

文化庁文化部長 石井 久夫君

厚生省医務局長 吉田 勇君

厚生省社会局長 田中 健次君

厚生省保険局長 萩原 昇君

民健康保険課長 多田 宏君

社会保険庁医療課長 川村 浩一君

保険部健康保険課長 小林 惇君

農林水産大臣官房地方課長 伊藤 嘉之君

通商産業省立地公営局工業再配課長 御巫 清泰君

運輸省自動車局業務部長 寺嶋 潔君

運輸省航空局飛行場部管理課長 川手 創君

運輸省航空局飛行場部計画課長 井上 春夫君

運輸省航空局管制保安部管制課長 小山 昌夫君

労働大臣官房参事官 田代 裕君

建設省計画局総務課長 浜 典夫君

建設省道路局市町村道室長 駒田 敬一君

自治省行政局公務員部福利課長 柳 克樹君

自治省財政局指導課長 木村 仁君

消防庁消防課長 山越 芳男君

特別委員会第一調査室長 長崎 寛君

委員の異動

三月十一日

辞任

稻村佐近四郎君

奥田 幹生君

近藤 元次君

部谷 孝之君

同日

辞任

古賀 誠君

桜井 新君

渡辺 省一君

木下敬之助君

同日

理事部谷孝之君同日委員辞任につき、その補欠として部谷孝之君が理事に当選した。

同日

理事の補欠選任

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

本日(の)會議に付した案件

○吉田委員長 これより會議を開きます。

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 復帰後の沖繩観光の振興は目覚ましいものがございますが、沖繩の特性を生かした方向が芽を出したと考える。今後ますます観光を発展させるためには、沖繩の自然を守り、また沖繩独特の文化を生かしながら、観光資源開発に当たっては各種の施設整備を公共の力に頼る必要があると思っておりますが、それに対しまして、開発庁といたしましては何かなるお考えでありますか、お伺いします。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

沖繩県は亜熱帯地域に位置しておりまして、かつ非常に広い海域に多くの島が散在しております。このことで、これまでも観光客及び観光収入は増加の傾向をたどっております。私どもといたしましては、このような増加傾向を定着、発展させていく、沖繩を自然と調和した特色のある保養観光の場としてさらに広く内外の人々に利用していただくという考え方のもとに、空港とか港湾とかあるいは道路などの交通基盤の整備を図りますとともに、海洋博記念公園などの観光施設の整備を行っていただくわけでございます。今後とも沖繩の恵まれた特性を十分に生かしまして観光の振興に努めていきたい、このように考えております。でございます。

○國場委員 離島振興の件につきましてお尋ねいたします。

鈴木総理は、昨年の暮れ、沖繩視察のお帰りに奄美大島の徳之島の泉重千代の見舞いの途中、徳之島の立ちおくれを沖繩本島と比較され、奄美も沖繩並みに振興を図れとのことをおっしゃったように思います。

○國場委員 離島振興の件につきましてお尋ねいたします。

鈴木総理は、昨年の暮れ、沖繩視察のお帰りに奄美大島の徳之島の泉重千代の見舞いの途中、徳之島の立ちおくれを沖繩本島と比較され、奄美も沖繩並みに振興を図れとのことをおっしゃったように思います。

○國場委員 離島振興の件につきましてお尋ねいたします。

鈴木総理は、昨年の暮れ、沖繩視察のお帰りに奄美大島の徳之島の泉重千代の見舞いの途中、徳之島の立ちおくれを沖繩本島と比較され、奄美も沖繩並みに振興を図れとのことをおっしゃったように思います。

うであります。沖縄本島におきましても、御承知のとおり、三十九の有人島の中で徳之島より以上に立ちおくれたところがございます。鈴木総理は、沖縄本島、ことに県庁所在地であるところの那覇市を対象にして徳之島をおしやった、こう思うわけでございますが、沖縄の離島の立ちおくれ、本土と沖縄の格差があれば沖縄本島と離島の格差、これを是正するというのもまた今後における第二次振計の大きな役割だ、こう思うわけでありまして、離島振興に対しての今後の開発庁の考え方を御尋ねいたします。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

沖縄県は、たゞいま先生御指摘のように、本島自体が遠く離れておる、さらに多くの離島を抱えておまして、これらの離島が非常に広い地域に散在しておるということがあるわけでございまして、こういった自然的な条件あるいは地理的な条件によりまして社会経済の発展が制約されているという状況にあるわけでございます。したがって、私ども、これらの離島につきましてもはかねてから、住民生活の安定向上を図る、また、住民生活の安定向上を図るために、まず本島と離島相互間の交通の確保とかあるいは離島の基幹産業でございませう農業の振興、さらに医療保健対策とか教育施設の充実等生活基盤の充実に努めてきたところでございまして、私どもといたしましては、今後こういった交通の確保等によりまして地理的条件等による離島の不利性を克服しながら魅力ある地域をつくりていかなければならない、こういう考え方のもとに、各離島の特性と住民の創意を生かした産業の振興あるいは生活基盤の整備等に努めていきたいと考えております。

なお、沖縄につきましても、御案内のように五十五年からいわゆる過疎法が適用されて、また、今回の改正によりましていわゆる辺地法を適用することとしておるところでございますが、沖縄の離島はほとんど過疎地域にあり、また辺地を多く抱えておるわけでございます。今後はこれまでの沖振法による高率補助その他の特別措置に

加えまして、これらの法律に基づきます地域振興策を活用することができるといことになるわけでございまして、私どもとしては、離島に必要な公共施設の総合的、計画的な整備を促進していくことができるものと、このように期待をいたしておるところでございます。

○國場委員 沖振法の第四十八条の市町村における基幹道路の整備の規定がこのたび削除された理由は何であるか、また、それによって特定の市町村が不利になるようなことはありはしないか、それに対してお尋ねいたします。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

たゞいま最後の御質問にも触れましたように、五十五年に新たに過疎地域振興特別措置法いわゆる過疎法が制定されました際に、同法を沖縄にも適用することとしたしまして、同法の過疎地域の要件に該当する市町村につきましては過疎法を活用して公共施設の整備を図る、あるいは基幹道路の整備につきましても県がこれを代行して実施する等、地域の実情に応じたきめ細かな施策を講ずることとされたわけでございます。この結果、過疎地域に該当する市町村につきましては、市町村の基幹道路の整備についての過疎代行制度が、沖振法の四十八条と新過疎法の十四条の両規定によりまして重複して適用されることとなったわけでございまして、今回沖振法の改正に際しましてこの四十八条を削除することとしたものでござい

ます。それで、不利になる部分はないのかというお尋ねでございます。沖振法四十八条の対象市町村で新過疎法の対象とならない市町村を具体的に申し上げますと、石垣市と伊良部村の二市村出てまいります。これらの二市村につきましては新過疎法の対象にはなっていない、また沖振法の過疎市町村でもなくなる、こういう関係になるわけでござい

ました。旧過疎から新過疎に移りますときの経過規定の前例と、それから石垣、伊良部の二市村におきまして現在県代行事業が行われておるといふ実態にかんがみまして、同様の四年間の事業継続を行い得るという道を附則におきまして開いておるところでございます。私どもといたしましては、これらの市町村において予定されている事業量については五十七年度以降の予算の確保に十分努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○國場委員 辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律が適用されることは、離島や辺地を抱えておる沖縄にとつて、また、ことに財政力の弱い市町村が多い沖縄においては市町村が地域の実情に応じた自主性を生かしたきめ細かな事業を実施することが期待され、均衡のとれた地域振興を図る上で大変有意義なことだ、こう考えるわけでござい

ます。ところで、沖縄には辺地がどの程度あるか、また、この制度を適用することによって具体的にはどのようなメリットがあるか、それをもう一度詳しく説明してください。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のいわゆる辺地法は、その目的として「辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る」ということを掲げてござい

ます。また、辺地法によるメリットというお尋ねでございますが、辺地法によりまして、辺地を抱える市町村においては、まず辺地にかかる公共施設の総合整備計画を定めまして、これに基づいて道路、集会所等の公共施設の整備に充てる経費につきまして辺地債を発行しましてその財源に充てるわけでござい

ます。そして、この辺地債の償還に当たりまして元利償還金の八割を地方交付税によって補てんすることができるといふ形になっておるわけでござい

ます。したがって、実質的に市町村がその二割を負担するという形で公共施設の整備を促進することができるといふ形になっておるわけでござい

ます。また、返還跡地の利用にしましては、現行振計では、米軍施設、区域の整理縮小の動向を踏ま

えながら総合的な土地利用の観点に立つて具体的施策を検討する必要があるといたしまして、その跡地を、あるいは跡施設を産業振興及び社会資本の整備のために活用するという方向が示されておるわけでございますが、二次振計を策定するに当たりまして、このような方向で返還跡地の有効利用を図られるように、今後県等とも調整しながら検討してまいりたい、このように考えております。

○國場委員 施設庁にお尋ねいたします。

返還軍用地の再使用に関する問題点を指摘いたしまして、どのようにお考えであるかということをお尋ねするわけであります。

陳情も受けておいて御承知だと思っておりますが、那覇飛行場の滑走路の南東側に具志という部落がございまして、その旧アメリカ空軍の補助施設の約十九万六千平方メートルと、同じく昭和五十一年十二月三十日に、航空自衛隊那覇基地の約二十六万平方メートルが、地主の返還してくるなという要請がありまして、国の都合によってどうとう返還されたのです。地主としてしましても、その返還を拒んだというところはそこには大きな問題があるわけなんです。御承知のとおり部落のすぐそばでございまして、沖縄の狭隘なる土地では住宅地としては貴重で、本当にのどから手が出るほど欲しいことは言うまでもありません。しかし騒音公害によって、宅地造成をせんとするのであれば住宅としての許容騒音七十ホン以下というようなことで、これが九十ホン以上もある。それが農耕地にしようとしたら、これがまた面積において土地改良に対しての採択基準が全然合わない。こういうことで、七年たつて今日まだ放置されておる。何の補償もありません。

そこで、施設庁に聞くわけなんです、一体これはだれの責任であるかということなんです。部落の地主の方々は、九三％が再使用してくれ、逆に、飛行場でなかったら飛行場をのけてくれ、こういうことでしょね。飛行場があつて、国の決めた基準にそぐわない。地主も好きこのんでそ

こに飛行場をつくらしたわけでもない。さりとてまた、那覇空港は運輸省に移管したといえ、そこにはF4ファントムが二十一機ですか、朝から晩までガーガー飛び回っている。それから哨戒機も二十機ぐらいおります。こういうような国策によるところの国防問題あるいはまた運輸問題に對して一部の地主がこれだけ迷惑するということは、固有財産に對しての侵害とも憲法違反とも言えましょう。だがしかし、甘んじて七カ年、ただひたすらお願いしなすということでは、お願いしておるのに、それに対して一向に解決の見通しがきかない。七カ年たつて今日もまだ泣き寝入りをしておるといふような現状です。私に言わせれば、航空自衛隊であろうが米軍基地であろうが、基地周辺整備のいろいろな条件もありますが、運輸省の採択基準は国防問題に對するところの自衛飛行場なんかとは違いますね。有利であればいいんだが、不利なんです。不利であるか有利であるかは別として、それは適用することもできないということとで、土地は返されて迷惑しておる。これに對して施設庁、あるいは運輸省も関係するでしょうが、一体どう考えておるのか、責任ある答弁をしていただきたい、こういうことでございましてからはつきりひとつ……

○伊藤(参)政府委員 ただいま那覇飛行場周辺地域に對する返還された部分に對してのお尋ねでございますが、御承知のように私も沖縄におきましての基地使用の原則は、できる限り本當に米軍並びに自衛隊に對して必要な最小限度のものを確保するというところで基地の整理統合を積極的

に図つてまいつたわけでございまして、その点につきましては、米軍ないしは自衛隊として使用する必要が生じないものについては、原則として所有者にお返しするということでやっておりますが、これは当庁の基本的な立場でございます。

先生お話しの方に、地主の方々からのお申し出の話、また返還された土地の実情は先生御指摘のとおりだと思います。私もとしましては、返還土地につきましても所有者の方々、関

係市町村の方々が積極的な開発利用計画というのを立てて、有効な利用をしていただくことを期待するという立場でございますが、私どもの立場から言えば、返還した土地につきましてその有効利用計画に對してまで施設庁がとかく申し上げたり、逆にいろいろなお手伝いをするというわけにもまいらない立場でございます。

えども、それにおいてはみんなが反対反対じゃなくして、国策であればやむを得ないから協力しましょうというところで基地を貸与してきて、あぐくの果ては踏んだりけつたり、これでは承服できません。いづれにしましても、これは政府のなしたことであるの、窓口にどこになるということとは政府内部の問題であつて、地主はそんなことは言いません。いまのことからいいますと、施設庁は解放した土地には関係ありません、こんなことは通れません。だから、わが行政の縦割り行政というものが外交的にもいふん欠点を言われておるのですが、国内においてでもそういうことから解決しなかつたら、国際的な日本の高揚した地位を維持することはできないぞ、これは国家の大きな恥辱である、こう私は考えます。よつて、開発庁、ひとつどういふことになるか。

○國場委員 どうも合点がいかぬですね。それじやこれはだれに責任があるのですか。使つのは使つ放しで、地主の意向を問はず一方的な御都合次第で返しまして、返した後使用できるような状態であつた別なんですよ。そこにまた飛行場の騒音公害、あるいはまた住宅にせんとするのであれば、騒音公害の基準は人体に害を及ぼすというところ、ここは宅地はできない。また、使用されたところの土地を土地改良して農耕地にしようというところであると、それは採択基準がどうも合わないことであると、それは採択基準がどうも合わないことであると、土地改良の政策に従うところの恩恵はやはり受けることができない。こういうことである

と、これは一体どうなるのです。開発庁もその面に對してはどうでしょうか。これは管理が運輸省になつておりますから運輸省も関係あると思うのですが、国の御都合次第で運輸省であるか防衛庁であるかというようなことは勝手に決めて、どちらか責任を負わないということになると、こんなことでは大変なんです。

だから、これは担当は開発庁ですが、その件に關しての考え方はいかがですか。それからもう一回施設庁、この問題に對してはやはり政府間においての合議が必要だと思つたから、これは次から次に出てきますよ、それはどうするかという問題。これは後でいろいろと、そういう民間に及ぼすたとえ銃剣を突きつけられて強制収用されたとい

うけれども、それにおいてはみんなが反対反対じゃなくして、国策であればやむを得ないから協力しましょうというところで基地を貸与してきて、あぐくの果ては踏んだりけつたり、これでは承服できません。いづれにしましても、これは政府のなしたことであるの、窓口にどこになるということとは政府内部の問題であつて、地主はそんなことは言いません。いまのことからいいますと、施設庁は解放した土地には関係ありません、こんなことは通れません。だから、わが行政の縦割り行政というものが外交的にもいふん欠点を言われておるのですが、国内においてでもそういうことから解決しなかつたら、国際的な日本の高揚した地位を維持することはできないぞ、これは国家の大きな恥辱である、こう私は考えます。よつて、開発庁、ひとつどういふことになるか。

○藤仲政府委員 お答えいたします。

先生のお尋ねは、返還跡地の有効利用を促進するために開発庁はどうするのか、こういうお尋ねであらうと思つて、返還跡地の有効利用を促進するといふためには、これはあくまでも地元の方公共団体あるいは関係者の主体的な取り組みといふものが前提でございまして、そういふことを前提といたしまして、開発庁としましては所要の事業の促進を図れるよう配慮してまいりたい、こういうぐあいに考えております。

○國場委員 ちよつと待つてくださいます。これは意味が違ふのですよ。いまさつき申し上げましたとおり、難なく返されて後に利用のできるような、可能な条件を持つ解放地であれば、いまおっしゃるような筋なんです。しかし、これはややこしい内容においては、使用せんとするのであれば、騒音公害でもつて目的の宅地にはできない、そうすると、また土地改良で農耕地にせんとすれば採択基準が全然合わない、こういうようなことで内容に問題を醸しておるから、これは現に飛行場がそこにあるからなんです。だから、そういうような立場においての、特殊事情による物の考え方

に、これは現に飛行場がそこにあるからなんです。だから、そういうような立場においての、特殊事情による物の考え方

おいての開発庁としても、あるいは施設庁としましても、この問題に対してどうあるべきかというのをいま聞いておるわけです。

○藤仲政府委員 私どもいまお答え申し上げていますのは、跡地の利用ということで開発庁としてまず考え得ることは、いま先生もお触れになりましたが、手法としては土地区画整理それから土地改良事業それからまた用地取得、たとえば公共団体が用地を取得する場合の資金手当て、こういうことに尽きるのであらうと思います。

私、申しわけないのですが、具体的なことを承知しておりますので、ここで具体的ににお答え申すことはできませんが、一般的に申し上げますれば、そういう場合に、いま先生御指摘のは採択基準等に制約がある、こういうことであらうと思ひますので、その点について申し上げますれば、土地区画整理事業でも土地改良事業でも、採択基準の一番主要な要件というのは面積要件でございます。そういう場合に、その面積要件によつて採択されなないというようなことが間々あらうと思ひますが、私どもは実情に応じてそういう事業が実施できるように、ある程度弾力的な運用ができるように關係省庁との間で協議をしてまいりたい、かように考えております。

○國場委員 施設庁、これはだれが考えても、収用してというのは米軍の強制収用によっていやおなしに収用されて、それで沖縄返還のときに日米双方の取り交わし承認事項として、A、B、Cに分けて基地の整理縮小、こういうようなことになっておるのもまた事実です。

しかし、いま指摘する地は、その中の土地でもないのです。それはもちろん整理縮小の中に入ることかどうかしれませんが、この問題は、今後基地の安定を図るとするのであれば、かような問題からまず縦横の政府内においての合議をしまして、それで地主には迷惑をかけないようにやることなぐしては私はいかないと思うのです。それは検討課題として施設庁もよくそういうようなことがある、同時に、これをいつまでも検討中であります。

とかなんとか言つてもならないことであるし、九
三〇の人が使用するにしても使用できないような、
地主の権利が全く無視されたような状況の立場に
あるのであれば、いま一回使つてくださいという
責任を――使つてくださいということは、言いか
えればその責任を果たしてくださいという裏づけ
なんです。それでしよう。だから、そのところを、
きょうこういうことの問題があつたという
ようなことを持ち帰りまして、それで地主との話
もまたほかの所管省ともよく話し合つて、何分の
これが善処されることを希望すると同時に、次に
いずれまた再質問をしてその結果を聞くことにい
たしまして、これはそのままにしておきます。

外務省にお尋ねするわけでありますが、沖縄には安保条約の役割りを果たすべく基地が全国の五％集中しておる、これはそもそもだれが考えても不自然であると考えるわけでございます。

まず指摘したいことは、返還協定合意事項として、A、B、Cとリンクを決め、整理縮小することになっておるところの指定の施設がどれぐらいと解決していったか、この数字があったらひとつ教えていただきたい。

○加藤説明員
お答へ申し上げます。

先生御指摘のとおり、沖繩返還協定締結の際に、了解覚書A表、B表、C表というところで沖繩の施設、区域の返還計画というものが明らかにされたわけでございます。復帰時には、これにに基づきまして八十七施設が提供されたということになったと記憶しております。さらにその後、昭和四十八年一月の日米安全保障協議委員会第十四回会合、それから昭和四十九年一月の第十五回会合、それから五十一年七月の第十六回の会合におきまして、施設、区域の整理統合計画ということが決められたわけでございます。

そして、現在、私どもといたしましても、沖縄における施設、区域が、先生御指摘のとおり沖縄県の面積に占める割合が非常に大きいという実情にかんがみまして、その整理統合ということについてこれまで鋭意努力してきたつもりでございます。

すし、これからも努力を続けるつもりでございますが、現在のところ、十四、十五、十六回の安保協議委員会において定められました整理統合計画の沖繩における達成率というのは約三〇%というところにとどまっておりますと承知しております。

○國場委員　十年たつて三〇%。そうすると、これはそのとおり平均にいつても三十年かかるということになるのです。

そこで、いまさつきも申し上げましたとおり、沖繩に日米安保条約に義務づけるところの基地が五三%、これが整理統合といえども、沖繩、しかもこれが本島内においてこれをたらい回しみたいになかつたようにしようとする考え方に問題があるところ

私は思うのです。だから、これは国民ひとしく地域均衡、苦しみも楽しみもひとしく分かち合うというようなことであれば、沖縄県内にだけ、しかも沖縄本島だけにこれを義務づけられたところ

うのです。でありますれば、日本全国あまた広いのですから、大体基地をどこに持つていくかということもお考えになって——これが遅々として進まないという理由は、取り決めのの中に、わが国の政

府の費用をもつて代替設備をし、機能が寸分たりとも劣ることのないようにという条件があるので、そうしますと、これは沖繩においてでも、いままある那覇港あるいはまた那覇の飛行場、そういうものの移転先ということに対して、この移転先の方からずいぶん反対が来るわけなんです。それから、新規施設というものもまだだめだ、こういうふうなことです。であれば、五三%という

のが何でそれを沖繩だけにかなめてゐるかと云ふのは、しかしやはり宿命の沖繩であつて、私が堂に言つてゐるとおり、戦略上において沖繩を制する者はアジアを制するという扇のかなめだといふようなことで、それは国防としては結構であるかもしれないが、しかし、それに比べて民生の面に対することの経済振興に対してはこれが大きく邪魔になつてゐるわけなんです。だから、その方面も考へて、沖縄県民の心もちよつとは御

の義務づけではなくして、痛みも分かち合うという、日本一億国民の中の沖縄にありての義務づけの配分からして、少々は重荷であつてもいいですが、しかし一％の人口のところに五三％の米軍基地を持つてきて、それでも年じゅうトラブルばかり起こしている。それは、私は御案内のとおり政権を持つ自由民主党の議員であるが、ところが、これはいつでも受け身なんです、不利な条件。だから、私は声を大にして言いたいことは、とにかく沖縄の部内だけに基地をたらひ回しするということではなくして、何かほかの地域にも今度は方向を変えて、日米協議会の中で配慮をしたらどうか、こういうことも提案しておきます。

これに効して、きょうは皆さん、あなただちでそんな重要な計画、国策に対して、しかも重要な日米安保協議会に触れることであるので、ど

うもこれには私は与党であるから言ひ出すかもし野党がこういう重要な質問をするときであったら、皆さんには失礼ですが、もつと責任ある人を答弁に立てよということを言うでしやうね。しかし、私はあなたの人格を認めますから、それなしで、私は持たぬ。さういふ立場の中つ

に對して、ひとつ封を焼つて、あの國境のやうな
 そういふやうな提案をしておつたが、というやうな
 ぐあいには一つの課題としていただきたい。私は、
 それでもって沖繩におけるところの政治の一端の
 責任を持つ者としてまして、民生を、民の聲です
 よ、それをいまつぶさに赤裸々に言っていること
 ですから、失礼ですがあなた方から重要な答弁
 を聞こうとは思ひませんので、どうぞその点は持

それから、同じく外務省であります、基地公
害についてちよつと。

施設内での作業は、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならない、こうなっております。だがしかし、現実には、復帰から今日まで、こういう取り決めはあるにもかかわらず、次から次と百七十件の事故を教えるほど、住民に不安感を与え、恐

怖感を与え、住民の財産、生命が侵害されておるといふことですね。これがまことに残念と思つておられます。

そこで、ちなみに沖縄におけるところの事件を申し上げますと、百七十件の内訳を見ますと、毎年毎年これがまたふえる傾向にあるのです。四十七年に九件、四十八年は特別多く二十六件、四十九年に十五件、五十年に十七件、五十一年に二十二件、五十二年二十一件、五十三年は二十九件、五十四年はちよつと減つて十二件、五十五年十九件、こゝういふようなことで、これは百七十件。これ、ある場合においてはトレーラーが学生を押しつぶしたこともあるといふのは、皆さん御承知のとおりでありましょう。また、実弾射撃において民家に実弾が飛び込んできて民家を破壊するとか、いろいろの問題を醸しております。

基地というのは地域住民の協力なくしてはその機能を發揮することもできないし、その役割りを果たすこともできないわけなんです。そこで、せっかく使用に對する取り決め、双方で安全に對するところの取り決めがあるにもかかわらず、こゝういふことが絶え間なく惹起しておるといふこと、これはアメリカの軍隊も規律、軍規がたつておるのじゃないか、こゝういふことも考えるわけでありますので、どうぞひとつこの点は、国際条約といふのは一対一の権限をもつてなすことである、何も遠慮することはありません、だから強く主張して、沖縄県民の財産、生命をよく説いていただきたい。それにしても、駐留しておる目的というのは、安保条約が結ばれておる目的は、やはり国民の財産、生命を守り国を守るということである。守るべきようなものが逆に危害を加えるようなことがあつたのでは、何もこれは目的は達しておりません。よつて、その点に對しては、日米協議の中で厳しく、私がいま指摘したことに対しては申し入れをしていただきたい。それに対するあなたの考え方、感想をひとつ述べてください。これは合点がいくかぬか、道理がもつともならもつともだと言つてください。

○伊藤(参)政府委員 先生御指摘のように、沖縄におきましては、米軍の部隊としての運用あるいは訓練等に伴う事故それから米軍人による個人的な事故といつたようなものが発生していることは、いま御指摘のとおりだと思ひます。

私も、こゝういふものに対しては常々、事故発生につきましてはまことに遺憾である、特に訓練等につきまして起こつた場合には、訓練の態様等において安全を図るという指摘もしておりますし、また、軍人といひますか構成員個人の責めにあるものにつきましても、基地周辺住民といひますか沖縄県民の方々の不安を惹起しないように常に米側にも申し入れておりますし、米側の当局も、この点につきましては十分注意するよう常々言つております。不幸にして事故が起こりました場合には、またそれなりの対策を私も講ずるようにはしております。

○國場委員 いま指摘しましたように、次から次に、年々歳々繰り返してこゝういふトラブルが起きておる。さつきも申し上げましたとおり、基地の安定といふのは、機能を發揮するための目的を達成するためには、地域住民の協力なくしてはできない、こゝういふことであります。

そこで、一つ提案しておきたいことは、これもまたちよつと、どうももつと責任ある人に答弁してもらふべきと思うのですが仕方がない、一人でもしやべつておきましよう。これは、沖縄では三者協議会といふのがあつて、わが国の出先機関と県側とアメリカと、現地におけるところの三者協議会といふことで、いろいろと事件処理のためあるいはまた基地の高度な利用計画に對して機能を發揮すべくといふことでやつておりますが、北海道より以上に沖縄の基地というのは重要であるといふことを私は感じるわけなんです。そこで、北海道には移動大使がなされておる。園田外務大臣のとき、沖縄にもそのようなことで、現地とそれから駐留しておるところの米軍と政府と三者で——いま県がやつておるけれども、県は住民側にあるところの沖縄県ですからね。責任あるところの政府が、大使に準ずる者をひとつ沖縄に駐在をさせて、復帰前においては高瀬大使といふのがおられました、とてもうまくいったわけなんです。しかし沖縄は、いまさつきも申し上げましたとおり、安保条約の義務を果たすべきところのわが国の、いわゆるその条約の条件を守る五三%の基地を持つておる。そのよう重要な役割りを果たしておるわけだから、園田大臣は、その駐在させることに對しては実現を期するように向き合つておるわけだから、外務大臣もまた園田さんかわりまして、新たに同じようなことをまた繰り返さなければいけない。こゝういふことが申し継ぎがあつたかどうか知りませんが、その点に對して話聞いておりますかどうか、その考え方。

○加藤説明員 お答え申し上げます。

私も、園田前外務大臣の、御指摘の答弁といふものについては承知しておる次第でございます。私もさつき申し上げました、先生も御指摘になられましたとおり、安保条約、地位協定の円滑かつ安定した運用といふことを図っていくためには、やはり関係の沖縄県民の方々の御要請といふものと米軍の駐留目的の達成、そのための必要性といふこととの調整を図りながら、施設、区域の存在や米軍の活動に伴つて県民生活に及び得るものもろの影響といふものを最小限に食いとめるというところは非常に重要であるといふ認識を持つておるわけでございます。こゝういふような考え方に立ちまして、私もとしては、防衛施設庁やその他の関係機関、それから米側関係者とも不斷の接触をとつてまいつてきておるわけでございます。

現在、沖縄の米軍基地関係者を所掌している施設局に加えて、外務省職員を沖縄に常駐させることが現時点で不可欠であるといふことまで実は必ずしも考えていないわけでございますけれども、今後とも、いま先生から御指摘をいただいた点をも念頭に置きまして、沖縄の基地をめぐるものもろの問題に對処していく上で、外務省として体制を改善すべき点があるのではないかといたしたような点については十分検討を加えてまいりたいと考えております。

いと考えております。

○國場委員 それではまた施設局にちよつと。これは余り喜ばしい話じゃありませんが、沖縄にいまさつきも申し上げましたとおり基地がございまして、それに対する施設庁の施設事業に對しての請負についての問題ですが、これは私は余り言いたくもございませんが、余りにも地元の要望が強い要望であるし、あえて報告をいたして皆様方の良識に訴えて、この問題に對しては取り組んでいただきたい、これをお願いするわけなんです。

御承知のとおり、沖縄は、公害だどうだこうだといひましても、軍用地に對しましては、この前ずいぶん理解を得まして、事業税としてはみなさない、よつてこれは地方税から外すといふようなことをはつきりと答弁をいただきましたのでこれはいいのですが、わが沖縄県は、二十七年の戦後における断絶からはなはだしく立ち上がり、経済の確固たる基盤もないのは御承知のとおりでありまして、ひたすらに公共事業そのものが沖縄経済を支える大黒柱になつておるといふことは、皆さん、言うまでもなく現実でございます。そこで、日本全国からしまして、恐らく失業者も日本一といへども、土建業者の数もまたこれは人口に比例しますと他府県の三倍、四倍。あの小さいところの沖縄に四千余りの業者がひしめておるといふようなこの実情に對しまして、私が施設庁にもお願いすると同時に、総合事務局にもこれはお願いしておきたいといふのは切なる声であつて、これはもう言うまいと思つておつても、私の方は個人的に申し上げますと土建業でありますから、私からこゝういふことを言うのは気が引けるわけなんです。ところが、あえて私は公私混同はしない。要請についてはつづきに御報告を申し上げまして、その解決策に對してはどうぞひとつ善処いただきますようにといふことで立つておるわけですから、その立場を御理解いただきたいと思ひます。

そこで、沖縄経済を支えておる、失業対策に大きな役割りを果たしておるこの公共事業に對して

て、もっと沖縄地元の業者を起用していただきたい、これが切なる希望であり、また県産品をできる限りにおいて起用していただきたい、これをお願いするわけであります。

ちなみに、数字からいいますと、沖縄県における五十五年度、昨年の実績でございますが、まず施設庁からいいますと二百三十八件あるようですが、これは建設協会の方から資料を出しまして、物すごい勢いで、帰ってももう、また帰るとき飛行場まで追っかけてきてやるものですか、私は言わざるを得ないような立場ですから、つ……。それで、施設庁の昨年の実績というのが、二百三十八件のうち県内の契約が百四十件、これは件数からいいますと五九%で過半数。沖縄県民の仕事の件数からいいますとそれはよく御配慮されたと思うのですが、あにはからんや、そうじゃないのですよ。金額から見るとわずかの三〇%にしかたっていないわけなんです。これは細切れにして分割請負でやったかどうか知りませんが、地元が三〇%。しかも、ひしめいておるような業者がこれだけあって、これでは他府県の人に来て、それで看板を立てて、自分らは仕事がなくつめをくわえて見ておるといふこの姿を想像した場合に、どうぞひとつ地元の立場というのを御配慮していただきたい。それで、いま申し上げたとおり、契約件数からいいますと二百三十八件のうち九十八件ですか、それが四一%といえども、金額からいいますと七〇%に対して三〇%、百十四億に対してたつた五十億なんです。こういうことであるから、それを指摘しておきまして、今後ひとつ沖縄県においての立場を御理解いただきまして御配慮をいただきたい、これは私もお願いいたします。どうぞひとつ、その件に対して施設庁、御配慮いかがでありますか。

○大迫説明員 お答えいたします。

私どもが沖縄で発注いたしております建設工事は、従来から沖縄県の県内業者の御協力も得て実施いたしております、県内業者の受注率も徐々に増加をしておりますと考えております。

す。ただいま先生のお話に出ました昭和五十五年度の建設工事にしましてちよつとつけ加えさせていただきますと、件数につきましては先生御指摘のとおり二百三十八件、金額では百六十四億円の工事を出しておりますが、このうち、県内業者の受注件数はお話のありましたとおり百四十件、約五九%になります。受注金額は約五十億円で三〇%ということになります。五十五年度におきましては、施設庁は特殊な工事を実施いたしております、消音装置、汚水処理場等の特殊な工事、これは県外業者で実施いたしております。特殊工事ということでこれを除きますと、県内業者の受注率は件数で六二%、金額で四二%ということになります。前年度に比しまして受注率についてはやや増加しているのじゃないかというふうに考えております。

先生のたゞいまのお話は、県内業者について優先して考えるというふうにお聞きいたしました。が、この件につきましては当庁といたしましては、努力をいたしているところでございまして、今後とも工事の規模、内容等を勘案いたしまして細分化への努力を図るとともに、工事によつては共同請負方式等も検討いたしまして、県内業者の受注の増加について配慮をまいりたいと考えております。

○國場委員 ちよつと指摘しておきますが、施設庁も、県内業者が、契約件数からいいますと百六十八件のうち七十一件で、パーセンテージからいいますと七〇・三%、県外業者が二九・三%。ところが金額からいいますと、これもまたやはり県外業者の方が金額は高くなつております。九十二億二千二百八十三万に対して百八億五千八百八十万。五四・一%に対して四五・九%ということでありまして、まことに御配慮されておるといふことは感謝しつつも、しかし、現実には数字からいいますと、ちよつと数字であるといふことをひとつ御配慮をされまして、たつての県民の声でありますので、ひとつその希望に対して御協力をさせていただきます。これを希望しておきます。

それから、これは各県に言えることだというふうなことで、いつか宮崎県の江藤隆美氏が私に「私も建設関係でいまでも党で建設委員なんですが、そこでひとつ申し添えておきたいことがございまして、

国の公共事業というのは、御承知のとおり四〇%の準備前渡し金というのがございますね。その前渡し金というのがどういうふうな扱いに扱われておるか。工事の方はいずれにしても下請に回されておるといふことは御承知のとおりでありまして、直営でやるというところは幾らかの問題であつて、これは物の数じゃないのです。また、一々これだけの工事請負を直営でやるというふうなことになる、とてもこれはこなし切れるものではないのです。そこに望みがあるといえども、日本のしきたりを一朝に覆すわけにはいきません。私は、アメリカの請負制度で二十七年間、国際入札の厳しい中で競争してきまして、わが国の請負制度にはずいぶん問題があるといふことは指摘したいのです。しかし、私はそれは言いません。そこで申し上げたいことは、この四〇%という金であります、下請が工事を施工するわけでありまして、これも、この下請に対する前渡し金というのを現金でももつてもらつておる本請の方は、現金は渡しておりません。ほとんど手形なんです。あまつさえ、工事が済んで竣工検査をする何日以内に工事決算をせよといふかといふ法律に従うところの義務を国家は果たして、金は全額支払うわけなんです。にもかかわらず、下請に対しては手形です。これははなしは半年以上の手形もあるといふ。下請はこれに対して利子を負担してもう大変なことで、沖縄でもそうですが、本土でもそうです。いま一番倒産の多いのは土木業者なんです。そのうち、だからその辺は、私は全国的な問題は全国問題として他の方面で論じますが、沖縄に対してははその点に対しても御配慮をいただきまして御指導していただきたい、これをお願いするわけであります。それに対して、言にくいことでありましようが、考え方をひとつ

つ……。
○藤中政府委員 まず、県内企業への発注について御要望がございましたので、その点についてお答えを申し上げます。

沖縄総合事務局におきましても、公共事業の発注に当たりましては、従来から県内業者の受注機会の確保を図るよう努力してきたところでございます。ただ先生御承知のとおり、受注工事施工上必要な高度の技術、あるいは高度な特殊な機械等を有する企業がない場合、また、工事の規模に対応する指名基準に適合する企業がない場合等、非常に困難な場合もあるわけでございまして、総合事務局としましては、こういうふうなことも勘案しまして、分割発注であるとかあるいは共同請負制度、こういうふうなものを活用いたしまして、地元企業の受注の確保を図るというように努力をしてきた状況でございます。ただ、いま先生からの御要望を私どももよく承知いたしておりますので、今後とも県内企業の受注機会が確保されますよう関係官庁へ要請してまいりたいと思っております。

〔上草委員長代理退席、委員長着席〕

それから第二に、公共工事の前払い金に関しまして、いま下請の問題が出たわけでございます。大変申しわけないのでございまして、私は実情をつぶさに承知しておりますが、私は私どもだけでお答え申し上げるところではございせんが、そういう実情について私どもも十分関心を持ちまして、関係官庁にも連絡してまいりたい、かように考えております。

○國場委員 それでは、まだ時間がありますのでちよつとお尋ねをしておきたいのです。

施設庁に御関係があるのですが、瑞慶覧から以南の方は、パイプラインが今度五十八年までに排管になるわけなんです。それは昆布のタンク工事が終わると同時にそういうふうな切りかえるという計画になっております。そうすると、このパイプラインの敷設をしたのは軍用地としてなっておりますが、これは舗装されて、いまもう基幹道路

ります。軍の理解を得て、軍用地といえどもアスファルトをして、所によつては側溝までもして、りっぱなる役割りをいま果たしておるわけなのですが、これは地主に対しての地料を軍用地として払っておるからいま維持できておるのであつて、これが五十八年に返還されると、勢ひ地主は地料が絶えてくるわけですね。そのときに、これは市町村道としていま利用しておることになつて、この前ちよつとお伺いしましたら、いやこれは心配要りませんよ、基幹道路としてならば特別措置による一級、二級とみなして一〇〇%国が負担の上にやるから、それだけ重要な幹線であれば

一級、二級としての格を持つ、それを認めるということであれば何も心配ないじゃないか、こういうことでありました。その問題に對しましては、そういうことであるということが決まっておると、そういうものから、きょうは質問はしないつもりでありましたが、時間がありますので、念を押して、そのとおりですかというようにと、ひと

つそれに対しての答えをお願いします。

○藤仲政府委員 本件に関しては、國場先生それから小渡先生からそういう実情を伺っておる

とございまして、道路法上の道路として認定されない部分もまだずいぶんあるようでございますから、いま御指摘のように幹線市町村道として認定されるというところでございますれば、これまた改築ということも必要でございましょうし、適切な対応ができるのではなからうかと思えます。いずれにいたしましても、関係市町村と県との協議が先決であろう、かように考えております。

○國場委員 いま振興局長は市町村長との協議で——また市町村長その者が市道として必要なることに對しての認定をすれば、それだけの基幹道路としての使用価値のあるものであれば一級、

先生御指摘のように、陸軍貯油施設という形でパイプラインになっておりますが、現状は生活道路にも使われているということで、いま沖繩開発庁の方で地方公共団体の方と地主の方が寄り寄り御相談されて道路として管理していく、市町村道としてやっていくといった場合には、私どもとしてもしては、長い間パイプラインとして使っていて現在所有者の方々に所有権があるわけでございますが、実情そういった形になったことを考慮いたしまして、道路に必要な土地を市町村が買収するといったような経費について補助していきたいと考えております。

○國境委員 補助ですね。

○伊藤(参) 政府委員 用地買収費について補助していきたくと考えております。道路として維持し得るようにしたいということでございます。

○國境委員 つぶれ地の一般、二級というのは全額であったと記憶するのですが、それに準ずることであれば全額ですよ。補助ではない。

○伊藤(参)政府委員 先生御指摘のように金額補助という事でございます。(「十分の八だ」と呼ぶ者あり)

○**國境委員** 十分の八が、それじや十分の八に準ずるわけかな。わかりました。それじやそれは返還のときに市町村に迷惑のかからないように御配慮をいただきたいと思うのですが、どうですか。

○**藤仲政府委員** ただいま防衛施設庁の方からも御答弁がございましたので、防衛施設庁の方と十分協議をいたしまして善処したいと思えます。

○**國境委員** これまた要請がありますので、それははっきりと御返事ができないでしょうが、ちょ

つと御報告かたがたこのようなことがあるという
ことで、これも地元の戦後処理の問題としてお聞
き取りをしていただきたいと思います。

す。ところが沖繩においては、特殊事情による問題ですが、この世持神社というのはだれを祭っておるかといったら、戦争中、戦後、食糧危機のときにわが国の命を救った芋代官と称する野国総官と儀間真常を祭っておるのですよ。これは、皆さ
ん御承知のとおりサツマイモ——政務次官は薩摩の出身で、サツマイモとここで俗に言っておりま
すが、あれは沖繩から薩摩に入つて、薩摩から日
本全国に広げられたのが芋の由来なんです。あ
れは沖繩ではカライモと言うんですね。そのカ
イモというのは、わが国の食糧危機のときに、

なる場合においても、これをもちて命が救われるというようなかつこうで大役を果たし、戦後私にも復員しまして熊本の山鹿というところに疎開しまして、竹林を引っこ抜いて芋づるを植えまして、四力月でこんな大きな芋ができました。これがほとんど戦後における主食としてわが日本人の命を救ったことは御承知でありましてよう。沖縄の歴

史が尽すところ、この羊があらはに河鮮において、餓死を免れて、それから豊かになった、こういうことの歴史がありますが、その羊代官と称する

人を発和社が戦争のために徴収された。息居だけはいまでも建っておりすが、これは見る影もない。私は、国としましても、もちろん沖縄県としましても、これに對しては協力をしてその復元を図る必要があると思うのです。これは子孫に對する、命の恩人とするところの野国総官——野国総官という人は昔の三角貿易のときの事務局長であつたそうですね。その事務局長が芽づるを持つてきたんですね。それを機関真常というのが

広く広げまして、それで沖縄はもちろん、わが国
 においても薩摩に来て、薩摩からは、密使が入り
 まして、徳川幕府の密使が小石川農園に持つてき
 て、小石川農園で広く栽培をしまして全国に広げ

この二人を祭っているのです。いずれにしましてこの人も、読んで字のごとく世を持つところの二人の高官ですね。これを記念すべく祭っておるところの神社、これは敗戦によってアメリカが神社というのはというようなことで言っておりますが、私は、国から正式な補助ができないにしまして、何とかこれを復元するように、国民の世論として、ひとつ広くPRしましてこの実現を期したい。これはたつての、沖縄県民の総意の一つの課題であります。

それと首里城、また首里城の問題にしまして

て、わが国においてもヨーロッパにおきまして、
も——マツカーサーは日本攻略戦において、
とすべきところの京都とかあるいはまた鎌倉とかかあるいは奈良とか、こういうところに対しては爆撃するなどの指令を出しておりますね。沖繩戦のときにも、たがわずして首里城を爆撃してはい

が、それじゃあ何であんなにまで影、形もないように全壊したかというのは、これには大きな問題がある、私は日本の責任を追及する、お願

思ひが、私は日本の国の責任を担ふ者として、
いするわけなんです。わが国の沖繩戦における総
司令部が首里城に立てこもったわけですね。首里
城の地下は縦横無尽な作戦本部になつておるので
す。でありますから、文化財は残さなければいけ
ないといふせつかくのアメリカの指令も、沖繩戦
を遂行するためにはやむを得ないということでポ
カンボカンにやつてしまつた。そういう歴史を持
つ首里城でありますので、それに対しましてはど

県民の声であります。たびたびその話は――復元
期成会というところに私も招かれまして、源とい
う文化財保護委員長がおりますが、何とかという

て、私どもの承知しておるところでは、県におきましても昨年の暮れには素案の作成を終えたというふうに関しておりますが、なおその中に、五十五年度国勢調査の結果あるいは来年度の予算編成等と絡みまして今後の沖縄に対する特別措置がどうなるかというような問題が大きくクローズアップされておりましたが、それらの結果と、それからもう一つは、沖縄県のいわゆる経済等に関する速報の結果の判明を待ちまして、本年に入ってからその速報値が公表されておりますが、それらの数値を用いまして現在再作業を行っておりますというふうに関しております。私どもとしても、現在手元にある限りの資料を使いまして種々具体的な検討作業を行っておりますという状況にあるわけでございす。そういったことで、県としては大体三月中旬には県の知事部局の原案をまとめ、その後県の審議会に諮りまして、六月までには県原案を決定したい、このようにスケジュールで作業を進めておる、このように承知をいたしております。

○伊藤(茂)委員 沖縄県にも非常にまじめな、熱心な方々がたくさんいらっしゃるのに何でおくれなのだろうか。常識からすれば、うちの神奈川なんかもそうですけれども、いろんな人の知恵をお借りしたり、また役所でも努力をして新神奈川計画とか、それから経済企画庁の毎年の新経済社会七カ年計画のフォローアップなどに伴い試算を入れかえたりしながら将来展望を出して、ローリングでありますけれども、やっております。非常にまじめない方がいらつしやるのに何でこんなにおくれたのという疑問を感じたものですから、実は若干の人にちよつと電話をして聞いてみたわけであります。こういう話が実はありました。この数日前の県会でも論議があったようでありますけれども、県としてはどうも国の意向とあまり組み合わせる形で行きたい、県が余り先行するみたいな形になつてお互いに困るのではないかみたいな気持ちだと思ひますが、私、議事録を読んだわけではありまけんから正確であるかどうかは別にいたしまして、なぜおくれしているのかとい

うことについての知事の答弁などを聞いてみましたら、国との調整が十分なのでなかなかつくり得ない、あるいはまた国と県が不一致では困るというふうな答弁をされておるようであります。字面で言えばそんなことかと思ひますが、それらけれども、しかし十年前以来、格差の是正それから自治的、自主的發展ということが強調されてきたわけでありまして、何かそういう言葉で言うことではなくて、何か中央の政府が官庁の方から中央統制的なあるいはまた県民本位というよりも与党の皆さん方のおっしゃっている中央直結路線というふうな気がしてならなかつたわけでありまが、そういう意味で言いますと、県民の皆さんの要望を入れたものを早くつくりなさい、国の方は可能な範囲で極力それに対応するように協力をしますというふうに行行政指導するのが当然なので、県の方から国の意向が何か聞かなければなかつた公式の場であるというのはいかかかなというふうに関しておるわけでありまが、国の方の責任という立場を含めて、一体どういう経過なのか、あるいはそういう押しつけか何かをしていたのか、どうなんですか。

○美野輪政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、現行の振興開発特別措置法におきましても、県あるいは地元の意向を十分尊重して計画を決定していく、そういう基本的な考え方のもとに県に原案の提出権を認める。それから、国の審議会におきましても、現在の特別措置法が制定された際の国会の方の御意向としまして、できるだけ地元の意見をくみ上げられるような機構とするようにというふうな御指摘もございまして、国の審議会におきまします委員の構成につきましても、地元の知事、議長を初めといたしまして各界の代表を多数参加させておるということでございます。なお、先ほど国の方から強烈な行政指導をやっているのではないかと御趣旨の御質問がございまして、私どもも、私どももいたしましては、で

きるだけ地元の意向を尊重して国の計画を決定していくという法律の考え方、精神を十分踏まえてやっていきたいというふうに関しておるところでございます。また、もちろん非常に事務的な問題、技術的な問題等について御相談を受けることもありまが、協議をするのもございまして、私どももいたしましては、法律の精神を十分に尊重して作業を進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○伊藤(茂)委員 おくられてまいったことは、いま目の前の現実でありますから、経過についてはそれでいいのかなというのをずいぶん痛感いたしますが、ただ、私は県会の方などもちよつと聞いたことを御紹介しましたが、やはりもう長い長い期間にわたつて沖縄県民の皆様が非常に厳しい中に置かれてきたわけですから、こういう中でどうするかという場合に、中央コントロールがあるいは中央主導型ではなくて、やはり県民の要望、県民の各界の立場から、この間、各界の参考人の話を伺ひましても、本当に私も勉強になりましたけれども、そういう方々の、地元の皆さん方がこれからの沖縄をどう希望のあるものにしていくのかという案をつくつていただく、それに一〇〇%国が対応できるかどうか、今日の財政事情や行政改革のシーズンでありますから問題があるであらう、精いっぱいそれに対応するというのが基本的なルールだろうと思ひますから、何か特に、知事答弁のことを申し上げましたが、国のことを気にしてというふうな話になることはふさわしくないのではないかと、今後とも御留意をお願いしたいと思ひます。

特別措置法と延長問題と、それから第二次振計の中身に入ります前に、ひとつ内国消費税、開税の関係の特別措置の問題であります。これの方は五年間延長ということになっております。私も、税法から言えば、本則の仕組みからいって五年というのがめんどというのが多いわけでありまが、そういう法的な仕組みの問題もわかるわけでありますけれども、特別の措置でありますか

ら、特別措置法と合わせまして十年ということがあつてできないわけはなかつたんじゃないかなというふうに関しておるわけでありまして、この五年ということについて、いろんな措置をいままでも十年間とつてきたが、これから十年間の経過で考えたら、まあ五年くらいでいいんじゃないかな、それから五年で済ますというつもりはなくて、もっとやらなければならぬ現状だろうと思ひけれども、法律の仕組み上やむを得ず五年にした、したがって、五年の時点でそういう気持ちで対応していきたいということなのか。それから、事実上の税率の変更、これはいろいろ行われてきているし、その時点でも大蔵省関税局という立場からの意見もあるだろうと思ひますが、その辺どういうふうに対応されるつもりですか。この五年ということに關連をしてお伺ひをいたします。

○美野輪政府委員 まず、沖縄振興開発特別措置法につきましては、これを十年延長することいたしましたのは、これは沖縄の経済社会の現状が非常に厳しいという状況を踏まえて、やはり長期の総合的な計画を立てまして振興開発を推進していく必要がある、こういう考え方に基きまして、また第一次の振興開発計画がこれも十年計画として策定されたという経緯を踏まえて、これを十年延長することとしたわけでございます。

それから、復帰特別措置法につきまして、その各特別措置の内容を五年延長することにしたのはどういふことであるかというお尋ねであらうかと思ひます。この復帰特別措置につきましては、この法律自体が、先生御案内のように、沖縄が本土に復帰するに際しまして各面にございまして異なる制度がとられておりましたものをできるだけ円滑に本土の制度に移行しよう、こういう趣旨のもとにつくられた法律でございます。したがって、そういう法律の趣旨と、それから沖縄の厳しい現状、これらを勘案いたしまして、私どもとしては、なお今回御提案を申し上げております九項目についてはこれを延長する必要があるという

ふうに判断をいたしましたわけですが、この復帰特別措置につきましては、復帰当時おね五年間とされておりました、それが五十二年に五年間延長された。今回それをまた再度延長をするというふうな従前の経緯もございます。復帰特別措置法の趣旨とすると、それから従前の経緯、そういったものにかんがみまして、これを今回五年間延長することとしたものでござい

す。

○伊藤(茂)委員 私質問しましたのは、前と同じように五年である、それはわかります、そういう仕組みがあるということはね。大体見通しとしてまあ五年で、この辺でこういう措置も終わりで、あろうかというのか、その時点でもう一回考えるのか、法律上の仕組みが五年だから、やむを得ず継続しなくちゃならぬと思うけれども、税率その他の問題は別にして、一応五年という気持ちなのか、そのどれかということ伺ったので

す。

○美野輪政府委員 復帰特別措置を五年延長することといたしましたのは、まあそれぞれの個別の条項についてまた個別の事情もございますが、総じて申し上げますと、沖縄の経済社会の現状がきわめて厳しい、そういうことの中にあつて、産業面におきましてもあるいは県民の生活面におきましても、急激な変化を避けていこうという考え方に基づいておるものでございます。

私どももいたしまして五年たつたときにどうするかというお尋ねでございますけれども、ただいま提案しておる立場といたしまして、この五年内には沖縄の経済社会が相当変わっていくものと、他方では、振興開発特別措置法を延長いたしまして振興開発を強力に推進していくという考え方を持っております。そういったことの中で、経済社会の状況が好転いたしました、これらの復帰特別措置も必要がなくなるという状況を私どもとしては期待をいたしておるわけでございます。したが

は、これを五年後において再度延長する考え方は持っておりますというお答えになるかと思いま

す。

○伊藤(茂)委員 局長の期待はわかりますよ、期待の気持ちには。また、そういうふうになりたいと思われていて、しかし、私はこの十年間を振り返ってみても、これから十年間を考えてみても、率直に言つて数々の困難とイペラの道を歩まなければならぬ県民の状況ではないだろうかという気がしてなりません。それは十年間の総括、いま現実どうなっているのかというのを見て、格差の問題を見て、も広がっている傾向、さらにはまた自主的発展、経済発展のことについて、第一次振計からすればさまざまな積み残しが、大きな問題が残されているというわけであり

ます。

そういう面からいいますと、正直言つて、五年後の時点で、そのときの状況でさらに考えなければならぬというのが正直な気持ちであるべきじゃないでしょうか。まあまあ、もう五年で合計十年したんだからということはいまの時点で言うというのはいさよと行き過ぎじゃないでしょうか。

○美野輪政府委員 繰り返してお答えになろうかと思つてございしますが、復帰特別措置法の期待しておりますところは、できるだけ早期に、かつ円滑に本土の制度に移行をするということであろうかと思つております。そういったことの中で、沖縄の経済社会の状況等にかんがみまして、五十二年に延期をし、今回再度これを延期することといたしておるわけでございます。私どももいたしましては、この五年内にそういった特別の措置を講ずる必要がなくなるという状況を期待しておるわけでございます。この五年の延長措置につきましては、六十二年におきましてこれが廃止されるということを期待をいたしておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 局長、その期待よりも大事なものは現実ですから、現実にはベースを置いて今後とも御判断をいただくとお願いしたいと思

います。また、現実に対応をどうするかということについては、当委員会を含め国政レベルでの大きな責任のことであると思つて、何らかの形で、この審議の結果、そういうことが表明されるように希望しておきたいと思つて

います。

それで、中身の問題ですが、法律の延長、それからそれに伴つて三月、六月という話がございます。それだけでも、第二次振計、それに対して国の方

がどう対応するか、そのフレームのことについて、二お伺いしたいのですが、いままで十年間に国の負担あるいは投資として一兆二千五百億と伺っております。また一般行政費と合わせますと一兆三千三百億円余りになるというふうなことであります。これは先のことです。それから長期の試算というのはいさよとむずかしいと思つて、ただ計画でありますから、少なくともたとえば三年間ぐらいは見通しながら仕事をしなければならぬ、五年後ぐらいに向かつては一つのめどをつけなければならぬ。それから先になると一つの期待になるであります。しかし、そういう意味での先の見通しは、毎年ローリングシステムで検討しながら展望を立てて仕事をしていくというのは当然のことでありまして、私のところの神奈川なんかでも、都留さんを初めりっぱな人々の御協力をいた

だいて、政府のデータである新経済社会七カ年計画の毎年のフォローアップその他のことをベースにしながら試算をしたり、毎年改定をしたりしながら展望を立てていくというふうにはやられていて、ほとんどの県でそういうことはやられていて、というふうなことでございまして。今後十年間、第二次振計、その中身をどうつくるのか、数々のやらなければならぬ課題、テーマ、それについて、その現実的なプロセスあるいは年次別の活動とか計画とかいうふうなものになつていくだろうと私は思つて、ただそのベースが中身の中心になるのは、一つの試算に基づいた総枠の見直しというところが念頭にないと、これは魂の入らない何とかみないなことに実はなってくるだろうというふうな思つてあります。そういう意

味で、たとえばこの数年、これから五年、それから第二次振計が、六月の県案が完成すれば、同時に国の対応も試算をつくられるということだろうと思つて、いままでの十年間のさまざまな指数と比較して対応しながら、完全な今後十年間の投資プランとか財政収支計画はいつごろまではいかないと思つて、大枠それらについての計画は私はないわけではないと思つて、その辺はどうお考えですか。

○美野輪政府委員 特措法に基づきます振興開発計画は、先生御案内のとおりいわゆる総合計画、マスタープランとして性格づけられているわけでございます。そういうことで、いわゆる各年次別の事業の計画あるいは事業ごとの計画等々につきましては他の施設整備計画等々に含まれて考え、また年次ごとの予算につきましては、毎年度の予算におきましてこれを策定していくというシステムになつておるわけでございます。したがって、そういう意味での公式の試算、公式の計算といふものが、積算といふものはやっております。というのが実情でございます。

ただいよいよフレームワークの中でそういう要素を当然に考慮に入れて考えるべきであらうというところは御指摘のとおりであらうと思つて、試算といたしましては、種々の値を入れまして、また他の経済社会七カ年計画その他の計画等も種々勘案しながら、種々の数字を用いて試算をやつておるというふうな聞いておりますが、いわゆる試算という段階でございまして、まだそれによつて総額がどうなるというふうな形のものではないというふうに承知をいたしております。

○伊藤(茂)委員 沖縄の今後責任を持たれるお役所の皆さんとしては、当然そういうことについて内外に公表するかどうかという問題もあるであらうと思つて、そういうものの計画のベースになるものの試算の仕方にもいろいろ仮定を置かなければならぬということもあるであらうと思つて、しかし、一年ごとに来年度予算はどうするかというやりがらやらんじや、どうしようもな

いだらうと思ひます。それから、政府の経済計画にしても当初二百四十兆を百五十兆に変えたとか、新経済社会七カ年計画がございすけれど、こういうのがあつたあたりまえでありまして、そういうものをやりながら沖繩の長期の展望を考へる。一次振計のさまたまの問題点もこうやつて克服をする、このためにはこれだけの投資が必要である、できるかできないかといふことは次の問題になります、そういうことをやるのです、ようか、やらないのですか。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のようなフレームワーク、これは事実上の問題としては県においても作業をやつておりますし、私どもも私どもなりに可能な範囲での試算等を行つておるところでございます。ただ、それがいわゆる振興開発計画の表に出てくるという形のものではないと、むしろその中では基本的な事項、現行の計画では人口とかあるいは産業構造とか県民所得とかいう重要な基本的な項目につきまして一つの目標値を描いておられますけれども、ただいま先生が御指摘になりまして、たまたま数字につまましては、これらの計画をつくるためのいわゆる土台となるものとして各種の試算を行つておる、あるいは今後もお行おうとしておるといふことでございます。

○伊藤(茂)委員 政務次官もお聞きになつておるようですが、私は何でこんなに遠慮深いのか、何でこんなに消極的なのかという気がしてなりませぬ。道路にしろ住宅にしろ何にしろ、政府には十何本ぐらゐの五カ年計画がございすね。それぞれこんなに金を使つてはかなわぬと言われながら意欲的に計画をつくつておるといふのが現実でしよう。そういう中で、どういふふうな国全体の財政再建その他のプランをつくつたらいいのか、大蔵省が年じゅう頭を悩ましておるといふことになるわけですね。それぞれ担当のセクションとしてはあたりまえだと思ふのです。しかも、冒頭に申し上げましたように、また地元議員の皆さんの御質問もございまして、沖繩県民の置か

れてきた歴史的な経過、しかもなおかつ困難な現実、これらもうららかな道ではなくてたくさんイバラの道がある、いい意味で同情と共鳴を禁じ得ないわけがございすけれども、そういう意味からいって、さまたまの五カ年計画以上に意欲的なものをつくつて、またそれに対する投資額その他も頑強に要求してそれで努力していく、それからみんな努力しようといふ、沖繩の経済界その他も含めてみんなで努力しようといふことが必要なのはあたりまえといふふうには思つておる。なぜだろ、どうして私にはわからぬ。それからそういう意味からいいますと、過去十年間の一兆二千億余りの国の負担がありまして、国からの投資があります。恐らくこれから先考へればもっと大きくなることは物価その他から考へてもあたりまえのことでありまして、十年先まで総枠を出せないにしろ、これから五年間ぐらゐにわたつて過去よりも相当上回る計画があり、政府部内で調整が行われるといふのが筋だと思ひます。その辺の概括は一体どう考へておるのですか。

○美野輪政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、沖繩振興開発計画はいわゆる事業計画としてではなくて総合的なマスタープランとして策定されるという性格のものでございす。個別の事業実施計画でございす、個別の事業を積み上げてましてそれで計画期間内の事業総量といったものが計算されますけれども、この沖繩振興開発計画におきましては、そういう作業を計画の中に盛り込むことはいたしておらないわけでございます。先ほど申し上げましたように、その年度のそれぞれの予算額、事業量は各年度におきましてこれを確保していく、そのための基本的な方向、進むべき方向と、それからそのための基本的な施策を計画の中で明らかにしていくという性格のものでございまして、先生御指摘のように、一定年間の事業総量をあらかじめ計算する、あるいは

は確定するというような性格のものとは若干異なつておるといふことでございます。

○伊藤(茂)委員 沖繩県民の皆様に、厳しいけれども努力をすればこういう展望がある、こういうことを柱にしてみんなで努力をしてやつていこうといふことを示すが、現実今日時点での、国も含めた、県もそうですが、責任ではないだらうか。そういう意味でいいますと、言葉は悪いかもしれませんが、何か幽霊を追つかけていふような気がしてならないわけでありまして、まあ現実には現実でありますから、私はぜひそういう方向への努力をお願いしたいと思ひます。

また、そういう努力がなくて、抽象的な柱と方向づけのお経みないなことだけがあるといふことでは、文章を言ひますと、沖繩の発展のために平和で豊かな沖繩をどうつくるのかという言葉も書いてありますけれども、その方向にならないのではないかと、いふふうには思ひます。十年先まで、そういう方向への努力を懸命にやらなければならぬと思ひますが、大臣はいらっしゃいますか、副大臣、政務次官はいかがでございますか。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

もちろん沖繩の振興開発、これは復帰に至りますまでの沖繩の非常な過酷な歴史、そういうものを踏まえて、現在の振興開発特別措置法等が規定されておるわけでございます。十年たちました、私も、私も鋭意振興開発計画を実施してまいりましたけれども、なお非常に厳しいという状況がございす。そういう復帰のときの趣旨、精神を盛り込みました振興開発特別措置法を、おおむねその仕組みのままでこれを十年間延長しようといふ考え方も、復帰のときの考え方を現在変へる必要はないといふところがベースとしてあるわけでございます。私どももいたしましては、そういうことを十分踏まえて、沖繩の振興開発に積極的に取り組んでまいりたい、こういう考え方でございす。計画につきましても、そういう基本的な考え方、精神を踏まえて

して、これの策定に取り組んでまいりたい、このように考へております。

○伊藤(茂)委員 自治省もお見えになつておりますから、自治省と開発庁とまたがりますが、具体的なことを三つ、一緒に考へておると思いますが、

五十七年度の県予算、概括を聞いてみたわけでありまして、これは県債の発行比率が二五%ほど非常に急激に高まったといふ話を聞いております。これはまだ一けたですから、国と比較をしたらまだいいといふ考えはあるかもしれせんけれども、国のような果はどこにもないわけでありまして、もしこういうことが慢性化するとすれば、ただでさえも財政力、経済力の弱い沖繩で、起債能力あるいは将来の負担の積み残しといふふうな問題も起るのではないだらうかと実は懸念をするわけでありまして、その問題と交付税収入算定基準問題も含めていろいろ関係をしていくと思ひます。特に経済基礎、財政基礎が弱い沖繩でありますから、こういうことが慢性化をいたしましたら、国がいま苦しんでおると同じようになつたら大変だといふ心配をするわけでありす。その点が一つ。

それから、いままでの一次振計の経過をいろいろ聞いてみますと、特別措置法によつて高率の補助がなされてきた。ところが、各省持ち寄つて計画をして配分された事業に高率補助がつくといふふうなことになるので、使つた金額の総額とそれから事業の総量ですね、事業量と金額との間には非常にギャップが出る。事業量の方から見ると、他の府県に比べて、むしろ水準は高いといふよりも低いのではないだらうかといふようなことが言われておるわけでありす。そうなりますと、お金はよけいかるけれども、また特別の格差は正の措置をとらなければならぬけれども、事業総量は各県を下回るといふことではどうにもならぬ、抜本的に考へなければならぬのじゃないだらうかと思ひますが、その点をこれから先どう考へてまいりますか。

それから、これは文部省に關係するものかもしれないけれども、開発庁の方に伺いたいのですが、さまざまの社会資本を強化をする、公共設備を強化をする、そして格差をなくしていくと言われているわけでありまして、それぞれ強調されているわけでありまして、小中学校、公民館とか文化施設、たとえば小中学校を見ましても、用地の方はまあ原則、御承知のとおりに地元負担であります。私も、御承知のとおりに指定都市の關係などでさまざまな要望をしたり毎年やっておりますけれども、人口急増地域の際の学校の増築の五分の一補助、用地取得についての五分の一補助とか。何かいままでも聞きますと、学校の用地取得については全国全然そんな特別の対応はないから、地元負担だから沖縄も同じだというふうな話もあったのであります。私も、私も首都圏の中で、そういう点について特別の手当ではいろいろ要望し、また増額も要求しているというふうなわけでありまして、今日の沖縄県のあるいは各自自治体の財政能力、それから土地の値段が急激に上がっている、これらもまたかたがたの話題にございましたが、それらを考えると、いまある人口急増地帯、大都市圏についての対応と同じようなことが沖縄でもあり得ることである、また考えなければならぬことではないだろうかというわけでありまして、ほかに質問したいこともあるので、済みませんが簡単に、短時間でお答えください。

○木村説明員 御指摘のように、沖縄の財政の力というのは大変弱く、でございます。五十五年度の決算で申しますと、財政力指数が〇・二二一、全国が〇・四四八でございますから、およそ半分の基礎的な力しかないというところでございます。建設的な事業は、全体としては、各都道府県よりも高い比率で行っているわけでございますが、財政の構造の弾力性を示します経常収支比率で見ますと八四・二％、全国よりも五％ぐらい高くなっております。そういう計数は、たとえば人件費が一〇％ほど高いというふうなこともありまして、大変厳しい状況でございます。従来は地方債につ

きましては全国よりもその発行額は大変低うございまして、したがってその償還費、つまり公債費も低いわけでございます。これが将来もほとんどふえていくというふうなことになりますと、経常収支比率はさらに高くなってまいりまして、財政の運営はますます厳しくなっていくのではないかと、このようにふいに考えられるわけでございます。したがって、長期的にはやはり基礎的な財政力を養います地域の経済力の涵養ということが必要でございます。また、県独自にも経常経費の縮減等の自己努力も必要であらうと考えられます。将来にわたって、立ちおくれしております行政水準を高めていくために積極的な建設事業を中心とする行政を展開いたしますためには、国庫補助率のかさ上げ等を中心としてさらに積極的な財政措置が講ぜられていく必要があるというふうに考えているわけでございます。

〔委員長退席、川田委員長代理着席〕

○藤仲政府委員 お答えいたします。高率補助による国費額の配分は多いがこれを事業量ベースに直せばそうではないのではないかと、ここの御指摘でございます。確かに沖縄の場合は補助負担率の特例によりまして人口比、面積比いずれをとりましたとしても非常に高いシェアの配分を受けておられるわけでございます。ちなみに申し上げますれば、五十七年度の公共事業の予算額に占めます沖縄のシェアは二・八％でございます。それを事業量に直ちに直して見るといいますと、資料がございまして、自治省の方でまとめられた過去の資料がございまして、全国の県別の行政投資の実績を四十七年から五十四年度までの累計で示されたものがございまして、私もこれを参照してみたいわけでございますが、類似県に比べまして、やはり面積という点においては圧倒的に多いとございまして、人口比という点におきましては大体二割から三割程度沖縄の方が多く、こういうような実績にとどまっております。先生御指摘のような傾向が、やはり事業量ベースで見ますと出てまいるわけでございます。

それからもう一つ、学校の用地についてお尋ねがございました。確かに先生御指摘のとおり、人口急増市町村の場合以外にないのでございまして、沖縄の場合は四十九年度から、沖縄だけの特例といたしまして、復帰前のそういう人口急増の事態というものを参酌した特例がございまして、

○伊藤(茂)委員 事業量の関係のことも認識を伺いましたが、その認識も含めて効果のある二次振計をどうつくっていくのか、ぜひ前向きな努力をお願いしておきたいと思っております。また、小中学校の学校用地などについてもさらに格段の努力をお願いしたいと思います。

次に、外務省と施設庁に關係すると思えますが、お伺いしたいのですが、基地被害の問題であります。この間沖縄の先月の末の新聞を読んでおりましたら、嘉手納基地の周辺で、基地騒音で地域住民が賠償要求の問題、それから夜間の飛行禁止などを求めて提訴をした、訴訟を起こしたというニュースがございました。私はそれに関連して実は思うわけがあります。たとえば神奈川県厚木飛行場などの問題については、外務省御承知のとおり、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置に對する日米間の協定がございまして、たとえば二十二時から六時までの間はすべての飛行活動を原則として禁止をするとか、あるいはアフターバーナーの使用の禁止とか、日曜日の飛行訓練は最小限にとどめるとか、さらには、低空飛行を行ってはならないとか、ジェットエンジンの試運転時間の制限の問題、これも十八時から八時というところが書いてございまして、必ずしも守られているわけではございません。ときどき目に余る協定違反の行動があるわけでありまして、その点はその点でありますけれども、こういうものがあつて、しかもお互いに飛行回数、使用状況などを調査をいたしまして統計を提供し合うというふうな協定があるわけでありまして、これは昭和三十八年に日米合同委員会の中につくられた騒音対策特別分科委員会、日本政府代表、アメリカ合衆国政府代表という中で決められているわけでありまして、私

は、こういう嘉手納周辺の皆さんの切実な要求としての提訴を起されたということの中で大変疑問に思っておりますが、嘉手納飛行場周辺の場合は、こういう厚木の場合のような日米協定というものはあるのでしょうか。ないならばどうつくるつもりなんですか。

○伊藤(参)政府委員 お答えします。

米軍基地における航空機騒音の規制といいますが、なるべく周辺住民の方に迷惑をかけないように、米軍の運用目的に合致する範囲内において規制するというところでわれわれかねてから米軍等と交渉をやっております。先生御指摘のように、厚木基地、横田基地におきましては、三十年代後半に騒音分科委員会等の合意という形でございまして、その後私どもとしましては、各般の飛行場につきましては米側の自主規制というのを求め、米側から自主規制というところでわが方に申し送ってもらっているわけですが、それ以後につきましては、厚木、横田両基地の合意事項、もちろんそれぞれの飛行場の運用の特性によりまして違ふわけでございますが、厚木、横田飛行場とはほぼ同様の条件の規制というものを進めてもらっております。

嘉手納基地についてのお尋ねでございますが、嘉手納基地について申し上げますと、航空機騒音対策分科委員会の米側議長からの日本側に対する書簡としまして、日曜の訓練飛行はしない、抑えるということでございます。それから、通常の場合は午後十時から午前六時の間は飛行しない、これは厚木と全く同じ条件でございます。それから、場周経路につきましては人口密集地帯を避けるように設定している、エンジンテストは緊急やむを得ない場合を除き午後十時から午前六時の間には行わない、こういった内容で規制しております。私どもとしましては、こういった米側の自主規制というものを米側自身も守っていくように、また、私どもも事あるごとに周辺の騒音被害に對して米側としての注意を喚起しておりますし、今後その方針でまいりたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 米側からの書簡があるというお話であります。それは資料として御提出をお願いしたいと思いますが、いかがですか。厚木その他については広く私も見ておりますから、当然のことだろうと思いますが、それが一つ。

それから、いろいろ話し合った結果でしようけれども、米側から自主規制の書簡ということになっておるようですが、厚木の飛行場のように、日本政府代表、アメリカ合衆国政府代表、きちんと意思統一をして、協定書として、私も手元に持っておりますが、みんな持っておりますように、出されている。なぜそうならないのでしょうか。

それから、アメリカ側の方は、ミリタリーのことですからなるべく自由にやりたいだろうと思えます。厚木のようにきちんとしたものをも県民要望に基づいていまの段階でできない。だとすれば、これから当然つくべきだろうと思えます。いままでまたおくれでこういうものをつくってこなかったのは、厚木よりも嘉手納の方が飛行機の飛び回数がぐっと少ないとか、被害もはるかに少ないとか、そういう御判断があったのでしょうか。

○伊藤(参)政府委員 米側からの書簡を資料としてというお話でございますが、何分米側からの文書でございますので、私も私としては、その内容につきましては常に地元の方にも御説明申し上げておりますし、こうしたところでも御答弁しておりますので、そういったものは提出については差し控えていただきたいと思います。

それから、騒音分科委員会での合意という形をとらずにこういった自主規制という形をとったというところでございますが、日米間のこういった航空機騒音の調整におきまして、米側として飛行場の運用のためから自主的にこういった制限をする、その内容につきましてはわが方としましても一応満足し得る状況にあるという判断で、できるならば自主規制という形で個々の飛行場をやつていきたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 いまの答弁を聞きましたが、冗談じゃないですよ。日本は主権国家でしょう。日

本の国民の地位と国の安全を守る。外交、防衛上の政策の差はいろいろあっても、日本は主権国家でアメリカの属国ではないはずですよ。しかも、口頭では説明できるが、文書は出せません。何ですか、それは。私は、防衛施設庁も含めて、主権国家としての誇りを持って、もっと米側には言うべき点はきちんとやうという行動をとってもらわなければ、これは国民の信頼はとて得られないということだと思えます。

それから、厚木の飛行場も飛行回数が多くなっておりますが、厚木よりも嘉手納の方がはるかに巨大であり、飛行回数も多く、事故も多くて、騒音被害も多い。そんなことは明々白々な事実ですよ。ですから厚木でこの程度ある、数々の違反行為もある。私も飛行コースの下にいて年じゅう痛感しております。それ以上の強力な基地を、県民の平和と安全を守るためにどうするのか。

この間沖縄の新聞を読んでおりましたら、とにかく米軍が演習をして、小学校の校庭の上にもヘリコプターに兵隊さんがぶら下がって飛んでいるとか、いろいろな問題が起きている。学校の先生方もこういう状態についていい教育ができるかでないか、真剣な状態です。それにもかかわらず厚木にはあつて嘉手納にはない、こんな状況は私ばかりにおかしいと思ひます。ぜひこれはきちんとした対応をとってもらいたいと思ひつておりますが、時間がありませんがもう一つ質問があります。このままでいいと思ひつておられるのですか、さらにやるつもりですか。

○伊藤(参)政府委員 日米合同委員会ないしはその他の各分科会等を行ひまして日米間の交渉というものは絶えず進められておりますので、いま先生おっしゃいました形、私ももちろん日米対等の姿勢で常に臨むつもりでおります。

○伊藤(茂)委員 大事な問題ですから、責任ある人とまた機会を見て論争をいたしましょう。それから、もう一つ最後に、時間がございませ

んので、沖縄と私の地元の横浜と関連をしたことを実はお伺ひしたいわけでありまして。

この間いろいろ勉強しておりましたら、沖縄の第三海兵隊、この問題についてアメリカ側の発表したもののが載つておりました。それを見ますと、今月の初めのことでありますけれども、米軍が明らかにしたところでは、ことし十月から始まる八三会計年度から八九会計年度までの七間に海兵隊の装備、火力を飛躍的に強化をする、そうしてさまざまの装備につきましても、りゅう弾砲をどうするとか、あるいはまたそのほかの大砲をどうするとかいろいろ書いてございすけれども、最新型のに切りかえる、そして教団に戦力が強化するであろう、そして、その対応のトップとして沖縄常駐部隊が選ばれている、なぜ沖縄常駐部隊がその中心に置かれたのか、それは沖縄常駐部隊の海兵隊が海外で唯一のアメリカ海軍緊急出撃部隊であるからだと説明をされておる。またその報道によりますと、いつも問題となつておる果道百四号の閉鎖の問題なども含めまして、今後砲撃訓練の強化は必ずである、さまざまの訓練がますます激しくなるであろうということが報道されております。私も、こういう装備の強化改善、大幅な改善があればそういうことがふえてくるのではないだろうか、軍事上の常識からすればそう思わざるを得ないわけでありまして。

そういったしますと、沖縄でいま起こつておるさまざまの問題、山が裸になつて水資源が破壊されとか、私も新聞でそのカラーの写真を見ましたけれども、本当にひどいものですね。国破れて山河ありといふことがあるけれども、演習でもふるさどがなくなつてしまふ。そういう状態です。沖縄でもそうでしょうし、施設庁にいろいろな場所を再三私も要望いたしておりますように、国際ポートであるわが横浜にその海兵隊が突如として何遍か上陸してくるという状態にあるわけでありまして。長年の間使つてなかつたところに突如上陸をしてくる。そして富士山に行つて演習をする。沖縄と富士の演習場と横浜と実はつながつた形にな

つておるというわけでありまして、しかも神戸のポートピアの博覧会じやありませんけれども、私どもも大規模な国際ポートとして、日本ナショナルの国際ポートとして恥ずかしいようなきれいなものをつくりたいといふことで、これは今日から二十一世紀にまたがる大事業としての計画を地元の各界の希望の方向としてやつておる。その鼻っ先にそれがあつて、米軍がときどきやつてくる。迷彩服を着て大砲を引張つてやつてくる。このアメリカの沖縄駐留海兵隊がこの十月から火力戦力を飛躍的に強化をする、しかもこれから数年にわたつてというわけでありまして、私はこれを見ましては非常に心配なわけでありまして。沖縄県民にとつても心配です。平和なわれわれの町のところに、十年間も使つてないのに突如やつてきて、町の中を大砲を引張つて迷彩服を着てやつてくる、その回数がますますふえる、そんなことになるのではないだろうかといふふうに思ひつておる。私はこんなことはあつてはならぬと思ひますし、こんなことはアメリカの本国で演習すればいいんです。砲撃訓練の強化、それからわが横浜を通過して富士まで行く、こういう演習がますます激しくなる、こんなことはあつてはならぬと思ひますし、それらについての対応措置、そしてまた、どうも施設庁はノースピアの返還問題も一遍も毅然としてアメリカの方に言つていないやうであります。しかも新しいこんな問題が起きておるわけですから、この際、私はちゃんとした措置を、行動をとるべきではないかと思ひますが、時間が切れましたので、最後の質問としてそれをお伺ひしたい。

○加藤(参)政府委員 お答え申し上げます。私も八三年度の米国防報告、それから米国の軍事体制報告といったものを読んでみました。確かに今後海兵隊を含めて米軍の戦闘即応能力、それから部隊の機動力、継続能力等を強化する計画というものがそこでも明らかにされておるわけでありまして。具体的には、八三年度においてたとえ海兵隊の人間を二千五百人ぐらひふやしますと

か、あるいは火力の増強を図るとかいったような計画が盛られておりますことは私も承知しております。ただ、このような計画が沖縄等における海兵隊の戦力を具体的にどういう形で強化する結果になるのか、その辺のところはまだ定かではないというふうに承知しております。

いずれにいたしましても、安保条約上の目的達成に必要と認められる施設、区域につきましては、私も承知しております。また、この条約上の義務を果たしていくことを申し上げざるを得ない。その必要があると考えておるわけでございます。この関連で、米軍が安保条約の目的達成のために各種の訓練を行うという必要性は理解し得るところである。私も承知しております。また、米側との不断の接触ということを通じて努力を図っていくと承知しております。

○伊藤(参)委員 施設庁、そのノースドックの返還を要求してください。

○伊藤(参)政府委員 私どもとしては、日米安保条約に基づく必要な基地というのを提供しております。

それから横浜ノースドックにつきましても、現在米軍として有効に使用しておりますので、返還というものの見込みは現在のところないのではありませんかと承知しております。

○伊藤(参)委員 時間です。終わらしていただきます。

○川田委員長代理 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 この間、二月二十四日でしたか、開発庁あるいは関係省庁にいろいろお尋ねをしたのですが、審議も大詰めを迎えてきておりますが、改めて十分お尋ねできなかった点、また若干聞き落としたことなどを、まず振興法の面から触れてまいりたいと思っております。

この振興法が十年延長になろうとしているわけですが、もちろんこれは第二次振計と不可分の関係にございまして、せんだつても指摘をいたしましたように、できれば第二次振計の素案なり方向、内容というものが大綱だけでも明らかにされておれば、より問題点を浮き彫りにして法案審議というものができたであろうと承知しておりますが、残念ながらそういう状況下にはありません。しかし、いずれにいたしましても、この振興法が延長された場合に、これまでの復興十年のように名存実亡の法律にさせてはいかないと私たちは思うのです。今後の沖縄の振興開発あるいは県民生活をどうするかという重要な法案であり、これに基づいて第二次振計というものが策定をされることになるわけですから、そういう意味で改めてお尋ねをしたいのですが、この振興法で盛られておる各条章の実際の運用、適用というものを、これまでの十年の反省を含めてどのように生かそうとするのか。抽象論ではなく、もう少し具体的に明らかにしたい。だかねばならないと思うのです。

たとえば、よく言われてまいりました第六章の職業の安定のための特例、あるいは第四章の自由貿易地域、第三章の産業振興のための特例、こゝには振興法と沖縄振計の重要な目玉というか柱であったにもかかわらず、さつき申し上げましたように、ほとんど名存実亡の形になってきています。だから、われわれが懸念するのは、法律は延びたけれどもまた同じようなことを向こう十年なり繰り返してはいかない、そういうことに対する開発庁なり関係者の確たる御見解がないといかないと思っております。

そういう意味で、本来ならばこれだけ重要な法案を審議しているわけですから、担当大臣なり関係大臣がいなくてやるというの、われわれとしてもいささか合点がいかない点なんです。御案内のようないきなり政府委員の見解を聞いておきたいわけですが、そこらのことについては、この振興法が延長されて、二次振計の段階ではどのように位置づけ、どう活用していくのか、それをもう少し明確にしたい。だかねばならない。それから、いま私に挙げたことばかりではございませんが、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○美野輪政府委員 お答えいたします。現行の振興開発計画におきましては、本土との格差は正というのと自立の発展のための基礎条件の整備ということを二つの柱に置いて振興開発計画を推進してきたわけでございます。これは計画の上では並行した二本の柱という形で掲げられておりましたけれども、沖縄の経済社会の実態等からいいますと、格差の是正という方にウエートがかかっておったか、このように考えております。ただ、沖縄の経済社会の現状を考えますと、今後産業振興を強力に推進していかねばならぬという大きな課題を持っておるわけでございまして、そういう意味におきましては、産業振興のための基盤の整備、自立の発展のための基盤の整備に力を注いでいかねばならぬものというふうに考えておるわけでございます。

先ほど特に例示されました御質問のございました産業振興策あるいは自由貿易地域の制度、これらにつきましては、他の地域立法等に比較いたしますと、厚い優遇措置を講じておりますし、自由貿易地域制度につきましては、ほかの地域立法に例を見ない措置でございまして、先生御指摘のように、これらが必ずしも十分に活用されたとはいえない状況にあるわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今後の沖縄の自立の発展を図るためには産業の振興、特に産業間連鎖の核となる製造業の振興がきわめて重大なものであると考えておまして、私も承知しております。そのための水、電気を初めとした道路、港湾等の産業基盤の整備を強力に推進していかねばならぬ、また、これらの産業振興に当たりましては、やはりその主体となりますのは各民間の企業等となるわけでございまして、いわゆる政策的金融機関として設けられております沖縄振興開発金融公庫からの低利の融資等と相まちまして、御指摘のありました工業開発地区制度あるいは中小企業の業種別の振興の制度あるいは自由貿易地域制度等々に含まれます優遇措置をも活用いたしまして今後の沖縄の産業振興を図ってきたい、このように考えておるところであります。

○上原委員 依然として私がお尋ねしている、開きたいことに十分に答えておられないわけですが、せんだつて三月二日の参考人の意見陳述を見ても、要するにこれまでのような振興計画ではないか、またいま私が三つ引用いたしました、それが生かされなかったというところは異口同音にして六名の方々が指摘をした点なんです。産業構造の改善をどうするか、経済体質をどうするか、水さえも十分飲めない、水資源開発、エネルギー、電力含めて、雇用失業対策、人口フームが向こう十年ではおおよそ百五十万前後になるであろうことは間違いない。そうしますと、さらに十万人以上の雇用創出というものを想定しなければいけないということは素人でもわかる。この間指摘したわけでしょう。だからそういうことに対して、もちろんこれは不確実性の面があれども、大抵のところはこういう政策を立て、振興計画を立ててこの法律はこういうふうにかししていかうことではないかと思ふのです。それがいいんだ。

それは改めてお尋ねしたいわけですが、人口

が伸びるということとはせんだつての総務局長の話にもありました。特に雇用失業問題では、皆さんいままでは広域職業訓練、僕はあえてきょうは労働省を呼びませんでした、労働省呼んだって失業対策しか考えていないのですよ。しかし本当に沖縄の雇用問題を解決しようというのであれば、やはり産業構造の改善というものをやらなければならないのです、いまおっしゃったように生産部門を。そういう面で重ねてお尋ねしておきたいのですが、第六章なり四章なり三章というものをこれまでの十年のように、言葉は悪いかもしれぬが、名存実亡のような存在にはしない、十分第二次振計の中でこの条章が生かされるような形で振計を立てて実効あらしめる、それは間違いないです。改めて聞いておきたいと思うのです。

○美野輪政府委員 これらの各制度が必ずしも十分に活用されなかったという理由につきましては、前回の御質問の際に御答弁申し上げましたので繰り返すことを避けたいと思いますが、当時の状況に比しまして産業基盤の整備等々もかなり進展をいたしております。また、それぞれの中小企業あるいは県内の各製造業等の実態におきましても、十年前の状況とはかなりに體質改善もされ合理化も進められてきておる、あるいは合理化への意欲を持ってきたおるといふように私も判断をいたしております。したがって、これらの諸制度を活用する条件というものが徐々に整いつつあるといふように私も考えておるわけでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、さらにそういった基盤の整備も強力に図ってきたいといふふうに私も考えておりますし、また公庫を通じての融資その他誘導策を講じまして、二次振計の期間におきまして、これらの制度が名存実亡ではなくて文字どおり実効をあらわすように努めてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 お言葉を返すわけじゃないのですが、別に全くそういった基礎条件の整備がなされなかったといふことで申し上げているわけじゃない。

い。少なくとも、自由貿易地域の問題にしても雇用、職業安定の面にしても、あるいは産業振興にしても、期待どおりどころかこの条章が生かされなかったことは間違いないので、それをまた同じようなことをやっちゃいかぬということを描描をしているわけで、その基本は十分踏まえて二次振計の策定に当たっていただきたいと思うのです。そこで、時間も限られておりますので次に進みますが、そういう一つの基本問題がまだ説明されていないというところを指摘しながら、この間お尋ねできなかった点で、二次振計との関係もありませんから具体的に御尋ねをしますが、中城湾開発の件なんです。これはこれまでもたびたびお尋ねをいたしました、改めて御見解を聞いておきたいと思うのです。

沖縄県としては、この中城湾開発は中城湾港を港湾機能と生産機能と一体的かつ先導的に整備をして、既存企業をこの中城湾一帯に移転したいあるいは再配置をしていく、また、一方では新規企業の導入を図って、いま触れました自由貿易地域の設置、地理的有利性を生かした貿易中継基地の形成を志向しているように受け取っております。私たちも、この構想そのものについては中部地区住民を初め県民の願望でもありますし、基本的には異存ないわけです。しかし、この問題については幾つかの疑問があることも指摘をしなければならぬと思うのです。

まず第一に、環境保全、漁業権の補償が一体どうなっているかということ。地域住民の十分なコンセンサスは得られているのかどうか。第二点は、完成後の背後地の活用について、既存企業の移転、再配置は可能だとしても、果たして県外の新規企業の進出というものの見通しはあるのかということですね。糸満には漁港整備という面であれだけの埋め立て、造成をいたしました。これはそれなりの問題はあつたにしても、こういうふうによつても果たしてどうなっていくかという点。第三には、貿易中継基地を目指すとしているが、実際問題として内外船舶の入港の見通しがあるのか

どうか、単なる願望だけで終わりはしないかという点。第四は、現在及び将来の貨物量を想定した場合に、いま沖縄県内の荷役の取り扱い扱いは、たしか五十四、五年前後で外貨が二百九十五万トン、内貨が二百三十万トン程度で、合計五百三十二万トン前後ですね。そういう場合の那覇新港、いうところの安謝港との貨物取り扱いの競合は起きないかどうか。これも問題がないとは言えませんが、そして第五点は、那覇新港の代替港として、または自衛隊や米軍の新たな軍港として利用されるおそれはないのかどうか。こういうことについては、やはり私たちとしても説明をしていただかなければいけませんし、また運輸省なり開発庁の確たる御見解を聞いた上で、いまの疑問に答えていただいて、この問題も二次振計なりこれからの計画の中で生かしていただきたい。時間の都合もありますから含めてお尋ねをいたしました。この件については、ひとつ運輸省の御見解もお聞かせをいただきたいと思つております。

○藤仲政府委員 中城湾港は先生御指摘のとおり流通加工港として計画をいたしております。すなわち那覇周辺の過密を緩和し、沖縄本島中部圏経済の振興を図るために工業地を造成いたしました。それに原材料を搬入して加工する工場等の立地を図る、こういう構想でございます。したがって、いま那覇港、特に安謝新港との利用の調整がどうなっておるか、こういう御質問がございました。まことにござつてもございしますが、定期船を主体とする商港であります那覇港とはおのずから性格を異にいたしておりますので、そこはそれぞれ適切な利用の調整が行われるものと私も期待をいたしております。

それから港湾整備を行うに当たって、環境保全といひますか環境問題についてどういうぐあいに考えておるか、こういうお尋ねでございますが、当然のことながら漁業補償はこれから解決していかなければならぬと考えておりますし、工事を進めるに当たりますでは環境保全にも十分留意して

いくことは当然であると思つております。それから、完成後の企業立地はどうか、こういうお尋ねでございます。これは流通加工港として計画をいたしておりますので、まさに先生御指摘のとおり、将来この港が利用されるかどうかということにつきましては、工業用地における企業立地の見通しがいかがなもので重要でございます。私も、企業の立地につきましては沖縄県内の企業者の意向を調査いたしまして、県内企業につきましては立地の可能性が十分あるものと考えておりますが、県外から新規に立地の可能性ありや、こういう御質問につきましては、現在のところ具体的な計画は承知いたしておりません。港湾整備を進めるに当たりましては、いま先生御心配のような問題がございしますので、私も後背地におきまして企業の具体的な立地の動向というものをよく見きわめながら慎重にやつていかなければならぬと思つておりますが、その際にも、第二次振興開発計画の中でも二次産業の振興がうたわれておるわけでございしますから、県外からの企業の立地という点についても考えてまいりたい、このように思つております。

それから最後に、軍港として転用する可能性ありや、こういう御質問でございますが、私も軍港の代替としてこれを考えるというようなことは毛頭念頭にございせん。

○御巫祝委員 中城湾の港湾計画につきましては、沖縄県におきましていろいろの各種の御調査、それから港湾審議会における議を経、かつ昨年初めにおきましては中央港湾審議会においてこの港湾計画が審議をされたわけでございしますけれども、流通加工型の港湾、流通拠点港湾としての機能、さらには既存立地企業の移転の場所あるいは新規企業の立地というようなことを想定いたしました。その港湾施設整備を行うという基本的な方針を立て、それに従つて港湾計画が立てられておるところでございます。

におきまして、十分そういう可能性があるという判断をいたしまして、目標年次におきまして整備は五十六年から手をつけ始めている、こういう状況にございます。そのほか、いま局長がお答えになりましたとおりでございますけれども、その内部におきましては軍港等に使用されるというような要素は全然入ってございません。

○上原委員 その点、五十六年からたしか調査費、実調査費ですか、五十七年、これからの開発というか、この工事計画はどうなっておるのか。私が聞いている範囲では、たとえば那覇港とかあるいは平良、石垣港は、港湾整備の中で相当の予算を投資してきているわけですが、それから見るとこれは金目としてはさほど大きいものではないですね。どのくらい予算を立てて、これからいつまでに完成していくのか。そこいらも少し明確にしておいていただきたいと思います。

○藤仲政府委員 お答え申し上げます。

先ほど港湾局の計画課長が答えられましたように、これは五十六年度から整備に着手しているわけですが、五十六年度から六十年までに及びます第六次港湾整備五カ年計画の中におきましては、直轄事業費におきまして九十億円、補助事業費におきまして二十四億円、起債事業費におきまして八十三億円、合計百九十七億円をこの港湾の整備に投入することになっております。それによりまして、施設という面で申し上げますと、水深十メートルの岸壁を一バース、それから五メートル半の岸壁を三バース、合計四バースを整備いたしますとともに、航路水深十メートルのしゅんせつ、泊地が五メートル五十から十メートルにわたるしゅんせつ、その他臨港道路、緑地等の整備をあわせて行うことになっております。

○上原委員 そこで、若干まだ疑問点もあります。要するに「中城湾港湾計画（新港地区）」の概要「昭和五十六年、去年沖縄県が作成したこの方針がありますね。これに基づいておやりになるということになっているわけですね、簡単に申し

上げますと。それが一つ。

もう一つ、さっきの件、那覇港との関連もまだ私は疑問を持っています。この計画によりまして、港湾の能力として目標年次における取扱貨物量は次のように見えているわけですね。外貨が百九万トン、内貨が百六十六万トン、合計二百七十五万トン。で上がった段階では大体このぐらいの能力はあるが、実際そういう取扱量が出てくるのかどうか、ここいらは単なる数字をはじいただけなのか、運用面でどうなのかという点をもう少し明らかにしていただきたい。

私がなぜこの点を言うかといいますと、海洋博のときに、瀬底島の向かいに新渡久地港をつくりましたね。私はあのときから疑問を呈した。ぼくはそういう面は全く素人なんです。あそこは港をつくっただけに渡久地はむしろ死んだ。あそこは、正直申し上げて、海洋博を見る人の便利はあったけれども、地元のためにほとんどならなかった。こういうのは、えてしてそういうことがあるのです。だから私は念には念を押しておきたい、一つの例を言いました。せつかくお金をかけて、宝の持ちぐされになってもいけないのです。そういう面で、この点は政府としても見通しを立ててやっていってほしい。私は、県のそれぞれにこの企画をしてやっておられる方は非常に真剣に、この那覇近郊のいわゆる県内企業の再配置という面で御苦労なさっている点もわかるわけですが、せつかくこういう構想を立てても、また結果としてうまくいかなかったということになりまして、問題を残さないとも限りませんから、もう少し、いま私が指摘をした点を含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○藤仲政府委員 お答えいたします。沖縄県の計画との関係につきましては、緊密な連絡のもとに私ども港湾計画を進めていく所存でございます。それから、港湾取扱貨物量が目標年次にそうなるのか、こういう御質問でございますが、これは

先ほど先生から御指摘がありましたとおり、まさに後背地の企業立地の動向のいかんによるわけでございます。これが計画どおりまいりますれば、目標年次においてはそのような見込みの港湾取扱貨物量が生じてくるものと私も考えております。要は、先生いまおっしゃいましたように宝の持ちぐされというようなことにならないように進めていくことが肝要でございます。御趣意を体して慎重に進めてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 その点、運輸省もいいますね。どうですか。

○御巫説明員 ただいま先生御指摘になりましたように、いろいろな条件が想定されたとおりに動くということになりますれば十分その取扱貨物量が出てくる、また企業の立地も行われるというところでございます。やはり地元におきます関係諸機関、いろいろ努力を払ってその目標を達するようにならなければいけないかと思っております。

○上原委員 ぜひそういった面を十分御考慮に入れて御努力をいただきたいと思ひます。

次に、通産省のおいでと思いますが、せつかくこの間も来ていただいたのですが、これもお尋ねできないうで大変失礼しました。

私は、沖縄振興開発あるいは沖縄の産業開発とかいろいろのことを考えます場合に、よく政府も言うことなんです。現行制度の中でもっと活用をしていけば非常に有効性があるものも相当あるのじゃないかという感じがするわけです。したがって、これは県なりあるいは関係者、またわれわれも含めて努力をしなければいけない点だと思ひますが、たとえば第一次振計でどうして一つも二次産業を企業誘致ができなかったのか。これは鶏が先か卵が先かというような議論じゃなくして、もっと実のある議論をしなければいけないという立場でお尋ねするわけですが、振興法でも、さつき申し上げたように、実際に必要だから「産業振興のための特別措置」というものを第三章で

設けたはずなんです。だが、これが全然活用されなかった。なぜだったかを説明しなければいけないと思ひます。

同時にまた、工業再配置、これはちよつと性格は違ひますけれども、工業再配置促進法というものも実際にあるのです。工業過密地帯から工業過疎地帯へ工場の再配置等を促進するための法律、これはちよつと沖縄が復帰した年にできた。しかし、これが今日までほとんど生かされていなかった。ただ糸満市の公有水面埋立臨海工業団地について、工業団地造成利子補給金が五十年から五十五年まで約八千一百万ぐらい適用されただけ。そこで、いまはこの法律ができたときの経済環境なりとは違ひけれども、こういうことについて、もう少し開発なり通産省なりが沖縄県とも相談をして、産業開発というものの、企業誘致というものを促進をしなければいけないと私は思ふのですが、これがうまくいかなかったのは一体どこに原因があった、また今後はどういうふうにお考えなのか。二次振計の中でこういうことも多角的に取り入れながら着実な企業の立地、産業の開発、もちろん公害問題がありますけれども、そういうことをやらなければいかぬと私は思ふのですが、この件についてのそれぞれの御見解を聞かせておいていただきたいと思います。

○小林説明員 先生御指摘の工業再配置促進法がいかなる効果を沖縄地区に与えたか、また今後どういう見込みであるかという御質問でございますけれども、工業再配置促進法は四十七年にできまして、日本全土の過密過疎を同時に解消するということをねらいにした法律でございます。その法律に基づきまして、工業再配置促進費補助金という制度、それから、先生いま言及されました工場団地に対する利子補給金という制度を設けております。沖縄県に對しましては、前者の補助金のケースでございます。五十六年度に一件、補助金を交付する予定にしております。それから、五十七年度におきましても、現段階の予備調査におきまして補助要望が上がってきております。し

かし、この工業再配置促進費補助金といひますのは、工場が進出をいたしましたのに伴ひまして後追的に企業なり市町村のために補助金を交付するものでございまして、必ずしも工業の誘致ということに時期を同じくいたしまして補助金を交付する制度になっておりません。したがって、あくまでも企業誘致の場合の誘因の一つとして使われておるという実態でございまして。

それから、いまおっしゃいました糸満の工場地の利子補給金につきましては、おっしゃいますように五十年から現在に至るまでおよそ八千万円の利子補給をやっておりますけれども、これも団地の分譲価額というものを少しでも安くすることとございまして、これは、今後とも利子補給というものはやっておりますまいらねばならないというふうな考へております。

○上原委員 開発庁もこの件の活用をどう考へてゐるか、ちよつと聞きたいのですが、もちろん後追的なものであるということ、これは、再配置しなければ助成措置できないわけですからね。しかし、これも運用の問題だと思ふのです。だから、場合によつては県なり市町村が積極的にその法律を活用していかうと思へばできないこともないと思ふのだが、違つてゐるかも知れません。

いまおっしゃいましたように、これまで糸満の臨海工業団地に適用というか利子補給をやつたわけですが、五十六年に一件申請がある、五十七年も大体そういう調査の上、対象になつてゐる、それはどういふ業種なのか、差し支えなければお聞かせいただきたいと思いますし、開発庁、どうもみんな縄張り争いで、開発庁はこれだけしかない、通産省はこれだけしかない、運用はこれだけしかないといふことではいけないのだよ。沖縄の振興開発なりいろいろな問題ではやはり相互連関でやらなければいけません。場合によつては県にも打診するぐらいの意欲と姿勢がないといひかれないと思ふのです。そういう点はどうかお考えなのか。

二次振計でもまた同じように、ああ、あれは通産に任せておけや、こつちはこつちだといふような消極的のお立場なのか、少し御見解を明らかにしておいていただきたいと思います。

○美野輪政府委員 先ほど来、いわゆる工業開発地区制度あるいは産業振興等の各制度が必ずしも十分に生かされなかつた原因は何かというお尋ねがございまして。私ももといたしましては、基本的には水、電気に対する不安とかあるいは産業基盤整備に対するおくれといひますか不十分であるというふうな面、さらに工場用地の具体的な造成が、これまで工業開発地区の指定はございましてけれども、用地の造成等がなされておらなかつたというふうな状況、それから、ただいまの御質問に関連するかと思ひますけれども、県、地元を含む誘致への取り組みというものが必ずしも十分でなかつたというふうな面があるかと考へております。私も先ほど御答弁申し上げましたように、今後の沖縄の振興開発のために産業の振興、特に製造業の振興は最も重要な課題であるといふふうに考へておりました、そういう基本的な認識のもとに、今後県との調整がございましてけれども、振興開発計画を策定していくという考へ方でおるわけとございまして、そういうことの中で当然関係省としての通商産業省等とも協議をしながら、これらの各特別措置あるいは先生ただいま御指摘の沖振法以外の各種の制度等々につきましても、これを有機的に組み合わせまして実効を持たせるように努力をしていきたい、このように考へております。

○小林説明員 先生お尋ねの五十六年度並びに五十七年度に予備調査で上がつてきております補助金の対象の工場の件でございまして、いづれの場合にも緊要、土石関係の企業でございまして。

○上原委員 それは予算額ではどのくらいの申請ですか。もし差し支えなければ……

○小林説明員 五十六年度の案件につきましては、具体的には具志川市に対して補助金を交付する

予定にしておりますけれども、一千万円強という状況でございまして。五十七年度につきましては、現段階でまだ予備調査で上がつてきておる段階でございまして、数字は申し上げられないわけでございますけれども、一千万円より低いものが御要望として上がつてきておるという状況でございまして。

○上原委員 ぼくみたいな貧乏な者には一千万は大きな金なんですけれども、しかし、これで工業再配置なり工業立地というものがかなり活気づくと思へませんね、いまのようでは。それは通産省のせいではないでしょうか。だから私が指摘をしておきたいことは、いろいろあるでしょうが、やはり現行制度なり現行法というもののいろいろな助成措置があるわけだから、それをもつと有効に、実際に仕事してゐるのは政府なり県なりなんに、ぼくが仕事してゐたら、こんなものもつと利用しますよ、本當言つて。そういう面をやつていただきたいといふことを指摘しておきたいと思ひますし、できるだけこの産業開発ということにもつと本腰を入れていただきたいといふことを要望しておきたいと思ひます。

次へ進みます。これも二次振計と関連するのですが、確かに、沖縄の十年を振り返つてみますと、道路なり港湾なり、いろいろな社会資本の整備が進んできたことは否定はいたしません。しかし、それはそれなりの有効的なことをやつたから格差が縮まりあるいは同じ水準までやがて到達するといふことになつてゐると思ふのです。しかし、なつてゐない問題がたくさんあるわけですよ。この間も指摘いたしました。観光産業も重要と言つても、観光施設の面についての助成措置といふものは全くなされてゐない。もう一つ、これからの二次振計を策定するに当たつて大事なことは、やはり皆さんもソフト面といふことを非常に強調してこられましたね。だから今度は何つけなわけですから、一次振計で何ができて何ができなかったのか、これはある程度検証すればわかるわけですからね。二次振計を策定するに当

たつても、また同じようなことを文章化したつて、計画立てたつて、これはもううそだ、できないよと、これはわかりますよ。そういう面では二次振興開発計画というものは相当つくることもむづかしい面が出てくると思ふ。しかし、できるものもあるんですよ。

そのでるものをちよつと提案をしておきたいわけですが、たとえば文化施設の問題、これはいま高率補助の対象になつてゐませんよ。沖縄県が文化施設基本計画というものを最近おつくりになつてゐることも御承知だと思ふのです。また、教育庁が総合文化センターについての答申をなさつてゐることも御承知かと思ふのです。そこで、高率補助の見直しとか何だか言つとすぐいろいろな雑音があるわけですが、なかなか大変だといふことはわかつてはいますけれども、しかし、依然として格差があり整備がおくれている。あるいはそういう施設がないといふものについてはいや、これはこれからつくらなければいけません。つくらないといふとますます格差は拡大していか縮まらない、本土の各都道府県だつて年々進歩してゐるわけですから。そういう意味で沖縄の文化施設といふものの現状が一体どうなつてゐるのか、文化庁あるいは文部省来ておられると思ひますから、御説明をいただきたいと思います。

○石井説明員 文化普及課長でございまして。全体についてお答えするのはなかなかむづかしいと思ひますが、いま先生のお話がありました中で文化会館の問題につきまして、私もほかでできるだけ各地方に、人口十万人以上のところを対象にいたしまして原則的に文化会館を整備していくといふことで進めてゐるわけでございますが、沖縄県につきましては、私もほかの方で補助金の対象として講じた文化会館は現在ないわけでございます。県立はもとより、市立の一応市民会館とか言われているものは幾つかあるようでございますが、そういう点につきましては、現在まで整備されてゐない実情でございまして。

○上原委員 ないんだよ。ないのになぜ開発庁も

文部省もこれをするということを入れない。きょう私はばつぱと問題だけ指摘をしていきたいのでありますが、文化会館設置状況というのは、教育委員会のも知事直轄のものも、沖縄は一つもないんですよ。市町村がわずかに三つだけあるんだ。一番うまくいっているのは、県立ではたしか愛知とか埼玉とか神奈川、ここに偉い方がいらっしやる北海道もいいます。本当にないんですよ、これは。こういう実態。しかも沖縄の伝統工芸、あるいは三線小でも、三味線にしたってあれは何もハブの皮だけ利用しているのじゃないのですよ。沖縄県民の心なんだ、あの三味線というの。ぼくは弾けませぬけれどもね。そういう芸能文化とかそういうものをもち私は二次振計では取り入れなければいかに思うのだな。だが、残念ながらそれに対する助成措置というのはされていない。これなどはわれわれも勉強だった点も反省しなければいけない点かもしれないが、復帰の段階でもっとこういう面を取り入れるべきだと思えます。しかし、実際に行政をやっている方がそういった面をどんどん問題提起をしてやるといふことでないと格差は埋まらないんじゃないですか。

そこで、どうしてもこういうことについてはもっと積極的な施策が必要ですね。県民総合文化センターとか美術館の設置とか民俗芸能劇場など、要するに総合文化センター基本計画というものが最近になってようやくできておりますが、あれだけ戦災を受け、もう沖縄というところまず基地の町だ。基地撤去もやらなければいかにぬのだが、あるいは失業、雇用。最近水が干涸び、そこちで水の話をするから、きのうから雨が降っているらしいからよかった。そういう悪いイメージを皆さんだつて、——僕の顔がそうじゃなくて、沖縄の現状がそうなんです。だから大きい声で文句も言うのだ。したがって、こういうことについては、開発庁なり文部省なり政府全体として二次振計にこの文化施設の建設促進というものを私はやはり取り入れていただきたい。予算措置について

はこれはいろいろあるでしょうから、知恵をしぼってもやるべきだと思うのですが、開発庁なり文部省、これはぜひやっていただきたい。いまあなたが言ったが、まさにそうなんだよ、資料が示すとおり。きょうは細かいところまでは言いませんが、どうでしょう。

○藤仲政府委員 先日にも上原先生の御質問にお答えいたしましたように、現在の沖縄の特例補助率の体系の中ではおっしゃるような面がございまして、そういう点から進まないのではないかと、こういう御指摘をちょうだいしたわけでございます。私も、全体としましては地方団体の負担を大幅に軽減しているから、そこで浮いたものを回していただきたいというのがわれわれの考えでございますけれども、いま御指摘のように文化施設等のおくれがある、こういうことは私も県庁の方から聞いておりますので、今後補助制度のあるものないもの、あるいは補助率が低いものあるいは定額のもの、いろいろございましてけれども、県当局とも十分に協議をいたしまして幅広い対応を考えていかなければならない、このように考えております。

○石井説明員 現在文化会館につきましては、一律八千五百万の定額補助でございます。大体平均的に申し上げますと、工事費二十億ぐらいにかかっておりますが、約二十分の一補助ということで、あとは起債によつて措置していただくというのが現状でございます。沖縄につきましても、私も文化会館につきましても補助率等特別な措置を講ずるといふことにはなっておりませんので、県あるいは市から申請がありましては八千五百万円とては補助金の枠といたしましては八千五百万円というところに相なるかと思つてございまして、

○上原委員 こういう状態ではこれは進みませんよ。だから政務次官、これはよく開発庁なり文部省なり関係省庁で御検討いただいて、二次振計でソフトウェアを大事にしていかなければならぬ、それは言葉だけじゃいかぬですよ。これはよく御検討いただけますね。

○美野輪政府委員 先生御指摘の文化の振興につきましては、私どももソフト面における振興開発の重要な分野であるというふうに認識をいたしております。沖縄の歴史と風土にはぐくまれました地域性豊かな文化の振興を図っていくという必要があると考えておりまして、今後県あるいは関係省庁とも十分調整を図つて、二次振計の中における位置づけを検討してまいりたい、このように考えます。

○上原委員 これはもう強い県民的要求でありまして取り入れていただきたいということ、復帰十年を記念して、何か変な記念式をやるよりは、むしろ二十億ぐらいの県民センターをつくるぐらいのものをやってみたらどうですかね。いまそういうのが必要なんです。そういうことも含めて、われわれも提起をいたしますけれども、県の関係者に対しても、いま総務局長お答えいただきましたが、二次振計の重要な柱として位置づけたいことを改めて要望しておきたいと思ひます。

次に、きのう島田先生から農業問題については相当詳しく御指摘なりお尋ねがありましたので省きますが、改めてここで私も指摘をしておきたい点は、要するに沖縄の将来というのを考えた場合に、第一次産業の果たす役割りというものはどうなとも否定できないと思うのです。非常に重要な地位、役割りを果たしてきた。今後もサトウキビあるいはパイナップルという重要作物の育成というのにも必要ではありますけれども、もっと沖縄の亜熱帯気候を生かした花卉園芸、よく言われる野菜栽培等々を進めてまいらなければいかぬと思うのです。そこで、二次振計の策定に当たつても、農業基盤整備の問題等は重要な柱としてぜひ位置づけ、これからの措置を講じていただきたいと思うのです。

○藤仲政府委員 お答えいたします。ただいま農林省から御答弁があったとおりでございます。農業振興に関する沖縄県の考え方を十分取り入れて第二次振興開発計画を策定した

○川村説明員 お答え申し上げます。沖縄の今後の経済社会の発展にとりまして、御指摘もありましたとおり、農林水産業等第一次産業の発展を図ることがきわめて重要であるというように考えております。沖縄の今後の農林水産業の発展の一つの基本方向といたしましては、これも御指摘ありましたが、やはり沖縄がわが国唯一の亜熱帯性気候地帯であるという特色を十分に生かしまして、冬野菜、春野菜あるいは花卉等本土向けの新しい作目の振興開発ということにも十分意を用ひまして、農業振興の基本方向としては、農用地の保全あるいは農業用地の開発整備を進めながら基盤整備に重点を置いて、基礎的な農業振興の発展条件というものを整備してまいらる所存でございます。

具体的農業振興の今後の方向につきましては、御指摘もありましたとおり、今後策定されます第二次沖縄振興開発計画におきまして、農林水産業といたしましては、沖縄開発庁とも十分協議いたしながら、県の農業振興の基本方向についての考え方を十分尊重いたしまして対処してまいらる所存でございます。

い、このように考えております。

○上原委員 試験場のことについてはお触れにならぬが、これもやはりなかなかやろうとしないのです。原産種農場をつくったというだけじゃいかぬのです。二次振計ではそこいらも含めて御検討をいただくことを注文をつけておきたいと思ひます。

次に進みたいと思ひます。これも復讐十年の経

括的なところもありますので、本当ならもっと多くの時間をかけた質疑が必要なのですが、やはり国会は限られたところもありますので、旧日本軍接収用地の問題なんです。これは解決できそう、できないうちでもある。とうとう復讐処理の最重要課題の一つとして依然として残ってしまいましたね。大蔵省おいでだと思ひますが、これはいろいろ性格の違った面もありますけれども、日本軍が取り上げた用地にいたしましても、たとえばいま問題になっております読谷飛行場の問題あるいは八重山石垣の飛行場、平得、名蔵でしたか、そういう一帯、宮古。解決方法もみんなまちまちなんです。しかし、実際問題として日本軍が強制収用したことだけは事実なんだ。地料も払わなかったり、あるいは一部払ったようなところ、大蔵省は払ってあると言ひけれども、これも明確じゃないですね。そこで、これも沖振法の第九条で「国有財産の譲与等」という面があるわけですね。恐らく、復讐をすればいろいろケースが出るであらうから、こういうことも特例を追って法律というのでできたと私は思ひます。

そこで、現状はどういう状況になっておるのか。たとえば宮古島の旧日本軍接収用地につきましては、五十五年の十一月一日で大蔵省から農林省へ所管がえとなつて、同日付をもって現耕作者に農地法の第三十六条の規定に基づいて売り渡し処分がなされた、これは一つの解決方法だったかと思ひます。そうであるならば、当然石垣市、八重山のものについても同様な取り扱いが——もちろんそれで満足するとは言ひませんよ、それでもいいということでもないでしょうが、一つの方

法としてはそういう面があるということだけは前例としてあるわけですから、そこいらはどうなのか。何回か問題にしましりました読谷補助飛行場のいわゆる旧地主への返還というものはどういふふうに行つていくのか。これなどもやはり土地の効率利用という面から考えても、この種の問題も二次振計と無関係ではないですよ。改めて現状と今後の解決策について、御見解を聞かしていただきたいと思います。

○太田説明員 お答え申し上げます。

旧軍の買収地につきましては、五十三年の春に私も国会に提出いたしました「沖繩における旧軍買収地について」という提出資料がございまして、ここに書いてありますように、私法上の契約で国有地になつたというふうに承知しております。

それで、具体的にいろいろ事例があるのだということをお話しになられたわけでございますけれども、こういった国有地の一般的な処理の方針をいたしましては、先生御承知のように沖繩振興開発特別措置法第九条というのがございまして、関係地方公共団体等が「振興開発計画に基づき事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。」というふうに規定されておまして、それで具体的に、現在の政令におきまして対象施設の範囲、これは小学校それから中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の施設といふことになっておまして、現に地方公共団体に対してまして小学校用地として無償譲渡した、こういうふうな例もあるわけでございます。今後とも、地方公共団体の方から具体的にこういう用途にしたいんだというふうなお話があれば、第九条の趣旨に即しまして考えまして、できるものは、これは第九条に規定しておりますやり方で譲渡なり貸し付けなりということになると思ひます。

○上原委員 ちょっと、わかつたようにならぬようにところがあつたのですが、いずれにしても、そういう申し入れがあれば、九条を生かして地方公共団体への譲渡は可能だということですね。そこで、これも七九年ですけれども五十四年ですね、三原さんが長官をなさつておられたころ、国有地が前提であるが、沖繩振興開発特措法で何とか利用できないものか前向きに検討したいと参議院で答弁なさつておりました。これはそういう解決方法でいいとは私は言ひませんが、しかし一つの方法として、読谷飛行場の跡地の問題あるいは石垣市、八重山ですね。宮古は一つの例としてさつき例を挙げましたようにそういう措置をやつたわけですね。それは可能性はあるということですか、そういうことでやろうと思ひます。どうですか。そこをもう少し明確にしておいてください。

○太田説明員 地方公共団体の方から具体的なお話、つまり公共の用に供するということで具体的ににお話があれば、その内容に即して前向きに検討させていただきますということになるかと思ひます。

○上原委員 開発庁としても、この件は、軍用地返還の跡地利用の問題もこの振興法に盛り込まなかつた点、われわれも疑問で不満なんです。要するに土地の効率利用という面から考えると、やはりこれは大蔵省に任せただけじゃなくして、振興法そのものの担当者は開発庁だから、いま言うようなことを、しかも担当開発庁長官が過去にそういう点は答弁しているわけだから、もう少し戦後処理の一環としてこの種の問題も解決できるところはやることではないかと思ひます。この点について、大臣が答えたことにまた局長から聞くのもどうかとは思ひますが、しかし、実際は皆さんがやられている仕事しか大臣だつてやらないわけ。問題は、その付近に座つておられる方がどうするか、ああするかなんだ、仕事というのは。どうですか、そこいら。

○美野輪政府委員 先生ただいま御指摘になりました五十四年の三原元長官の答弁は、当時なお紛糾いたしておりました読谷の国有地問題につきまして、開発庁として一つの解決の方策を示唆した答弁であつたと思ひます。私ども、現在も、当時の大臣の答弁そのとおりに、条件を整へばいい、このように考えておるところでございます。まして、先ほど大蔵省の方からも答弁ございましたように、地方公共団体から具体的に利用計画を御相談いただければ、私どもも前向きにこれに相談してまいりたい、このように考えております。

○上原委員 こういう問題も、指摘されるとやろ、それでなければそつとしておくということじやいかぬと思ひますので、もちろん読谷の飛行場問題は旧地主に返還せよというのが基本ですが、ただ原則論だけでいいのかということになると、いろいろまた御意見もあるでしょうから、そういう基本を踏まえながらも、土地の有効利用ということ、かつてはへんびという町外れだったかも知れませんが、その飛行場の周辺は全部民家になつて、危険な演習をやつておるという状況にあるわけですからね、そういうことに対しての解決策というのはほんとに現実的でないかと思ひます。その点も注文をつけておきたいと思ひますし、大蔵省もひとつ積極的に対処をしていただきたいと思ひます。

次に進みたいと思ひますが、時間がなくなつて困りますので、若干公用地法の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。これは短時間でとても議論できない問題があるし、また、きょうも施設庁長官くらいせめて出てくれと言つても、参議院の予算の都合で出られないということ、いささかどうかと思ひますが、要するに公用地等暫定使用法が五月十五日に期限切れになるということで、米軍用地特措法に基づいて、いま契約に反対をしている地主の土地を強制収用しようとしておるわけですね。防衛施設庁はいつも非常にずいぶんです。県にこれを収用せしめようとした根拠は一体何なのか、それが一つ。

それともう一つは、これまでもしばしば言ってまいりましたが、施設庁は、公用地法の再延長はやらない、新規立法もやらない、これは何回か明言をしてきたわけですが、県の収用委員会の審理状況から見て、五月十五日まで皆さんとしてはどういう手順を踏んで結論が出されると見ているのか、こういうことについて、改めて防衛施設庁の立場をこの際明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○伊藤(参)政府委員 お答え申し上げます。

駐留軍用地を日米安保条約の目的達成のために取得して米側に提供するというところで、私ども、沖繩の米軍用地につきましても、そういった手続をとっているわけでございます。もちろん先生御存じのように、基本的には民公有地につきましては、所有者の方の御同意を得まして、これを取得して提供するというたてまえになっておりまして、私どももそういう努力をいたしまして、現在、民公有地につきましては、二万何千件かの対象に対して、九・四％の地主の方の御同意も得まして、大部分の土地はそういう形で、貸借契約でもって使用させていただいているわけです。それで、公用地暫定使用法に基づいてなお賃貸借契約に御同意いただけない方につきましては、やはり国として正当な法的手続をもちましてこれを取得すべきだということで、御承知のように一昨年来、公用地暫定使用法の対象土地につきまして、今年五月十五日以降も引き続き米軍用地として供する必要があるものにつきましては、駐留軍用地特措法の手続をとっているわけでございます。

それから、公用地暫定使用法の再延長あるいは新規立法ということについてお尋ねでございますが、現在あります実定法の特措法に基づきまして、私どもとしましては総理大臣認定も得まして、那覇防衛施設局長の名をもつて沖繩県収用委員会に裁決方、申請をしているところでござい

づきまして、正当な権原が得られますよう念願しておるところでございます。

○上原委員 あなた、念願していると言うけれども、それじゃ念願がかなわなかった場合はどうするの。

そうしますと、もう一遍確認というか明らかにしておいた方がいいのですが、これは何もきょうだけで済む問題ではないので、米軍用地収用特措法を、契約をお断りしている地主の土地を収用するために適用する根拠はどういうことですか、もう一遍、それが一つ。

○伊藤(参)政府委員 駐留軍用地特別措置法を使用している方の公用使用の手続を踏んでおります法的根拠というお尋ねでございますが、それは駐留軍用地特別措置法に基づくと考えております。

それから、駐留軍用地特別措置法に定められましたものとして、私どもとしては、那覇防衛施設局長が総理大臣の使用認定を得た上で、法の定めるところに従いまして、沖繩県収用委員会の裁決を求めるべく申請しているところでござい

○上原委員 那覇防衛施設局と収用委員会という関係があるの。

○伊藤(参)政府委員 駐留軍用地特別措置法の手続に従いまして、那覇防衛施設局長が申請者になりまして所要の手続を整え、沖繩県を管轄しております沖繩県収用委員会に裁決を申請いたしておるところでございます。

○上原委員 そのことを聞いてるんじゃないんだよ、あなた。いまの答弁はちよっとおかしいと思いますよ。米軍用地収用特措法は適用できなかったから、公用地等暫定措置法を適用してきたわけでしょう。そうじゃないの。その点はっきりしておいてくださいよ。

○伊藤(参)政府委員 先生のお尋ねは、沖繩復帰時点、それから昭和五十二年の時点におきま

して公用地暫定使用法が制定され、かつ延長された時点におきまして、駐留軍用地特別措置法の適用ということが沖繩の米軍用地の現状に即しまして、当時位置境界等が明確でなかったものからそれができなかつたという、当時の公用地暫定使用法の成立経緯についておっしゃっていることだと思います。御承知のように、位置境界明確化法につきまして、五年以内の計画を立てて速やかに明確化しろという形で、私も駐留軍用地につきまして所定の作業を進めておりますので、今日段階におきまして、駐留軍用地特別措置法が適用し得るものということで、一昨年来、所定の手続をとっているものでございます。

○上原委員 いまのならばわかるんだよ。さっきは、あなたはそういう答弁をしないでしょ。そういう条件整備ができたと言はんは見てるわけね。われわれはそれに疑義を持っているということとを指摘しておきたいと思うのです。

それじゃもう一遍、公用地法の再延長なり新規立法ということはありませんか。

○伊藤(参)政府委員 私ども、現在駐留軍用地特別措置法に基づきまして法的手続を進めておりまして、現在沖繩県収用委員会において審理をお進めになっておられますので、これをもって法的権原を獲得するというのを念願しております。

○上原委員 いまの答弁は答弁として聞いておきますが、それと、私が那覇防衛施設局と収用委員会という関係があるのかと聞いたのは、何も局長が収用委員会に認定方を依頼したというよりなことを聞いてるんじゃないの、あなた。その程度は私だって知ってる。疑問に思うのは、県の収用委員会がこの公開審理を行う場合に、那覇防衛施設局の職員がバス二台も借りて会場に八十人前後も傍聴とかで押しかけていくというのはい体どういふわけ。どういふ職務権限で施設庁はそういうことをやっているの。それを聞いてるんだよ、あなた。それは事実なのか、それをはっきりしていただきたい。二月二十七日午前十時過

ぎから、那覇市のゆうな荘で第六回の県収用委員会の公開審理が開かれたときに、事実上那覇防衛施設局の職員がやっているので、これがあなたが言うように正当な手続ですか。皆さんのやっているのはまさに権力の、職権の乱用じゃないの。しかも何たること、人の財産を召し取るというのに。それはだれがやったのか、どういう権限で行ったのか。これは後ほどの議論に関連するからはっきりさせておいてくださいよ。

○伊藤(参)政府委員 お答えします。

二月二十七日でございますが、二月二十七日といいますが、第六回の公開審理が行われたときだと思いますが、私も、御承知のように那覇防衛施設局長の名をもつて裁決申請をお願いしております。それから、公開審理の席上ですから、那覇施設局としまして、手続をとった理由その他公開の席上で申し述べるといふような機会もござい

ます。それから、私どもこの手続につきましては、一昨年来申請に至るまで非常に多数の職員がかなりの筆数にわたる土地等も精査の上それぞれこの業務にかかづらっているわけでござい

ます。それで、私どもとしましては、かねてからも職務の一端として公開審理の席上に出てそういった審理の状況を見守るということで、業務の一端として行っております。なお、私どもの局から報告がありますのは八十三名でございますが、うち七十八名までは施設部の職員、それから、あと総務課の法規担当の職員と会計課の支出担当の職員が二、三名ずつというようになっております。

○上原委員 あなた、ますます悪い答弁をするね、全く。何があなた、公開審理だから八十名も押しかけていってそんなことを——これはきょうはこの程度に聞きおくことにとどめるが、いかに異常な事態でこれがなされようとしているか、いまあなたの答弁を見てもわかる。公開審理だから必要なことを言うなら、局長や次長や部長が行けばいいじゃないですか。何で八十三名も押しかけて暴力団まがいのことをやるの。冗談じゃないですよ、あなた。それが正当な手続ですか。

それとも一つ、米軍用地、自衛隊用地の返還件数、そういったのはわかるのですが、確認をしておいていただきたいことは、自衛隊用地については皆さん返すと言っているわけですね。返されるのはどのくらいなのか、どこなのかということと、返した場合に、基地内に存在する場合はそこへの自由な通行権の確保あるいは農耕ができるのか、そういう措置はとるのか、復元補償はできるのか。皆さんは人間の心持っていないよ。防衛施設庁の何名かの職員たるや意地悪も意地悪、まるで村八分的に基地の中にあるのをちよこつと返して、おまえ返せ返せと言ったから返すといって全くの通せんぼだね。それで本当に良心的に土地を返したと言えるの。その地主が本当に使えるの。そういう条件整備をやりませんか。これはあなたに聞いてもちよこつとどうかとは思いますが、一応聞いておきましょう。

○伊藤(参)政府委員 自衛隊用地の件でございますので、もし間違っていたら失礼しますが、返す予定になっておりますのは航空自衛隊の那覇基地と陸上自衛隊の那覇駐屯地と承知しております。それで面積にしまして一万八千平米ほどになろうかと思えます。これらの土地につきましては私どもとしては、先生御指摘のように一塊の団地でもございまして、できるだけ契約に移行させていただきたいと思っておりますが、所有者の方々の御意志が固くて、本年五月十四日で公用地暫定使用法が期限切れになるといことで私どもとしましてはやむなくお返しする。当然、一般の方々の所有地の上でございまして、私どもとしましてはその上にある現在使用しております建物等の移設等も行います。

それから、所有者の方には補助等行ってお返しするわけでございますが、土地の利用につきましては、自衛隊用地の中に点在するという点もございまして、われわれとしましては当然所有者の方が出入りできるような措置を講じて、また利用につきましても所有者の方の利用に供し得るようになりたいと考えております。なお、細部につきま

しては現地の方でいろいろ調整をした上でそういったことを行うようになろうかと思っております。

○上原委員 現実問題としていまあなたが答弁するようなことが可能かどうか、これはきわめて疑問があります。周囲は基地である、通行はどうするのか、じゃ道はどうするのか。ただ歩いていけばいいというものじゃない。車も入るの。ブルドーザーも入るの。

そういう異常な状態でいま土地を取ろうとしているわけですが、これは本来なら施設庁長官あるいは防衛庁長官にきていただいて政治的判断を含めて聞かなければいけない問題なんです。五月十四日という一つの目標を立てて、まさに何が何でも土地を強奪するということがむしろやられていくわけですね。県の収用委員の方のそういう見識とか姿勢を疑うのですが、そういうのはやめるべきであるということ強く指摘をしておきたいと思えます。

そこで、外務省せっかく来ていただいたのですが、時間もあと五分くらいしか残っていませんので……。これはせんだつてもお尋ねしましたが、沖縄の振興開発とあるいは土地の効率的利用、さつきも申し上げましたように、やるに当たってはあれだけ膨大な軍用地を整理縮小していくという前提がないとこれはだめですね、さつき基地の分散論も出てくるのですが、そういう意味で、せめて日米間で返還合意のなされていくものについて返還達成はできないのかどうか。十四回、十五回、十六回の安保協でなされたもの。これは、この間も引用しましたが、七二年の振興開発計画の中のこと、三全総でもその点が指摘をされていく。

そういうことと、もう一つは、最近県議会でも話題になっているわけですが、これは十五回安保協ですか、いわゆる那覇軍港の天願移設を県知事は示唆している。沖縄の反響を呼んだ。移せばいいということじゃないですよ。持っていける方が迷惑だと言つて、ノーと言っているわけでしょう。

う。狭っさい沖縄で施設条件をいろいろやろうとしたってこれはできないのだ。だからぼくらはそんな怪物は取っ払えと言っている。それはともかくとして、そういう話を外務省なり施設庁はどのくらい今日までなされてきたのか、御見解を聞いておきたいと思えます。

○加藤説明員 まず私の方からお答え申し上げます。

沖縄における施設、区域の密度が非常に高いということも私も十分承知しているところでございまして、その整理統合につきまして、先生御指摘のとおり、第十四回、十五回及び十六回の安全保障協議委員会の席上で整理統合計画ということが了承されたという経緯がございまして、今日までのところ、沖縄につきましてその返還計画の実施の率は三〇%ということにまで進んでおるわけでございます。私どももいたしましては、引き続きその施設、区域の整理統合ということに取り組んでまいりたいと思えますが、その一環といたしまして、本年一月八日、三年ぶりに開催されました第十八回の日米安全保障協議委員会におきまして、本件整理統合計画の残余部分を一層推進するのだからという意向を日米双方において表明したという経緯がございまして、私どももいたしましては、今後とも、十四回、十五回、十六回の安全保障協議委員会でも承知された整理統合計画の残余部分をできるだけ早く実施するということに基づいていたしましてこの問題に対処してまいりたいと考えております。

○伊藤(参)政府委員 那覇港施設は第十五回安保協において移設措置が合意されたものでございまして、那覇港施設の代替として天願というお話でございまして。現在はその那覇港施設の機能あるいは性格に見合った移設先というものを私どもも手で検討しておりますが、成案を得るに至っておりません。そういうことで、私ども、今後とも、那覇港施設の返還というものが地元の強い要望でもございまして、県、関係市町村の意向を勘案して慎重に検討してまいりたいと考えております。

○上原委員 私がお尋ねしているのは、県議会では、那覇軍港の移設先を天願軍港と言っているが、それについて施設庁なり政府とも話をしてきた、こう言っています。それは事実ですか、どのくらい話し合いをしたのか、それを聞いています。それを外務省も答えてください。

外務省は関係ないの。

○伊藤(参)政府委員 安保協の決定に基づきます個々の具体的な施設の移設であるとか返還は私どもの方で担当しておりますので、私どもの方で答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、那覇港施設につきまして私どもとしての検討は安保協以来ずっと加えております。確かに、港湾施設という大きなものですから、問題点は非常に多いございまして、また、移設先という先の方の御意向というものもいろいろありまして問題はあろうかと思えますが、こういった返還につきましても、私どもは常々県とは密接な連絡を図っているという意見調整はやっております。ただ、御指摘の那覇港施設は移設先につきましても、私どもとしてはまだ具体的に特定の場所でもって調整する段階には至っておりませんので、そういったようなことについて具体的な調整は行っておりません。

○加藤説明員 私どもも、一般的な形として沖縄県知事側の御要望というふうなものは承っております。そこではございますが、具体的な取り進め方につきましては今後とも、県もさることながら防衛施設庁、関係方面と密接に連絡をとりながら対処してまいりたいと考えております。

○上原委員 ちよつと、いまの安保課長のお答え、確認しておきたいのですが、あなたの答弁からすると、移設先について県側から天願港ということと相談を受けたわけですね。

○加藤説明員 お答え申し上げます。

○上原委員 これではっきりしたわけですが、も

う時間ですから終えます。

最後に、幕切れで異常な形でさつき申し上げたような土地の継続使用をやるうとしていた施設庁の態度に改めて厳しく抗議と注文をつけておきたいわけですが、これはまた、この振興法が終えた段階でよりいろいろな問題を明確にしなが議論をしてまいりたいと思います。

総務局長と振興局長に要望しておきたいことは、ここで私たちが問題を指摘し、いろいろやりとりをして、相応しい答えなりいろいろ出てきたものについてはぜひ実行をしてもらいたい。本当にむなしさを感じるのです。ぜひそういうことのないように、これは開発庁だけではなくてほかの省庁を含めて、二次振計なり今後の沖縄開発の問題、沖縄のすべての問題について誠意をもって当たっていただきたい。同時に、基地の返還問題、跡地利用のことについてはこれまでのようにはいきませんよ、防衛施設庁任せでは、やはり沖縄開発庁が、振興開発計画という重要な位置づけとしてもっと跡利用の問題なり軍用地返還というものも促進をする、そういう態度をとっていただきたい。これについて総務局長から一言答弁をいただいて終えたいと思います。

○美野輪政府委員 私どももいたしましたが、本委員会等におきまして種々御議論、御提言をいただきました事柄につきましては、誠心誠意これを検討いたしまして、またこの間各省とも十分協議をしながら第二次振興開発計画が実効あるように努力をいたしていきたい、このように考えております。(上原委員「土地の跡利用。何で大事な点を抜かすか」と呼ぶ)米軍基地等の返還の問題につきましては、現在の振興開発計画におきましても、沖縄の振興開発上これができるだけ早期に整理縮小するという方向を出しております。私どもとしましては、基本的には第二次振興開発計画におきましても同様の方向でこの問題に対処していくべきものというふうに考えておりますが、今後の計画の策定に当たりましてなお関係各省とも十分協議をいたしたい、このように考えております。

ます。

○上原委員 終わります。

○吉田委員 玉城栄一君。

○玉城委員 最初に沖縄開発庁の方にお伺いいたしますが、第二次振計の目標年次は昭和六十六年度になりすね。この十年間の沖縄県の人口増を開発庁としてはどのようにとらえていらっしゃるのか、この点お伺いします。

○美野輪政府委員 今後の十年間における沖縄県の人口の推移の見通しにつきましてはお尋ねと思いますが、沖縄県の出生率は近年漸次低下をいたしてきておりますけれども、なお全国に比べて相当高いところがございます。そういったこともございまして、いわゆる人口の自然増という関係におきましてはかなり急速に伸びていくもの、ただ社会増減をどう見ていくかということは今後の沖縄に對する施策にも関連いたしまして大変むずかしい問題がございます。復帰直前におきましては急激な社会減があり、復帰後は逆に社会増に転じました。最近数年間はやはり緩やかな社会減、そういう状況になっておるわけでございます。その辺のところ、それから今後の施策等を考えていまして、やはり若干の社会減が続くものと考えております。ただ、自然増が非常に大きゅうございまして、トータルいたしますと引き続き人口は増加していく、このように基本的には考えております。

○玉城委員 いろいろな要因は当然考えられるわけでありす。といいますのは、第一次沖縄振計のときの人口のとらえ方に、結果からしまして狂いがあつたわけですね。ですから、第二次振計で沖縄開発庁としては、現在百万六千、約百万余ですね、それが六十六年度にはどれぐらいになるかというふうに見通し、とらえていらっしゃるのか。もうこの時期です。お伺いします。

○美野輪政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、人口の自然増減につきましてはわりの確に推計ができるのでございすけれども、社会増減の問題になりますと、過去十年間におき

まして大きな上下動をいたしておつたというよりなこともございます。最近若干落ちついてきておりますけれども、なおいろいろなむずかしい要素を持っております。したがって、いま私どももいたしましては幾通りかの推計等を行っておりますけれども、いまこの人数というように確定した数字を現在まだ持た合せておらない、こういう状況でございます。

○玉城委員 この問題、先日の本委員会における参考人の御意見の中にもありました。第一次振計、復帰時九十六万、目標百四万、結果として百万余というところで約五万。ですから参考人の御意見を拝聴いたしまして、やはりこの人口増というもののとらえ方を間違える、基礎のこういう重要な部面狂いが生ずるといふことは、土台がそういうことになりす。当然常識的にその計画がそのものになる狂いが生じてくると思うわけですね。もちろんこの振興開発計画については原案作成、これは果がやる、しかし決定するのは政府、皆さんがやるわけですから、参考人の御意見にもありましたけれども、そういう人口増のとらえ方が沖縄の失業率の高さにも大きな影響を及ぼしているという御指摘もあつたわけでございます。ですから、その点開発庁とされても当然果の方といたしましては合意をされていらつしやると思ひますので、今度こそは間違いないように、正確なというのは望みません。ですけれどもやはり第一次振計における五万とかそういうものは私はちよつとどうかという感じがしますので、その点問題提起としてお聞きをいただきたいと思ひます。

次は、数字的なことでこの際、社会保険庁の方になります。厚生省も含めてお伺いしておきたいのですが、沖縄県の復帰後の政府管掌健康保険、政管健保の実態について、その加入数、被保険者数、あるいは一人当たりの保険料、給付費、その総額、全国平均と対比してちよつと御報告並びに御説明をいただきたいわけですね。

○多田説明員 お答え申し上げます。

私どもの政府管掌健康保険というのは全国一本でやっておりますので、各県別の保険料収入あるいは給付額を直接に対比することは必ずしも適当ではないというふうには思っておりますけれども、先生御質問でございますのであえて比べてみますと、たとえば五十五年度でございますと、一人当たりの保険料徴収決定済み額、これが沖縄県の場合には十五万一千四百七十九円、全国平均が十五万九千九百六十一円でございます。これに對しまして、一人当たり保険給付費の決定済み額を見ますと、沖縄県では十三万四千八百八十四円、全国では十九万二千九百九十八円ということでございます。その相互の対比をいたしますと、一人当たり差し引きの過不足額というものは、沖縄県の場合には一万六千五百九十五円のプラス、全国の場合には三万二千三百七十七円のマイナスという結果が出ております。沖縄復帰後の四十七年度以降のこの過不足額の過といひますか累積剰余額といひますか、そういうものを足し合わせてみますと二百十八億円になる、こんな状況にいまなつておるわけでございます。

○玉城委員 いま五十五年度のことをおっしゃいましたけれども、これはもちろん全国平均になつていまして、先ほどお断りのあつたとおりでございますが、四十七年度以降の沖縄県の場合、四十七、四十八、四十九、これは黒字であつたのか赤字であつたのか、その推移をちよつと御説明いただきたいのです。

○多田説明員 四十七年度以降五十五年度までずっと引き続きプラスというふうで推移しております。

○玉城委員 そうしますと、この十年間こういう黒字でずっと来ている都道府県というのはいくつありますか。

○多田説明員 細かく点検しておりませんが、東京それから静岡なんというところは大体そういう傾向でございます。十年かどうか、ちよつと確認は、きょうは手元に持っておりません。

できませんけれども、そういう状況でございます。

○玉城委員 政管健保の黒字県、沖縄は復帰後十年ずっとプラス、そのトータルが先ほど二百十八億、約二百二十億ということで、黒字の都道府県は東京あるいは静岡ということをおっしゃいましたが、ほかの県は赤字だということになるわけですが、この東京の場合は、星はいわゆる会社に勤めていて、お帰りになつて自分の県、市町村で医療を受けるというふうないろいろなことが考えられて、黒字の理由は沖縄県の場合とちょっと違うのじゃないかと思うのです。

そこで、いま保険庁の方にちょっと伺いたいのですが、沖縄県がなぜこの十年間健康保険についてはずっと黒字が続いているのか、考えられる理由というのはどういうことなのか。

○多田説明員 県別の詳しい事情についてはそれほど分析をしたわけではございませんので、的確なお答えになるかわかりませんが、若千受診率が全国平均に比べて低いというふうなことも一因ではないだろうかというふうに考えております。ただ、先生さつきおっしゃいましたように東京の場合、たとえば田舎というか、埼玉、千葉等の部分を逆に修正しますと、今度は埼玉の方がひよっとするとプラスになるというような感じもありまして、必ずしも二県だけに限らないかもしれませんというふうないろいろな事情がございます。それから受診率にいたしても、たとえば滋賀県の方はもっと低いなんというふうな状況もございます。なかなか一概には分析はできないというふうな感じがいたしております。

○玉城委員 いまの点は含めて、後で厚生省の方にお伺いしたいのです。

もう一つ、いまのは政管健保ですが、国民健康保険についてお伺いしたいのですが、沖縄県の被保険者数ですね、それから一人当たり保険料、診療費と、概略御説明いただきたいわけですが、一番近い年度で結構ですから。

○萩原説明員 五十四年度の数字でございます

が、保険料でございます。私どもは世帯当たりで算定をいたしておりますので、一世帯当たりの保険料で沖縄県が年間四万五千五百六十三円でございまして。ちなみに同じ年度におきます全国平均が七万四千三百八十円です。医療費の方は一人当たりでございまして、沖縄県が四万五千四百五十五円、全国が八万八千五百四十一円でございます。五十四年度におきます沖縄県の被保険者数は五十九万六千人余り、世帯の数で十七万でございます。

○玉城委員 ついでに全国の老人加入率もおっしゃってください。

○萩原説明員 五十四年度におきます沖縄県の国民健康保険の老人加入率は五・四一%、同じ年度におきます全国の国保の老人加入率は八・五五でございます。

○玉城委員 いまお話をいたしました国保について、全国平均の約半分くらいですね。これは非常に結構なことなんです。いずれにしても診療費が全国平均の約半分弱ですね。それから老人加入率というの沖縄は低いわけですね。

それで、いまお答えいただいた問題、なぜ沖縄の場合診療費が全国平均の半分弱なのか、老人加入率が全国平均の八・五%に比べて沖縄は五・四一なのか、その辺の理由をちょっと御説明いただけたらと思うのですが……

○萩原説明員 沖縄の場合の一人当たり医療費が全国平均に比べて低うございますが、これはやはり受診の機会の問題であらうかと思っております。それから老人の加入率の問題は、国保について加入率が、加入者数で五十九万でございます。被用者保険との比率で他県とそう大きな差異はございませんので、結局人口構成の問題で老人の比率というものが沖縄県においては低いことによるものであるというふうに考えております。

○玉城委員 これは厚生省の方に今度はお伺いたいわけですが、保険庁の方としては、出てきた数字の中からの原因を想像していらつしや

ると思うのですが、国保にしましても政管健保にしましても——政管健保の場合はずっと黒字なんです、二百二十億弱。そういうことからしまして、先ほどちょっとお話のあった受診率が低いということはどのように理解すればよろしいのか、これは厚生省の方からお答えをいただきたいと思うのですが……

○吉田説明員 お答え申し上げます。受診率が低いというのは、これは詳しく分析してはおりませんが、やはり人口十万人当たりの医師の数が全国平均に比べてかなり低いということが影響しているというふうに思われます。

○玉城委員 医師の数が少ないということだけではなく、医療機関、そういうことは関係ないというふうに……

○吉田説明員 お答え申し上げます。そのほかに、やはり離島が多くて無医地区その他があるということが影響しているのじゃないかと思っております。

○玉城委員 今度の第一次振計の中におきまして、目標達成にはるかに及んでいないという分野の中の一つに医療関係のところがあるわけですね。ですから、先ほど申し上げたいことは、この第二次振計の中で、先ほどからいろいろな御議論がありますとおり、ソフト充実というところであります。そういう医療福祉関係の充実というものは非常に大事な問題ではないかと私も思うのです。しかも、さっきも御報告がありましたとおり政管健保の場合等は黒字で、簡単に言いますと沖縄県から本土の方に二百二十億も来ているわけですね。それはやはり先ほどお話がありましたとおり、県内における医療供給体制が弱い、低いという面は大きく作用していると思っております。ですから、この数字から見ても、私はやはり沖縄県における医療の充実が第二次振計における非常に重要な課題だと思ってお聞きしたわけであり

ます。

そこで、実は沖縄県は医師さんが少ないというところもありまして、特別措置法で医介輔の

方々、特に離島、僻地というところでお願ひしているわけでありまして、この方々が老齢化と申しますか、大分お年を召していらつしやうて、おやめになつていかれる方がどんどん出始めているわけですね。そういうことを踏まえて、厚生省とされては今後どのような対策を考えていらつしやるのか、その点をお伺いいたします。

○吉田説明員 お答え申し上げます。沖縄県の場合は、医師につきましては、全国平均が百三十三人でございますけれども、八十二人というふうに全国の六一%になつて、低いわけでございます。これは沖縄復帰の当時から比べますと幾分は改善されております。このようなことで、医師の充足対策をいたしまして、昭和四十七年度以降私ども本土から医師を派遣をしております。昭和五十五年度には百七十四人の医師を派遣したところでございます。それからまた、これは文部省の方でございますが、国費の医学学生制度というものがございまして、それから自治医科大学への医学生を送り出し等が行われております。これらのことで沖縄の医師の充足状況も若干改善されてきたというふうに私も考えております。さらに、昨年四月から琉球大学の医学部が学生百人の定員の受け入れを始めまして、厚生省としまして、これによりまして今後の充足の基盤というものが確立されたのではないかと今度まで続けております。私ども、これらの現在まで続けておりまして、沖縄における医師の確保が十分なされるようにというふうに努めてまいりたいと思っております。

○玉城委員 特にこの面、この面だけではありませんけれども、力を入れていただきたいと思っております。

それから、次に自治省の方に市町村共済年金関係について一点お伺いしたいのですが、沖縄県の共済年金制度の経過について、復帰前も含めて概略御説明いただきたいわけですが。

○柳説明員 沖縄の共済組合制度の概要でございます

ますが、現在は地方公務員共済組合法の中で適用を受けております。昭和四十一年の七月に、当時沖縄におきまして公務員退職年金法という本土の現在の共済組合法とよく似た仕組みの法律ができております。それから、その後を引き継ぐかっこうで、四十四年と四十五年に公立学校職員共済組合法と公務員等共済組合法というものを琉球政府でおつくりになりました。その適用を受けておったということでございます。

なおその経過措置でございますけれども、復帰の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法による年金等につきましては、従前の例、すなわち先ほど申しました法律の規定によりまして沖縄の共済組合法の権利義務を承継した組合、これは地方職員共済組合もございまして、それから市町村職員共済組合等もございまして、それがそれぞれ支給する。それから、沖縄の組合員から、その後地方公務員共済組合の組合員になった場合には、その復帰前の組合員期間として現在の地方公務員共済組合法の組合員期間とみなす、こういうふうな経過措置を講じまして前後をつなぐというふうなことにしております。

○玉城委員　そこで、いまのような経過があるわけですが、沖縄県の共済年金受給者の数、現時点それから復帰前、その辺の数字をお知らせいただきたいのです。

○柳説明員　地方公務員関係の退職年金の受給者を調べたのですが、現在、地方職員共済組合、市町村共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、それぞれに關係いたします沖縄の退職年金の受給者の状況は三千四百三十九人になっております。

実は、ただいま先生御指摘の復帰前と復帰後に分けるということがちよつとできませんでしたものですから、地方職員共済組合と市町村共済の二つについてだけ状況を調べました。そういたしますと、復帰後が七三%、復帰前が二七%という割合でございますので、ただいまの三千四百三十九人をその割合で考えますと、復帰後が二千

五百人ほど、復帰前に発生したものが九百三十人ほどというふうな考えております。

○玉城委員　問題は復帰前に退職された方々の年金についてなんです。沖縄県の復帰前、経済圏で言えば当時ドル圏ですから、経済水準が本土と沖縄と違っていた。そういう時点でおやめになられた方々から、何とか救済策を講じてもらえないかというふうなお話がこれまで多々あるわけですね。ですから、そういう格差が現実にあるのかどうか、あるならば何らかの救済策というものを考えていらっしゃるのか、その辺はいかがですか。

○柳説明員　御承知のとおり、年金は退職時の給料と在職期間で計算をいたしますので、復帰前と復帰後で給与水準に何か差があったのかどうかという点もちよつと調べてみましたけれども、残念ながら、これにつきましては現在のようなラスパイル方式で比較した数字がございまして、給与水準がどれくらいであったかということとはわかりません。それで、先ほど申しました地方職員共済組合と市町村共済組合の復帰前と復帰後の年金につきまして比較してみますと、確におつしやるように若干の格差はございまして、けれども、それほど際立って低いというふうなところは認められなかったわけでございます。年金の水準というのは、もう御承知のとおりだと存じますが、こういう給与水準のほかに、年金の計算の基礎にいたします組合員期間の長短でありますとか、その組合員期間がどういうものであったか、たとえば掛金を掛けたか掛けなかったかといううなこともございまして、非常にむずかしいわけでございます。

ただ、一般的に申しますと、これは沖縄だけではないかもしれませんが、長年在職をした人につきましてはほぼ同じような条件の人の比較いたしますと、比較的最近にやめた人の方が以前にやめた方よりも年金の額が高いという傾向はございます。実はこれは給与の運用上の問題がございまして、その給与の運用によりまして実質的に退職時の給与水準が上がってきておる、そ

の結果という問題でございます。一方、年金というものは、共済組合の年金につきましては退職時の一年間でございまして、その所得の一定割合を保障するという考え方でできておりまして、その実質価値を維持するために年金のスライドをしておるわけでございます。そういう状況でございますから、以前やめた方の給与が非常に悪かったからといって年金の水準を直ちに引き上げるというふうな持ってくるのは大変むずかしいわけでございます。

ただ、昭和四十八年でございますけれども、恩給におきまして、以前にやめられた方について給与水準を引き上げたという例がございまして、そういうものとの関係でこれからどうするかということもございまして、実はこういう旧制度の年金につきましては、共済組合法は大体恩給に準じておりまして、これまたこれから新しくそういうことを実施するということにつきましては、先ほどの年金の性格論からしてなかなかむずかしい問題だというふうに考えております。

○玉城委員　おつしやる意味はよくわかります。むずかしい点もあると思うのですが、いまおつしやういふように、四十八年に一部は正されたという点もお話ありましたので、私さっき申し上げました点も含めてもう一回検討していただいて、直せるものなら直していただきたい、これは要望として申し上げておきたいと思ひます。厚生省関係それから自治省の方々、もう結構でございます。どうもありがとうございます。

次は運輸省の方にお伺いしますが、那覇空港の問題なんです。那覇空港は本委員会に限らず、これまでずっと他の委員会におきましてもいろいろ指摘もされてきているわけですが、私もやはり指摘しておきたいわけですが、自衛隊との共用にしておりますので、たびたび自衛隊関係の事故が起きておる。そういうことで那覇空港の安全性について問題はないと言えぬのかどうか、運輸省はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、川手説明員　ただいま御指摘ありがとうございました。う

に、那覇空港の現在の使用形態は、私も民間航空の立場から考えた場合に、決して好ましいものとは思っておりません。しかし、現状では諸般の事情やむを得ないものと思っておりますので、この枠内で私どもでもできる限り民間航空の運航の保全を確保し、また安全運航の万全を確保する立場から諸般の方策をできるだけ講じていきたいと思っております。いま直ちの御質問に対しては決して万全で安全だと言ひ切る自信はございませんけれども、できるだけそういう問題が起きないように努力したいと考えている次第でございます。

御指摘のように、五十五年六月十日にF4Dがスクランブルの帰投時にランウエー南端のジェットパリアを突き抜けてしまひまして、オーバーシュートして乗員一名が死んだという事件なり、五十五年八月七日に嘉手納発進のイーグルが訓練のときに、ガソリン切れになりまして緊急避難のため着陸した際に、やはりランウエー南端において墜落いたしました問題を生じたということがあります。最近におけるメジャーアクシデントはこの二件でございます。そのほか五十六年四月十二日に、ムーニーという単発機、これは個人所有の飛行機でございますが、胴体着陸して、この場合はごく軽微な、大した事故ではございませんでした、しかし起こつていいということではございません。

以上、軍民共用に係る事故としてはその二つで、以後大した大きな事故は起きておりませんが、これについても私もこういうことが再び起きてはならぬということで、自衛隊、米軍ともよく話し合いながら事故防止に万全を期するように努力している次第でございます。特に五十五年八月七日の、すでに先生お聞き及びかもしませんでしたけれども、米軍のイーグルの事故に關しましては、事故直後に私も米軍の司令部に對しまして文書で嚴重な抗議を申し込み、また相手側からも、事故の発生防止に努力するという確答を得て、それ以後も機会あるごとに話し合いの機会を

に、那覇空港の現在の使用形態は、私も民間航空の立場から考えた場合に、決して好ましいものとは思っておりません。しかし、現状では諸般の事情やむを得ないものと思っておりますので、この枠内で私どもでもできる限り民間航空の運航の保全を確保し、また安全運航の万全を確保する立場から諸般の方策をできるだけ講じていきたいと思っております。いま直ちの御質問に対しては決して万全で安全だと言ひ切る自信はございませんけれども、できるだけそういう問題が起きないように努力したいと考えている次第でございます。

持つて強くこの精神を申し入れておる次第であります。しかし、そうはいいまして、共用空港でありますから、常時警戒態勢を怠りますとそういう問題が生じますので、これからの努力いたしたいと思ひます。

具体的な方策であります、御案内と思ひますが、那覇空港は共用空港であるところから、まず民間の使用に供する区域と自衛隊等軍用に供する区域とはつきり場所を区分して、いわゆる民間の乗客、航空機等が自衛隊の活動と錯綜しないように地域的に区分をしてまいっております。それが第一点。それからもう一つ、離発着する航空機の運航に關しましては、飛行場管制を運輸省において一元的に行つておりまして、飛行場近傍の区域における軍民の飛行機のセパレーション、それから地上滑走時におけるところのそういう問題につきまして、衝突等の事故が起きないようにこれまた管制機関と相互に話し合つて毎日努力しておるつもりでございます。

さらに、それぞれいろいろと御指摘ある細かい問題でございますけれども、はなはだ遺憾なことでありまして、那覇空港の南側のタクシウエーのわきに、俗にアーミング、ディアーミングといつて自衛隊のアムニションを航空機に装着し、また外す、そういう地域がございます。これは装着するときもその航空機の機首方位を、たとえ弾がまかり間違つて出ても人に当たる方に行かないように設定してきちんとやっておるわけでありまして、しかし、現在これで事故が起きているわけではございませんけれども、こういうものが余りタクシウエー近傍にあるということは好ましいことではないと思つておりますので、これは近く暫定ターミナル改修の計画が推進した折に、現在の位置よりも南側へ持つていきまして防衛庁の区域内でおさめていただくようにこれから強く防衛庁に要求し、交渉していくつもりであります。

それからもう一つ、やはりジェットバリアというものがございまして、これはMA-1AとBAK-9という二つのバリアがございまして、MA-1

1Aの方は民間航空機の離発着に支障はございせんが、BAK-9という方は民間航空機がその上を通る可能性があります。これはひも状のものでありましてその上を通つても別にどうということはありませんけれども、少し出っ張つておりますので小型機等が通りますと多少揺れて問題を生ずることがありますが、この問題につきましても、今度沖合の三百メートル延長の際に現在の位置よりも南側に移し、民間航空機はバリアの位置で離発着のできるようにして、バリアから来るところの問題を生じないようにこれからの防衛庁と折衝し、そうしてもらおうというふうに思つてゐるわけでございます。

その他、いろいろ細かい問題は数々ございまして、直ちに万全を期すというわけにもいきませんが、けれども、そういう細かい問題一つ一つが事故の防止につながるものと心得まして、関係方面と協議をしながらこれからの努力をしてまいりたい、かように考えております。

○五城委員 いろいろとられてきた対策について細々と御説明があつたわけですが、これは一昨年、五十五年三月の予算委員会分科会でも、当時地崎運輸大臣が、非常に危険も多いと感じてゐるということもおっしゃつておられて、その後皆さん方、いまおっしゃられたいろいろなことを安全性の確保という立場からやつてこられたと私は思うわけでありまして、何といひましても那覇空港とこの南の表玄関になるわけですから、県に限らずわが国の南の表玄関になるわけですから、この空港が自衛隊との共用という問題で非常に危険を伴つてゐることは事実なんです。ですから、これはどうしても分離をしていただかなければ、安全性の問題というのは基本的に解決しないと思つてゐるわけですね。その点、そういう方向でぜひ運輸省もがんばつていただきたいと思つてゐる。

それではついでに、いまの那覇空港のターミナル、これは国内線、国際線、ローカル線と三つばらばらになつてゐるわけですね。これは利用者側にとつてみれば非常に不便きわまりないわけだす

ね。皆さん方も御経験があるかと思つてわけですが、この点についてどうにお考えになつていらつしやるのか、お伺ひいたします。

○井上説明員 お答え申し上げます。

那覇空港は、現在乗降客は四百五十万ほどございまして、日本有数の空港でございます。しかし、いま先生御指摘のとおり、沖縄県の玄関としてターミナルが大変貧弱でございまして、非常に利用者の方々に御不便をかけておるという実情にございまして、したがひまして、私もどなたにしましては、本格的なターミナルの計画を早く成案を得まして、その実現方に努力をしたいと思つておるわけでございます。ただ、本格ターミナルについては、かなり予算もかかりまして時間もかかるというところで、当面の対策といたしましては、現在のターミナルを可能な範囲内でできるだけ整備拡張いたしまして当面の混雑の解消に対処したい、かように考えておるわけでございます。

○玉城委員 いまのお話は、その三つを統合するということですか。そのように理解してよろしいわけですね。

○井上説明員 大変地形的に制約要因が多いわけではございますし、それからターミナルビルについては、これは民間会社、県も出資する第三セクターが経営、運営をやっております。そちらの方とも十分調整の要がございまして、完全に一体というようにな形になし得るかどうかという点について、今後の問題でございまして、基本的には利用者の方々の御不便を少しでも解消するというような形で具体案を得たいというふうに考えておるわけでございます。

○玉城委員 統合するかどうかということについては、何かまだはつきりしていないということですね。

○井上説明員 いまから具体的にさらに検討してまいりたいと思ひます。

○玉城委員 三つを統合する形でやつた方が非常にいいと思ひますので、ぜひそういう方向でひとつ具体的に検討していただきたいと思ひます。

それともう一つ、この那覇空港に關係しまして、管制の方いらつしやっていますか。この那覇空港というの、管制上どういうことになつておりますか。

○小山説明員 那覇空港の安全問題につきましても、特に軍民関係が共用しております。おおよそ三分の二が民間機でございまして、管制の安全に万全を期しております。それから、那覇空港におきましては、飛行場管制と着陸誘導管制との二つを民間の手で一元的に行つております。さらに、よく管制の件で問題にされておりますのは、那覇空港から出発機が北側へ出る場合と北側から航空機が那覇空港へ進入する場合、非常に低空で飛んでまいりまして、これが非常に安全上問題があるのではないかと、これが非常に御指摘を受けるわけでございますが、これは那覇空港と嘉手納空港との位置それから方位等の關係上、その出発の延長線上または進入地点等が交差する關係上から、安全上、特に管制技術上、高度差を設けまして管制しているのございまして、これは安全のためにやむを得ない措置でございます。

以上でございます。

○玉城委員 いまおっしゃいましたところなんですけれども、パイロット自身も大変負担がかかる。私たちがもしよつちやう利用していますから、おっしゃるその北側離発着のとき、しばらくずつと海面すれすれで飛んでいくわけですね。本来ならば、われわれ常識的に考えたらと、南の方はずいぶんわけですね。これは管制上そういうことをせざるを得ない、やむを得ない措置であるということですね。これは嘉手納飛行場との關係があるということですね。欠陥空港という、この欠陥空港とは何ぞやというところに問題があると思つたわけですね、何をしようかというかわかりませんが、そのように指摘されてもやむを得ないのではないかと。たとえばパイロットにとつてみれば、非常にアクロバットの様な飛行をやらなくてはならないということがあるというふうなことに

常に大きな阻害要因になっていると私は思うので
すね。どのようにお考えになつていらつしやいま
すか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

観光は、現在の国民生活におきまして非常に大
きな、精神生活の面におきまして重要な役割りを
有しております。また、観光活動の場となりま
す地域の経済発展に寄与するものでございます
で、私どもといたしましては観光の振興に努めて
いく必要があるという基本的な認識のもとにござ
います。

特に沖縄につきましては、ただいま先生御指摘
のとおり、沖縄には年間約二百万人近くの県外
からの観光客が訪れておりまして、その収入も二
千億円近くにも達するといふもので、観光の占め
るウェイトというものは非常に大きいといふ
ふうに考えております。また沖縄は、美しい海やサン
ゴ礁など、他県に類を見ない自然景観あるいは独
自の伝統文化といったようなすぐれた観光資源を
有しております。今後とも観光
は沖縄の発展振興の一つの柱としてきわめて重要
な地位を占めるものといふふうに考えておりま
す。

それで、沖縄の観光振興につきましては、私ど
もといたしましては、沖縄開発庁や沖縄県などの
関係機関と緊密な連絡をとりつつ、今後とも沖縄
の開発振興計画にのっとりまして沖縄の観光振興
に努めてまいりたいといふふうに考えておりま
す。

具体的な空港の問題につきましては、私、所管
するところでございませんで……。

○玉城委員 以上でございませう。

○吉田委員 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 私、最初に、二月の二十七日及び三
月八日に行われた沖縄の土地収用委員会、これが
公開審理を行いました。この問題について幾つ
かの問題点を取り上げたいと思ひます。

最初に建設省にお願ひしたいのですが「土地収
用法による収用委員会の委員の選任について」こ

れは昭和二十六年の九月八日、第十回国会におい
て成立を見た新土地収用法並びに同施行法、この
施行について関連して出されたものであります
が、この「収用委員会の委員の選任について」こ
れはその当時の建設省管理局長通牒、各都道府県
知事あてに出されております。この点について要
約してその内容、これを述べていただきたいと思
ひます。

○浜説明員 御質問の通達でございしますが、これ
は現在の土地収用法が施行されました昭和二十六
年、三十年前でございますが、その施行に当たり
まして、各都道府県に置かれることとなります土
地収用委員会の構成等につきまして、初めてのこ
とでございまして、一種の指導通達を流したも
のでございまして。

内容をかいつまんで申し上げますと、現在の土
地収用法の該当条文には、それぞれ「法律、経済
又は行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公
共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る
者」七名を選べとなつておりますものにつき、そ
の趣旨は何かといふことを述べております。一つ
は、準司法的な立場を持ちます独立した権限を行
使する存在でございまして、その点から述べ
ておるわけであります。たとえば特定の派閥であ
るとか、もっぱら起業者のためだとか、被収用者
側の利益を不当に擁護するとか、あるいはそれら
の者の影響下にありつた者を選任してはなら
ない、こういうことが一つでございまして。第二点
は、法律、経済、行政についてといふ意味合
い、それぞれ公益と私益との接点を判断するもの
でありますから、私法、民法あるいは公法等に長
じている者、あるいは経済に關して、やはり不動
産の鑑定、損失補償あるいは土地の有効利用の判
断等をするものでありますので、それらに對して
識見があるといふこと、あるいは行政といふ
ものは、やはりこれは大きな行政作用の一つで
ございまして、それについての学識、経験がある
者でなくてはならないといふふうに要請したもの
でございまして、この通達には現在ももちろん生

ておりますし、そのような考え方のつとめて所
定の手続、すなわち知事がそれぞれの地方公共団
体の議会の同意を得て任命されております。

○瀬長委員 それでは、これは質問というよりは要
請でございまして、二十七日及び今月の八日に行
われた収用委員会の公開審理の事態は、これはい
まおつしやつたような中立、公正の立場でやつた
のではないといふことが具体的に明らかになつて
おりますが、たとえばきょう届いた現地の新聞、
沖縄タイムスと琉球新報であります。「県収用委
会は審理をつくれ」これはタイムスの社説なん
です。それから琉球新報の社説は「公開審理の継続
を図れ 強制使用めぐる県収用委の動き」とい
うことで、ともに社説で書かれておるわけなん
です。後で建設省並びに施設庁にもお配りしま
す。この問題について、いま課長さんがおつしや
つたようにこれは都道府県知事あてなんですよ
で、任命された現在の収用委員会であつてどうす
るあつたといふことはできないと思ひますが、
少なくともこの選任について、たとえば、はつきり
言えば起業者側に味方になつてはいかぬ、それか
ら被収用者側に偏つてはいかぬ、あくまで中立、
公正でやる。これは労働委員会とか農業委員会と
趣が違ふのです。そういう意味で、実態を調
査なさつて、この選任についての通牒、どうも趣
旨がそういう形で選任されていまいなといふこ
とになれば、これを調査されて、県知事に対して
も適切な指導をしてほしいと思ひますが、この点
いかがでしようか。

○浜説明員 先ほども御説明いたしましたよう
に、収用委員会は独立した権限を行使する存在で
ございまして、ゆだねました事務の性格は国の機
関委任事務でございまして、したがって、一般
的な指揮監督権といひますか、あるいは指導の立
場にはございまして、先ほどのような通達も発出
できるわけでございますが、その前提としての土
地収用法の構成が、やはり都道府県知事が法の要
件を充足する者を選び、かつ議会の同意を得るとい
つたような形の手続を要してございまして、選

任の個々の者について明らかに誤りがある、たと
えば七人という定員を八人任命したとかいうたぐ
いのものであれば格別でございまして、それは手
続上も妥当なことじやないかと思ひますが、さら
に反面の手続を見てみますと、罷免手続等があ
るのでございまして、本人以外の他の委員の全会
一致であれば罷免を決議して、それを受けて知事が
特定の収用委員を罷免できるという、逆に言いま
すと独立性と身分保障をしておるわけでございます
したが、いま、審理のうちにおきましていろいろ
な御意見あるいは多少のトラブルがございしま
す。その個々の、先生もおつしやいました個々の
事案に対して所見を述べるだけではなくて、その
人選の適否等を、直ちにそれだけでも事実を調
査するとかあるいはそれについて云々するとい
うことは、全体の仕組みからいって差し控えるべ
きことであると思ひます。一義的には、やはり県議
会等々の同意を得て選任されておるといふ手続が
確保されている以上は、個別に調査等あるいは人
選の適否等について云々することは差し控えるべ
きことと考えております。

○瀬長委員 私が申し上げますのは、これは都道
府県知事あてに通知を出されたわけだ。これに
特に委員の選任についての基準みたいなものが書
かれておるのです。これは「委員としては不適
当であると解すべきである」といふことで、イ、
ロ、ハと三つあります。第一番に「専ら特定の
派閥の利益主張に偏する判断をする虞れがあると
認められる者」次は「専ら起業者側本位の立場の
みを擁護する判断をする虞れがあると認められる
者」次は「専ら被収用者側の過大な要求或は不当
な主張を擁護する判断」といふ例を三つ取り上げ
たのは、あくまでも収用委員会は中立で公正であ
るべきだ。しかも、準司法的な任務も与えられて
おる。

ところでこの委員会は、私の意見というより
は、なぜ両方の新聞の社説が同じ日に——きのう
です、主張を取り上げたか。といふことは、こ
の収用委員会が行つた公開審理が中立、公正でな

く、起業者側に守られながら、その起業者の立場に立つてのみ公開審査をやったという事実が明らかであるだけに、いま私は両新聞の社説を取り上げたわけなんです。

そこで、個別的な、あるいは知事が県議会の承認を受けて任命しますね。もちろん知事の権限でもあります。私が申し上げているのは、少なくともこの通牒が出された、この選任基準に具体的事実がどうも違反するのじゃないかという問題、これについては少なくとも具体的に調査——いまおわかりにならぬから、具体的に調査するというくらい、通牒の手前もありませんから、やられるだけの熱意は建設省は示された方がよくないかな。その通牒を出しつ放しでは何もならぬでしよう。そういった点を私聞いていますので。どうですか。

○浜説明員 収用法を所管しております立場からいいますと、すべての収用法の諸規定あるいはそれに基いて設置された諸機構が円滑、的確に動くことが期待されるわけで、その責任の一半は私どもにあると思っております。したがって、こういふような通達も発したわけでございまして、先ほどのお話の繰り返しになりますけれども、やはりそれなりの、任命権者である知事としても罷免権がないとか、同意を得てスタートしたものににつきましては、特別の身体的故障とかいうことがなければ罷免できないという仕掛けになっているものにつきまして云々する、それをするのを前提としたような事実調査というの、ただ趣味的にやることではございまいから、そういうことになりますと適當を欠くのではないかと、思うのでございます。ただ、この通達某県の某収用委員会の特定の行動を指すものでなくて、一般的に三年置きに、あるいは事故あるときにこの補充委員を任命してまいりますから、かような考え方で適當な者が選ばれることという一般的な指導は當然するべきだと思えますけれども、そういう意味で、個別の事柄に立ち入ることは、その意味していることを考えますと、せっかくの御提

案でございしますが、差し控えるべきことかと思っております。

○瀬長委員 大分遠慮しておられるようですが、この通達、通牒にきわめて合致してはいないのですよ。もちろん、県議会も開会中ですから問題になるでしょう。ただ、あなたの方で、こういったような収用委員会、これは資格がないから改めてほしいということも言ってもらいたいということじゃないのですよ。少なくとも事実があらわれておるわけだ。これに対して調査するぐらいの熱意を示された方が、この通牒の手前もあるし、出しつ放しにやなしに、一般的なもので出せば何をやるのが構わぬということではなくて、そういった熱意を示してほしいのですが、この熱意もないのですか。

○浜説明員 先生のおっしゃいます言葉を使いますと、その立場立場におきます熱意といいますが、的確な措置はしなければならぬと思ひます。たとえば、どんなことが現に行われているかということ、私どもの熱意の形を具体的に申し上げますと、これは独立した権限を行使するものから完全に独立しておりますけれども、各収用委員会の先生方が、世の中の事情だとかその他の収用事例の勉強とか、そういうものをお互いに連絡するといふ資質向上といひますか、そういう意味での全国収用委員会の連合会という協会のつくつておりました、そこで研究会とか総会などを開きながら、全体のものがうまく動くような運用事案などについても勉強していただく。あるいはその収用委員会の補助部局がございします。通常、土木部等などでございしますが、それらの担当者を集めまして、法の意味する選任手続を含めましてどういふふうなものがあるんだということの勉強あるいは指導をいたしておりますから、そういう形で全体としてうまく動くようになつていましては熱意を傾けておるつもりでございしますけれども、先ほど言いました意味におきまして、現場のある収用委員会の人選の当否につき個別に判断することを意味する調査というふうなこ

とは不穩当かと思っておりますのでございします。

○瀬長委員 重ねてお聞きしますが、収用委員会はこの中にあるように、たとえば「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」わけです。「私有財産に重要な制限を加えるところの準司法的行政処分を行うことを使命としている」独立した機関ですから、まさにこれは任命されましたら自分一人歩きするのですよ。それがそうだからこそ建設省は、とりわけ新土地収用法が出た、その施行法が出たこの段階で、これを誤つちやいかぬので、収用委員会の委員の選任についてはこういった基準に基づいてやれよと、資格で三つ、イ、ロ、ハと書いて、こういった者は資格の適當な者じゃない、資格条件に合わない。これを出された以上、少なくともこういった事例が出たら、いまの連合会ですか、こういったものででも検討されとか、いろいろな形でこの通牒に見合う処置をとられることが道筋じゃないかと私は思うのですか、いかがですか。

○浜説明員 先ほど申し上げましたとおり、具体的な調査等は別といたしまして、いま先生御提案になりましたようなこういう通達があり、そのように個別の処置が行われているのであるということの意味の切磋琢磨といひますか、そういうことは先ほど申し上げたような事柄を行っておりますので、たとえば全収連の理事会を近々年度の初めにおきまして予定しております、その中で五十八年度のいろいろな活動につきまして、各プロセクの収用委員会の代表などといひますと検討いたします。そういう際に、たとえば先生からこういうような御指摘があり、これらの通達が適確に運用されているかについて非常な興味と御指摘があったということを通じて供するといふようなことは一応適當かと思っておりますが、そのような措置がございしたければと思っております。

〔委員長退席、上草委員長代理着席〕

○瀬長委員 最後に、この通牒は二十六年ですが現在でもこれが生きておる。そして任命については、そういった趣旨に基づいて任命しなくちゃ

いかぬということは明らかなんです。どうなんですか。

○浜説明員 さようでございします。

○瀬長委員 いまの課長さんはよろしゅうございします。

それから、警察庁は来ておられますか。——実は二月二十七日のいまの土地収用委員会の公開審理のときに、機動隊が九十名ぐらい動員されております。しかも事前に動員されておるが、そのときだれが機動隊の出動を要請したか、答えてください。

○岡村説明員 前日の二十六日でございますが、沖繩県土地収用委員会の会長、それから地方職員共済組合沖繩県支部長、それから開催場所となりましたゆうな荘の支配人、それぞれから、所轄の那覇警察署長あてに警備要請書が提出されております。

○瀬長委員 警察の主要な任務は国民の命、財産を守る、安全を守ることですが、二十六日に出されたということは、どういふ理由があるのか、機動隊を何名出動させたというふうに書かれていて、これを明らかにしてください。

○岡村説明員 沖繩県土地収用委員会はこれまで六回開催されておりますが、第五回目に当たりまして一月二十三日に開催されました収用委員会におきまして審理が紛糾したというところもございまして、ただいま申し上げましたそれぞれの機関から警備要請がなされたというふうに聞いております。

○瀬長委員 審理が紛糾したということは、いわゆる住民の生命、財産とか、実に危険が予想されるということなんですか。それとも何か別なあれがあるんですかね。それをはっきりさせてください。

○岡村説明員 審理が紛糾したという事実がございしました。また、事態が紛糾した場合には、おのずからそれが発展して違法事案におもむくというふうなケースも間々あることとございまして、そういったような事態に備えたものと思うの

でございます。

○瀬長委員 審議が紛糾したら何か機動隊が出動しなければならぬという理由があるのですか。しかも、あのとき出動して宜保という共闘会議の議長がこづかれていたのですよ。暴力もふるわれていたのですよ。あのときは、いまもちよっと話しましたが、地主は、これ以上戦争のために私たちの財産を渡してはならない、財産を守るためなのです。これが紛糾したからといって別に機動隊が出動してこれを鎮圧するとかというふうなことはないと思うのだが、警察庁、これはどうなのでしょう。

○岡村説明員 ただいま申し上げましたのは、二十六日出ましたのは警備要請でございます、一般的な警備要請でございます。

この警備要請を受けまして、沖縄県警察では那覇署に警備本部を設けまして所要の警察官を動員いたしました、警察本部構内に待機しておいたわけでございます。午後一時ごろになりまして、土地収用委員会の事務局長から、会長が退出できないので警察部隊の出動を要請したいという今度は出動要請がございました。警察部隊は現場付近に出動したわけでございますが、時間は午後一時十八分でございます。その時点ですでに会長などは建物の外へ退出しておりましたので、警察部隊は建物の中に入っておりませんというのが今回の警備の状況でございます。

○瀬長委員 警察庁としてはこれは過剰警備だというふうな考えでないのか。たとえばそこに集まったいわゆる反戦地主というのですが、財産と命を守る地主の会なのですね。さらにそれをいろいろ民主勢力の方で応援しようとした人はわずかな人なのです。百名足らずなのです。これに対して同じ数の機動隊が動員される、だからこそいろいろ問題が起きて県民の間には批判が出てくるわけなのです。やはりこれは正しかった、あるいはこづいてもいい、暴力をふるっていいというふうな考え方に立っているのですか。

○岡村説明員 現場に到着いたしました機動隊で

ございますが、会長はもうすでに建物の外へ出られていたということでございますので、部隊は会場の中に入っておりません。ただ、その後公開審理に出席いたしました委員の一人の方が、会場を出て駐車場に向かおうとした際、追隨してまわりました十人くらいの人からその委員の襟を後ろからつかんで引き戻されようとしたので、部隊が出まして双方を分離したという程度の警備実施は行っております。

○瀬長委員 これは琉球新報とタイムスの夕刊、これに機動隊がどういふことをやったか写真が出ているのですよ。ちゃんと盾を持って、その中で住民がこづかれる、暴力をふるわれる。住民の側から機動隊へ暴力をふるったことは全然ないのだから、このようなことは、だれが見ても警察の警備、そういうものから逸脱している、これを見てわかるんです。これは現にどのような形でやったのかということ、写真でですからね。ですから時間がたつてもいいやういふ言いが、このような過剰警備、これが今後絶対に行われないことを警察庁に要請して次に移ります。

次は施設庁にお聞きしますが、何かボデーガードといつて、これは那覇施設局長の話によると、収用委員会の小堀会長先生、ほかの先生の身を守るためにやったんだということが書いてあります。施設庁と言えば大体起業側ですね。そういう起業側が特定なボデーガードを出してまでやることが得ない何か事情があるのですか、ちよっと説明してください。

○伊藤(参)政府委員 お答えします。

二月二十七日の公開審理に際しまして、現地の新聞がいろいろ報道をされているようでございまして、先生それに基づいて御質問していると思えます。多分その御指摘の件は、当日那覇防衛施設局の職員が八十名といふことが、そういう数で来たということについての御指摘だと思えます。私も、この公開審理は六回目になったわけでございますが、毎回関係の職員、業務担当者が必要に応じて出席させてきております。二月二十七

日もその意味で担当の職員を出席したわけでございます。

○瀬長委員 土地収用をする場合に施設庁は起業側でしよう。あれは独立した準司法機関的な収用委員会ですよ。その収用委員会に一方の起業者側がボデーガードを出してやるといったようなことは前例があるのですか、初めてなんですか。

○伊藤(参)政府委員 先ほど申し上げました、私も、この公開審理のその審理状況に就きました関係の職員を出席させておりますので、二月二十七日にも同様の趣旨でもって職員を出席したわけでございます。

○瀬長委員 前例がありますか、ないのですか。

○伊藤(参)政府委員 お答えします。私も、他の収用委員会のこととはよくわかりませんが、今回の公開審理におきましては、第一回の審理から第六回の審理まで、それぞれ所要の職員を出席させております。ですから毎回施設局の職員は出席しております。

○瀬長委員 これはお認めになったのですが、今後もしやういったボデーガード的な者を出すつもりです。どうなんですか、動員して。

○伊藤(参)政府委員 私ども業務内容に連関のある職員を出席させておりますので、先生先ほどからボデーガードとおっしゃっておりますが、そういったような意味合いで出席させたわけではございません。

○瀬長委員 事実上、そう言っているんです、施設局長さんは、動員の数は何名ですか。

○伊藤(参)政府委員 二月二十七日についての報告が来ておりますので申し上げますが、御承知のように那覇施設局は四百九十人ございます。それで、当日出席いたしましたのは八十三名というふうな報告を受けております。四百九十名が総務部、施設部、事業部それから建設部というように分かれておりますが、今回の公開審理といふことが、担当しておりますのは主として施設部でございます。施設部は八課ございまして、二百三十二名の定員になっております。業務として担当して

おりますのは、施設企画課が企画全般、施設取得というのが一課から四課ございまして、これが主として賃貸借契約であるとか土地の評価といったものを担当してございます。その施設部から七十八名ほど出ております。そのほか総務部に法規担当の総務課、支出担当の会計課とございまして、この総務課から二名、会計課から三名といったやうに報告を受けております。

○瀬長委員 これは八十二名あるのは三名、これと機動隊が九十名あるのは九十名を超す、この合計で大体百七、八十名出ているのです。ところが地主は幾らかといったら、わずか三十名くらい、そのほかに関係人を含めても五十名くらい、そういった財産を守ろうというこの収用委員会、機動隊と土地を取りたいと思っておる起業者が合わせて二百名近く動員されるという事態、これは異常なことです。それを私は指摘して、もう一つ施設庁、答えてください。

この中で、那覇防衛施設局の裁決申請には強制使用の必要性、妥当性を明記していないので施設局の答弁を求めたというところで当然出されているのです。この中で、施設局の申請には納得のいくような理由を示されておられない。ただ、いまアメリカに貸しているから引き続き貸したいということであつては、あなたがよく知っている法律の適正かつ合理的な理由にはならないのですが、この件はどうなのですか。強制使用の必要性の問題とかが明確にされていないのです。これを明確にできますか。

○伊藤(参)政府委員 先生御承知のように、駐留軍用地特別措置法に基づいた各般の手續をとりまして、私も、沖縄県収用委員会に裁決申請をお願いしているわけでございます。お願いしている以上、その申請理由につきましては文書をもって収用委員会に提出申し上げましたし、公開審理の冒頭、第一回審理のときに、その意見につきましては公開の席上で私も陳述してございます。

○瀬長委員 これが公開されていないということ

の今後の問題として——実は、いまの反戦地主とその代理人が一月二十三日、鑑定評価依頼の問題点、地籍不明地に対する強制使用の法的問題点とその違法性の問題、署名拒否調査、異議署名調査の手続瑕疵、現地調査、鑑定人尋問など十項目について公開審理の開催を申し入れていたわけですが、この項目はだれが聞いても当然のことで、収用委員会の公開審理の中で明らかにされるべきだと私も思うのですが、これは代理人からも地主側からも出ているのです。このいま申し上げました内容を施設庁としてはあたりまえだと考えませんか。不当と思われるのですか。

○伊藤(参)政府委員 当庁としまして、駐留軍用地特別措置法の申請をお願いするについては、私どもの方の立場についてあるいはその申請理由等につきましても、十分御説明申し上げていくところでございます。

それから、先生いま御指摘の件は沖縄県収用委員会の方への御要望だと思しますので、その収用委員会がおとりになったことについて私どもとして意見を述べる立場にはございません。

○瀬長委員 いまの収用委員会に対して、施設庁は取りたいわけなんだから、圧力を加えたりしないように、あくまで沖縄県民の財産、生命を守る立場を堅持してもらわないと、財産の問題だから後に問題が残るのです。これは、安条条約を認めるとか認めぬとかという問題は抜きにして、収用委員会自体がいま動いておる中で、そういった国家権力が、機動隊あるいは起業者側を代表して施設庁が動員して圧力を加えるということは、沖縄の歴史に非常に汚点を残すことをここで指摘して、施設庁にも反省を求めたいと思います。

時間がありませんので次に進みますが、次は消防関係です。

沖縄の消防関係は実に寒心にたえない状態なんです。いわゆる全国のワーストテンに入っている。そこで、最初にお聞きしたいのは、出火率とありますが、この出火率は沖縄は一体どういうふうになっているのか、おわかりでしたら説明して

ください。

○山越説明員 お答え申し上げます。

沖縄県におきます火災の発生状況でございますが、昭和五十五年中で七百五十六件というふうに報告されております。これの出火率が六・八%でございます。なお、全国の平均は五・一%でございます。

○瀬長委員 昭和五十六年の沖縄県の出火率、これはもちろん人口一万人当たりの出火件数の率ですが、沖縄は全国一悪いのだな。これは七・八%なんです。東京六・四%、大阪六・四%、宮崎五・五%、全国平均は五・二%で、沖縄の出火率はいまの軍事費みたいにまさに突出しているのです。

この中で非常に考えさせられるのは「沖縄県の消防力の基準と現勢」これは五十五年四月一日現在なんです。たとえば職員の場合、基準が二十五人、沖縄の現勢は二十一人で充足率が四〇%。水利が、基準が一万二千五百五十六基、沖縄の場合はわずかに五千七百四十五基、四六%。ポンプ、これは口数ですが、基準が七百九十七口、沖縄の場合は三百十九口になっておりまして四〇%。これでいかに沖縄の消防力の基準が最悪かということがわかるのです。いわゆる水利、水が非常に不足している。消防関係の施設の整備の状況はこういうふうになっている。

予算関係を見ますと、これは昭和四十七年から始まって、合計で二十二億六千万円。ところが、だんだんだんだんだん下がって、五十六年は三億六千万円であったのが、五十七年は二億二千三百万円にずっと落ち込んでいます。現在、出火率の問題でも全国一悪い。それから、消防力の基準にしてもまさに五〇%、四〇%。いざとなるともうポンプを突っ込んで水も出ない。特に職員が那覇市あたりは非常に少ないものだから、市民の協力を得なければ二カ所ぐらい火事が同時に起こるとどうにもならぬところまで来ておるわけなんです。そういう意味で、消防庁、もっとこれは考え直して、財政的にも補助の関係でもだんだん、だん

だん低下するということが、これはあなたの方の資料などで、以後そういった整備費の関係、もちろん職員の問題、消防車の問題もありますが、そういった点を全国並みに引き上げていく努力をしてほしいと思いますが、いかがですか。

○山越説明員 ただいま先生から消防力の基準に關しましていろいろ数字を挙げられました御指摘がございました。職員の充足率のことを申し上げてみますと、ただいま先生が御指摘になった数字は、本来それぞれの消防本部が持つべき車の数を前提にいたしまして、それで人間が何人必要というものを計算いたします。それに対して現在人間が何人いるかということが充足率でございます。まして、現に持っている車を前提にいたしますと、那覇市の場合は七七%ということになります。したがって、これは大体全国平均と同じような数字でございます。

〔上草委員長代理退席、委員長着席〕

それから、ポンプ自動車につきまして大変水準が低いという御指摘がございました。確かに消防団と常備消防とを通じて計算をいたしますと御指摘のような数字になるわけでございますが、沖縄県の場合に、いろいろ県から伺いますと、消防の常備化が進みますと消防団が減るといふ状況もあるようでございまして、したがって、その常備消防だけのポンプの充足率を申し上げますと大体八割というところになっておるわけでございます。

ただ、先生いろいろ御指摘ございましたように、現時点で沖縄の消防力についてまだ充足すべき点が多々あるということは私も十分考えておりますので、今後私どもは、補助金の配分とかそういうものを通じましてできるだけ沖縄県の各消防本部の御要望に沿うように努力をいたしたいと思っております。同時に、交付税の措置を通じて消防費の計算をいたしているわけでございます。消防で、そういうことも十分勘案いたしまして、消防体制が充実するように指導を続けてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○瀬長委員 次に、補助率の問題などについて、最初に道路の問題ですが、国、県道の改良率とか国、県道舗装率あるいは市町村道改良率、市町村道舗装率、こういった点は大体一〇〇%以上になっておりますが、これを面積当たりに直しますと大変なんだな。たとえば千人当たり改良済み延長というところだけをとって見てもわずかに六・八三。それから、自動車一台当たり舗装延長の場合は七五・五。それから、とりわけ都市計画区域面積当たりを見ますと五二・二%。これは国道、県道は舗装されている、いかにも沖縄の道はいいと言っているが、市民の使う市町村道、こういったような点でははるかに劣っておる。沖縄の交通渋滞が、国道、県道が整備されても依然として続いているのはそういう点にあるわけなんです。これは琉球銀行の「金融経済」にも明確に書かれておるのです。そういう点で、いわゆる県民が直接使用する道路については、県にしても市町村にしても、もう持ち出すゆとりがなくなっている。こういう点については、補助率を当分なら当分引き上げる問題とか、国の財政補助によってこれをせめて他府県並みにするには持つていかなくちゃいけないんじゃないかと思うのですが、建設省、いかがですか。

○駒田説明員 お答えいたします。

沖縄県におきます市町村道の整備状況につきましては、昭和五十五年四月現在で申し上げますと、改良率が約三九%、簡易舗装を含む舗装率が約五七%でございます。整備状況を全国と比較いたしますと、改良率は全国で約二七%、それから簡易舗装を含む舗装率は約三九%でございます。そして、この点につきましては沖縄が上回っております。

ただ、先生はいま市町村道の延長が短いということをおっしゃっておられるようでございますが、市町村道につきましては確かに先生がおっしゃったとおりでございますが、市町村道は市町村が独自の判断で路線を認定いたしておるところでございます。市町村道のうち特に重要な幹線市町

村道について申しますと、全国の平均を上回って
おるところでございます。

○瀬長委員 建設省は余り誠意がないようです
が、沖縄の交通渋滞はどこに原因があるかとい
うことをもう少し熱意を持って調べる必要がある
んじゃないかと僕は思うのだが、いまの答弁によ
ると非常につまを合わすように努力しておられ
ますが、沖縄の交通渋滞というのは、那覇市あた
りは東京よりひどいのです。みんなおわかりでし
ょうが、何が原因であるか、これについてひと
つ調査してほしいと思います。

次に、厚生省にお伺いしたいのです。沖縄の福
祉、医療施設の問題ですが、たとえば保育所、母
子寮、児童館、養護老人ホーム、老人福祉センタ
ー、こういったいま挙げました福祉施設はほとん
ど全国平均の六〇%か五〇%だ。この面について
はせめて全国平均ぐらいにはいくように努力して
ほしいと思いますが、これは十年間の結果そうい
うことになっているんだ。だから、福祉面、教
育の問題は沖縄の場合には非常に貧弱である、こ
ういった点を直視して、厚生省の方はいま真剣
にこの福祉施設の充実を図ってほしいと思いま
す、いかがでしょうか。

○田中説明員 沖縄県におきます社会福祉施設に
つきましては、確かに復帰時点で相当本土と格差
がありまして、立ちおくれがありまして、私も
厚生省としましていろいろと重点的に整備を図
ってきたつもりでございます。特に寝たきり老人
のための特別養護老人ホームあるいは身体障害者
のためのいろいろな授産施設等につきまして拡充
につとめまして、かなりの成果を得られたとい
うふうに考えておりますけれども、いま先生の御指
摘にありましたように、その他いろいろ施設で
確かに本土の全国平均に比べてまだ格差がご
ざいます。これは事実でございます、こういう
点につきまして私も今後とも地元沖縄県と
十分に協議をいたしまして、先生おっしゃいま
した地域の実情等に沿いまして、必要な施設につ
きましては特に優先的に今後とも配意をして、整備

の促進を図ってまいりたいというふうに考えてお
ります。

○瀬長委員 次はプールの問題ですが、小学校、
中学校、高校、これまた大変な数字になっている
ですね。プールについては中高高わずかに二三・
九%しか達成されていないので、低率なんです。
もちろん校舎についてはいろいろ率は上がって
おりますが、とりわけ、校舎でも不良鉄筋校舎もあ
って非常に寒心にたえない実情であります。こ
の中小高校のプール、これは文部省としてもき
めて重視しなければならぬんじゃないか。ほか
の指標は大体一〇%とかそれ以上だが、特に
プールの問題は大変な実情なんですね。これは各小
学校、中学校、高校へ行ってもわかりませんが、こ
れに対する文部省の、大体もつと引き上げる、達成
率をもつとつと大きくするといふ考えがある
と思いますが、その考えを述べてください。

○大門説明員 お答えいたします。
いま先生から御指摘のありましたプールの整備
率、確かに全国の整備率に比しますと低いことは
事実でございます。小学校につきましては約四分
の一、それから中学校が約一三%、高等学校が三
六%、沖縄を除きました全国平均を見ますと、小
学校が七割弱、中学校が約六〇%、高等学校が半
分ちよつと、五三%という数字でございます。
すので、確かに御指摘の点は事実であろうと思
います。ただ、学校プールの整備に当たりまして
は、通例三分の一の補助を行っておるわけでござ
います。沖縄県における学校プールにつきまし
ては十分の七・五と、四分の三の高率の補助を適
用いたしまして、年々その整備を図ってきておる
ところでございます。今後沖縄県の方の要望も十分承
りまして、沖縄開発庁とも協議の上、その整備に
努めてまいりたい、そのように考えております。
○瀬長委員 最後に労働省。労働省については例
の三十八条がありますね。あれはできてからもう
十年、これをまだ延長しようというわけなんだか
ら、なぜそういつた——労働大臣は県知事に諮っ
てこうしなくちゃいかぬときわめて明確に書かれ

ておるんだ。そして労働省としては、そういつ
た県知事の意見を聞いて、あるいは諮って、雇用
失業問題についてこういつたような事業を起こす
んだといつたようなことを当然なされなくちゃい
かぬと思ひますが、端的に申し上げまして、県知
事に何か聞いたことあるんですか。これだけ簡潔
に答えてください。

○田代説明員 お答え申し上げます。

いま先生おっしゃられたのは、沖縄振興開発特
別措置法三十八条の問題だと思ひます。三十八条
は、御案内のように「沖縄県知事の意見をきい
て、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就
業の機会の増大を図るための事業の実施その他必
要な事項に関する計画を作成し、その計画に基
づく必要な措置を講ずるものとする」というこ
とになっております。先生御案内のように、昭和
五十一年には沖縄県知事の意見を聞いて職業の安
定の計画を定めて、現在もそれを実施している
ところでございます。

○瀬長委員 今度、西銘県知事が誕生したわけ
ですが、西銘県知事についても何か意見を聞いたこ
とありますか。

○田代説明員 沖縄の雇用失業問題は大変厳しい
といふことは日ごろ指摘されているとおりでござ
いますので、雇用問題の解決のためには、西銘知
事を初めとして副知事以下スタッフとも日ごろか
ら連携をとり、意見を聞いているところでござ
います。

○瀬長委員 日ごろから意見を聞いて連携をと
っておられると思ひますが、私、事実を聞いてい
るんですよ。何年にこの六章の三十八条に基づいて
知事に真剣に、沖縄の失業雇用問題についてこ
うしたいと思ひますが、こううだといふことを
年月日を言ってくださいますか、常にじやないか。

○田代説明員 西銘知事が知事になられてからも
何回か大臣その他のいろいろ意見を聞いていられる
わけでございます。ここは何年何月何日といふのは、手
元に置いてございませぬのでお答えしかねます。
○瀬長委員 お答えしかねるはずなんです。

私、西銘知事の口から現に聞いたんだから。たと
えば藤尾労働大臣時代に会おうとしたら会って
くれないとか、私、知事の口から聞いたんですよ。
そういうふうなことが事実あるわけなんだ。だか
ら、きょうあなたに連絡したのは、そういうこと
を聞くから、沖縄の雇用失業問題についてこう
うしたいといふふうなことではなくて、せつかく
できて六章の三十八条、これを具体的にどう
発動し、指導したかといふことを聞きたいので
ある。知事を前もって知らしてあるわけだ。そう
なると、知事にいつ、何々大臣時代こういうこと
をやったといふことを当然答えられなければい
かない。答えられなければ無責任ですよ。

○田代説明員 三十八条に基づいての知事の意見
といふことでは、いままで申し上げましたとおり
に、西銘知事になられてからもいまだお話が出
した藤尾大臣も会ってお話を聞いております。そ
ういふ点では従来から知事からの意見を聞いてお
ります。

○瀬長委員 ごまかしちゃいかぬですよ。あな
た、いまさつきは具体的に年月日もわからぬと
言ったじゃないか。そういうことではなくて、事
実で、いつどういふ件で西銘知事に会ってこうし
たといふことを言えな。——言えなと言った
といふことを言えな。——言えなと言った
といふこと。いまごまかそうと思つて、ここ西銘知
事になつてからもそういうことをやったことがあ
るといふ、そういう抽象的なことを聞いてい
るんじゃない。だからこの委員会でも、特に六章
だ、三十八条の問題が問題になっているのはそ
ういふ点が問題になっているんですよ。具体的に
からぬでしよう。藤尾大臣なら藤尾大臣時代に
いつ知事と三十八条の問題について関連して話
したといふことを言えるのであれば答弁してく
ださい。言えなければ答弁はいいいです、時間が切
れておりますから。言えますか。

○田代説明員 私のところで手元にいま何月何日
に面会したという記録を持ち合わせておりませ
ぬので、その点で御了解いただきたいと思ひます。
○瀬長委員 終わります。

○吉田委員長 この際、休憩いたします。

午後五時十一分休憩

午後六時五十六分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案について、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

この際、委員各位に申し上げます。
質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力くださるようお願いいたします。

それでは、上原康助君。

○上原委員 どうも総理、大変お疲れのところ本委員会においでくださりまして、心から感謝を申し上げます。いま委員長仰せのとおり短い時間ですが、端的にお伺いをいたします。

総理、昨年の九月中旬、十五、十六日に沖縄を御訪問になりました。それで、大方の事情については御理解いただいております。御認識なされ、今後の沖縄施策についてどのようにお考えになられておられるかということ。振興法が十年延長になりまして、これに基づいて第二次振興開発計画が策定されることになると思いますが、これからの十年を見通して、どういうことに重点を置かれて政府の諸政策を進めていかれようとするのか、総理の確たる御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木内閣総理大臣 沖縄が本土に復帰をいたしました。沖縄県として再出発をいたしました。十年になるわけでございます。私は、この十年の沖縄の歩み、沖縄県民の皆さんの生活の実態にも触れてみたい、こう考えまして沖縄を訪問し、上空からほとんど全土を視察をしたわけでありまして、また、知事さんあるいは県議会の議員さん方、各界の代表の各位、いろいろ御意見も伺い、また、限られた時間でございますが、県民の皆

さんにも接触をいたしまして、来て、実際に沖縄を見て、大変よかったという感じで帰ってまいったわけでございます。

この十年の間に、政府は、沖縄県の復興、建設のために、第一次の開発振興計画を立てて、県民の皆さんと一緒にやってこのおくれを取り戻すために努力をいたしました。ただ、御承知のように、第一次の開発振興計画を策定いたしましたのは、第二次の石油ショックの前でございます。この開発計画に相当大きな期待を寄せてつくられたわけでありまして、この石油ショックの影響を受けて、計画の進行、進捗というものが相当影響を受けたことも事実でございます。

そのようなことで、私は本土との格差の是正というものが十分に行われていないという実感を受けて、第二次の振興開発計画、これを実施をいたしまして、そして内地との格差解消、このために政府としてもできるだけの努力をしなければいけない、このように感じた次第でございます。

○上原委員 いま御答弁ございましたように、第一次振興の目標としたところは、御承知のように、本土との格差の是正、そして沖縄の自立経済への基礎条件の整備ということだったわけですが、御指摘のように、それがかなえられておらない、したがって振興法の延長と二次振興の策定が必要だ、これはお認めになったわけで、私がお聞きをしたい点は、その必要性については共通しているわけですが、何を具体的ににお進めになろうとするのかをもう少し明らかにしていただきたいというところ、確かにいろいろ問題ございます。われわれとしては第二次振興を策定するに当たっては、総理御専門の農水産業、いわゆる農業や水産業、言うところの第一次産業あるいは第二次産業の振興、また一方の沖縄経済開発の目玉である観光産業等の推進、なかなか雇用失業対策というものを重点にしていかなければいけないと思うわけですが、そういう意味では、これから解決をしてい

だかねばいかない諸問題が山積をいたしております。戦中戦後の沖縄の県民の戦争による犠牲、被災、そういうことを考えて、復帰後も全国の五、三〇の基地が、総理ごらんになって横たわっております。こういう問題に対して、これまでの十年、私たちとしては、必ずしも政府の諸施策が十分県民の意を体し得なかったと評価をせざるを得ません。そういう意味で、いま私が指摘をした問題について、二次振興の中でどういふふうな解決をしていかなければならないのか、もう少しつまびらかにしていただきたいと存じます。

○鈴木内閣総理大臣 本土との格差解消、また県民の生活の向上安定を図ろうというわけでございます。それから、相当各般の施策を総合的に進めなければならぬわけでございますが、農林畜産業のありは漁業の振興を図るという面につきましては海洋性の漁業の振興と環境というものが一つございまして、これに適合したところの農林畜産漁業の振興というものを考えなければなりません。内地の行政なり政策、施策をそのまま移しても成功しないのではないか、こんな感じがまずいたすわけでございます。

それから、第二次産業を振興して雇用を拡大をするという観点からいいますと、水の問題と電力の問題を解決しなければならぬ、このように思うわけでございます。水の問題につきましても、ダム等の建設も進んでおります。また、電力の問題につきましても、あのように島々にまで配電をするということでもあります。非常にコスト高、割り高になつておる。そういうようなことから、企業誘致の面におきましても、採算性等に相当な問題はあろうかというように悪条件がございます。こういう点をいかに克服をするかという問題があるか、こう思います。

観光の分野におきましては、私は、非常に将来に期待ができる、明るい展望を持つことができるのではないかと、こう思います。

が起つて人口はふえておりますが、その生活基盤であり、また雇用の面でありまして、この産業等の面がいま申し上げたようなことでございまして、失業者が内地よりも非常に多い、二倍近い、こういうような実態、これは私も本場に重要にこれをとらえなければならぬ、こう思っております。

そういうような点に配慮しながら私はこの第二次の振興開発計画というものを進める必要があるのではないかと、このように感じます。

○上原委員 そこで、まあいろいろお尋ねしたいのですが、時間のようですので、最後に、いま総理おっしゃったことなども当然必要であります。しかし、翻つて考えてみますと、沖縄には、苦難な歴史にも耐えてまいりました多くの伝統的な地域文化というものがございまして、しかし、この一次振興計画では、文化施設の建設とか促進というのほとんどなされていない現状にあるわけですね。ですから、もう復帰十年という節目に当たって、せっかくこういう大事なときに総理大臣をなさつたわけだから、記念事業として、ちゃんとお祝いをするよりも、やっぱり沖縄県民の求めている文化施設とか伝統芸能とか、そういうものを大胆に私はやるべきだ、それが沖縄県民の期待にこたえる総理としての一つの施策だとも思うのですが、その点について、ぜひひとつこれは鈴木総理の時代に沖縄県民の願いをかなえてあげたんだというのぐらいいは、せっかくここにいらしたわけですから、あなたに沖縄の基地をなくしていただきたいと要求しても、これは見解の相違と言われに間違いない。文化施設については、私は、総理もやっぱりお考えになつていらっしゃると思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 まだ沖縄県を通じて、知事さんを通じて、具体的なそういう計画が出てきていないことは、承知いたしております。その計画の内容を私も拝見をいたしまして、政府としてどういう点をお手伝いができるのか、そういう点も研究さしてもらいたい、こう思っております。

○上原委員 時間ですが、そうしますと、県からそういう具体的な要求が出た場合、たとえば総合文化センターとか伝統芸能センター、そういうのが具体的に上がった場合は政府としておやりになりますか。

○鈴木内閣総理大臣 どういう御協力、お手伝いができるか、よく研究させていただきます。

○上原委員 そこで、最後にお願ひですが、総務長官もおいでいただきましたので、これからの十年の沖縄というところについては、この振興法の中に盛り込まれた特例措置の問題、あるいは私どもが本法案審議の過程でいろいろ議論をし、参考人などもお呼びをして、その参考人の方々が提言をしたこと等については、ぜひ政府として万全の措置をとっていただきますように強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○吉田委員長 玉城栄一君。

○玉城委員 きわめて時間が限られておりますので、私も端的に伺わさせていただきます。

前の佐藤総理が沖縄においでになられたときに、沖縄の本土復帰なくして日本の戦後は終わらないという有名なお話をなされたわけでございます。鈴木総理御自身、現職の総理大臣として昨年、沖縄が本土復帰をいたしまして初めて沖縄の地をお踏みになられたわけでございます。いまもお話がございますとおり、沖縄が本土復帰いたしましたして満十年。しかし、これからまた向こう十年間第二次の沖縄振興開発をやらなくてはならない。そういうことで、総理も大変お忙しい日程の中で御出席になっておられるわけでございます。

そこで、私、ぜひこの機会に総理のお気持ちをお伺いしておきたいことは、昨年沖縄においでになられた際に——沖縄は第二次大戦のときにいわゆるわが国唯一の地上戦場が住民を巻き込んだ形で行われたわけでございます。総理御自身多くの戦跡をお回りになり、御参拝をなされたわけでございますが、そのとき総理のお気持ちとして、二度とこういう悲惨な戦争というのは起こしてはならない、またあつてはならない、そういうお気持ちがあつたのではないかと私思うわけでございますが、いかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 実は復帰前、沖縄の本土復帰のために一生懸命努力をいたしておりましたが、同行をいたしました。飛行場におきまして、佐藤総理に、私も当時厚生大臣でございましたが、沖縄の復帰を実現しなければ戦後は終わらないという佐藤さんが御演説をされたそばに私おりまして、非常な感激を覚えたわけでございます。そういうこともございまして、私は、復帰後の沖縄県の歩みというものにつきましては、大きな関心を実は持つておるわけでございます。そして、戦争中からあのような悲惨な戦禍をこうなり、多くの犠牲者を出し、戦後においても大変な御苦労をされて今日までの沖縄県の再建、復興のために努力をされた県民の皆さんに、深い同情とまたその御努力に敬意を表しておるわけでございます。戦争の惨禍は二度と繰り返すべきでない、このような感じを強くいたしております。

○玉城委員 これは私から申し上げるまでもなく、再び戦争があつたら、今回は間違ひなく核戦争になると私思うわけでございまして、総理御自身広島とか長崎においでになられて、核いゆる原爆の悲惨さというの痛いほどお感じになつていらつしやうと思つてございまして。

それで、この国会におきまして非核三原則決議というものも数度にわたつて行われ、また総理御自身、この国会の場においても、いわゆるわが国は核は持たず、つくらず、持ち込まずということは何回もおっしゃつておられるわけでございます。また、前の外務大臣であられた園田さんも、第一回の国連軍縮総会におきまして、わが国の非核三原則というところをおっしゃつておられるわけでございまして。そういう意味からしまして、私たち沖縄の立場、悲惨な戦争あるいは体験、あるいは核戦争があつては大変だという意識は沖縄に限らずあるわけでございますが、わが国としては非核宣言をした国である、このように考えても

いのではないかと、私はこのように思うわけでございますが、総理、いかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 非核三原則は、わが国の国是ともいふべき大きな政策でございます。私どもは、今後ともこの非核三原則というものは堅持していかなければならない、こう考えております。ただ、私も平和を希求するに当たりまして、だから無防備であつてよろしいとか、非武装であつてよろしいとかいうわけにはまいらない。やはり厳しい現実というものを踏まえながら、自分の国は自分で守るといふ気概、これが必要でもございまして、また、日米安保体制がわが国の安全保障の一つの大きな支柱でもあるわけでございまして、これの円滑な運営が実効が上がるように努力をする必要がある、こう考えております。

○玉城委員 いまの点、重ねてお伺ひさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、非核三原則というものをもう内外に言つておられる立場からしますと、わが国としては非核宣言をした国である、このように理解できるのではないかと私は思うのですが、いかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 まさに非核三原則を私も堅持しておるわけでございますから、そのように理解いたしております。

○玉城委員 時間がございませんで……。わが国としては非核宣言国家として、総理もまた第二回軍縮総会においでになられるわけでございまして、どうかそういう非核という問題について強くお訴えいただきたい、このようにお願いを申し上げます。

もう一点、もう少し時間がございしますが、実はこの問題も私は何回も本委員会、外務委員会等でも取り上げましたけれども、総理御自身よく御存じのとおり、沖縄は五三%の米軍基地があつて、常時トラブルが発生しておるわけです。そのたび、たとえば県議会とかあるいは市町村代表とか関係者の代表が、沖縄から高い航空運賃を払つて東京まで来、そして外務省というところへかけ合うわけですが、なかなかそれがらが明かない。それで、外務省の方々は生の実態を余りよく存じておられない。そういうことで、これではまずいのではないかと、いろいろな外交問題に発展する問題等も多々あるわけでございます。幸い鈴木総理が総理になられたときに、北海道の方にいわゆる大使級の方を派遣されていろいろ問題処理に当たらせていらつしやうというお話がありまして、そのことは前の園田外務大臣それからその前の伊東外務大臣にも申し上げましたら、大変結構なことだ、ぜひ実現するような方向にやつて、やはり問題解決に当たつた方がいいのではないかと、いろいろ趣旨のお話があつたわけでございまして、あれだけいろいろ問題を抱えている中で、正式な外交官資格を持ったそういう方を派遣して置いておくということは非常に必要なことだと思つてございしますが、総理のお考えはいかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 実はほかにも外務省にいろいろ要望が出ておるようでございまして、それらの要望を全体を勘案いたしまして措置してまいりたい、こう考えております。

○玉城委員 ぜひ前向きに真剣な御検討をいたされたということをお願いいたしまして終わります。

○吉田委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 総理が佐藤総理時代に沖縄にいられたことは、よく覚えております。それでその思い出から話しますが、佐藤総理が言われたことの中に、安保の問題、基地問題はとにかくとして、基地の整理縮小、この問題は自民党のこれまでの政策からいってもそうでありまして、まず基地の整理縮小の問題と関連して、一つは、いま進行中の、米軍に基地を再び提供しようというところで土地収用委員会が行われている。この場合、現地のタイムス、琉球新報がきのうの日付で社説を出してありますが、この社説の中にも、土地収用委員会は公正、中立を守り、審議を続行すべきであるという点を両方とも同じ日に同じような趣旨のことを書いてあります。したがって、沖縄県民

が再び土地を強奪されたといったような感じを起ささないように、土地収用委員会が正しく中正として公平な立場で審議できるように指導してもらいたい、これが一つです。

二番目に、復帰時に那覇軍港と那覇空軍基地を返還するということが政策の目玉でした。したがって、この那覇軍港の基地の返還の問題を努力してもらいたいという問題。

もう一つは、総理はおわかりにならぬかもしれないが、いま沖縄県議会で西銘県知事が、那覇軍港を返還させる場合に天願橋、これは中部にあります。具志川市というところがありますが、そこに軍港を設置する、移転させるんだといったことを発表したのだから、さあたちまち問題になりまして、具志川市では、市長がここの観光地としていま平和利用のためにやるんだといったことを考えているにかかわらずここに軍港をつくるかということ、現在県議会で非常に問題になっております。この点について、将来にわたって具志川に軍港をつくることとはやってももらいたくない、これは基地の強化につながるの。そういう点について、三つの点について総理の考えを聞きたいと思ひます。

○吉野(実)政府委員 順序は前後いたしますけれども、先に軍港施設の問題と天願橋の問題、その二つをお答えいたします。

那覇港湾施設につきましては、安全保障協議委員会の十五回の会合におきまして、移設措置とその実施に係る合意の成立後返還されることとが了解されているところ、先生御存じのとおりですが、現在、県、関係市町村の意向を勘案しながら本施設、区域の機能、性格に見合った移設の適地の選定について検討中でありまして、いまだ具体的な成果を得るに至っていません。しかしながら、本施設、区域の返還は地元の強い要望でありますので、今後とも県、関係市町村の意向を勘案しながら引き続き検討をしてまいりたいと存するところであります。

これに関連をいたしまして、天願橋のお話で

ございますけれども、天願橋に移すのじやないかという話ですが、そういう具体的な話は私どもまだ承っておりませんのでこれについて検討も行っておりませんので、これについてコメントをする立場に現在ございません。

それからもう一つ、収用委員会の運営の話でございますけれども、県で収用委員会の委員が選任されて、その先生方がいま那覇防衛施設局長からの依頼に基づきまして裁決の審理をやっております、そういうことでございまして、委員の選任並びに委員会の運営は公正に行われていると信じておるところでございます。

いずれにいたしまして、運営の具体的な内容につきましてはわかれわかれとしてどうこうというような立場にございませんで、御了承いただきたいと思ひます。

○瀬長委員 総理大臣の御意見を聞こうと思つたのは、収用委員会、これがいまの施設庁ですかの話では、公正に行われていると思うということですが、私が申し上げましたのは、沖縄タイムスと琉球新報、沖縄にある二つの新聞、大きい新聞なんです、これが時も時、きのう同じときに、収用委員会は公正を欠いている、公開審議を続けろという主張を書いているのです。どういうふうに県民に映っているかは、やはりこういうものがあつたのでぜひこれを参考にされて、本当中立、公正な立場で収用委員会が今後運営されるよう指導してほしいという問題、これが一つ。これは当然の話なんです。

もう一つ、いま申し上げました那覇軍港の返還の問題、天願橋の問題、この問題は、これは御存じないかしらぬが、もしそういうことがあつたならば、将来にわたって軍港にするようなことのないよう私は要請しているわけなんです。

○鈴木内閣総理大臣 収用委員会の使命また役割、性格からいたしまして、私は中正、公平でなければならぬ、そういう機関であるべきだ、こう思っております。したがって、これに對し

て外部から圧力をかけたり介入したりするようなことは絶対にあってはいけない、このように考えております。

○瀬長委員 もう時間がしまいましたが、天願橋の問題については答弁がございせん。

○吉田委員 瀬長先生、質疑時間が終了いたしましたので、きょうはこれでお許しをいただきます。菅直人君。

○菅委員 この特別措置法の延長の一部改正についての審議を進めてきたわけですが、総理も沖縄に視察に行かれていろいろ状況をよく御存じのように、先ほどいろいろ話をされておりましたけれども、短い時間ですので、しほって二つほど御質問したいと思ひます。

沖縄の振興というのを考えるときに、この十年間まだいろいろな問題が残っているわけですから、その大きな負担になっているのが本島の二〇%の面積を占めるという基地の存在にあることは、これはもうだれもが疑うことのないところだと思ひます。そういう中で、十年前に返還のときに基地の縮小ということがかなり議論されておりましたし、何うところによると、沖縄県の自民党の皆さんも基地の縮小についてはぜひ進めてほしいという期待を持っておられるようです、そういうことがこの十年間、残念ながら遅々と進んでいない。このことについて、これから十年間を見通した形で、総理としては、この基地の縮小と返還促進ということについてどういうふうにお考えになっているのかということ、第一点、お聞きしたいと思います。

それと関連して、もうすでにアメリカとの間で日米安保協議の中で返還を合意をしている土地が相当あるわけですが、これがまた合意した土地の中でも七〇%近くが実際上は未返還になっている。せめて合意したところだけでもできるだけ早く返還をして再利用を図るべきではないかと思ひますけれども、この点もあわせてお聞きをいたしたいと思ひます。

それから、短い時間ですが三番目のこともあわせてお聞きしたいのですが、いま瀬長委員の方からもありましたが、土地収用委員会が未契約の米軍用地についての審理をしているわけですが、私も、私は、この扱い方を間違えと、またいまの成田空港に見られるような非常にややくしいといひましようか非常に大きな傷を残しているのではないかと、そういうことを心配をいたしているわけですが、そういう点で土地収用委員会が公正であるという点ではもちろんそうしなければならぬわけですが、実際の期限切れの法案を、このいまの法案ではありませんが、暫定使用法の法案を抱えて、期限切れまでに何とかしようという政府の意向が、この土地収用委員会の公正な審議をゆがめているというふうに私には思えるわけですが、そういうことがないということをお誓ひ約束をいただきたい。

この基地縮小の問題と、合意がある中で土地の返還の問題と、土地収用委員会のこの三点について、総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 基地問題にしばっての御質問でございますが、沖縄の基地が沖縄本島に大部分集中をしておる、二〇%を若干上回る地域が軍用に使われておるということは、これは私もよく承知をいたしておるところでございます。この基地は、県民の皆さんには御苦勞をかけておるわけでございますけれども、しかし日本の平和と安全あるいは極東の安全の確保の上におきまして非常に大きな役割を果たしておるということ、これも事実でございます。私は沖縄の県民の皆さんの御苦勞がそういう形で日本の平和に貢献をしておるということを日本国民は忘れてはいけない、沖縄の県民の皆さんに対する感謝の気持ちを常に忘れてはいけない、このように考えておるところでございます。したがって、沖縄の振興開発等につきましても、われわれは温かい気持ちでこれに協力をするという姿勢が必要である、このように考えておるところでございます。

なお、返還についての話し合いがついた土地に

つきましては、これが現実公共団体等に渡されて、そして有効にこれが使われるように、また県民の要望に沿うように利用されるように早くするように、政府関係機関としても努力をしてまいりたい、このように考えております。

なお、収用委員会の運営につきましては、先ほどお答えを申し上げたとおりでございます。これを政府が圧力をかけて権力的にどうこうというような考え方は持っておりません。収用委員会の委員の方々の正しい御判断と運営に期待をいたしておるところでございます。

○吉田委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。上原康助君。

○上原委員 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案に対して賛成の意を表するものであります。しかし、賛成といひましても積極的な賛成というわけにはいかないものであります。ここに幾つかの条件を付して賛成討論を行いたいと思ひます。

御承知のように、昭和四十六年十二月十三日の本委員会において、わが党は復旧五法案について反対をいたしました。その反対の根拠の最もたるものは、政府・自民党が進めてゐる復旧諸法案では、沖繩県民が強く要求をしておりません。基地も核もない平和で豊かな沖繩が実現できないばかりでなく、基地の存在が沖繩の振興開発を阻害するものであると確信したからであります。果たせるかな、復旧十年を振り返って、基地の存在は沖繩県民の日常生活に数々の被害と不安を与え、振興開発を阻害していることは明白であります。

このような状況のもとで、沖繩振興開発計画が目標とした産業の振興、住民の生活、職業の安定、福祉の向上など、本土との格差の是正と自立の発展の基礎条件の整備目標が達成されたであり

ましようか。もとより一部の社会資本の整備が進展したことは否定するものではありませんが、昭和五十五年の一人当たり県民所得は本土の六八・六％にすぎないし、産業構造は復旧時とほとんど変わっておりません。雇用失業の面では、復旧時より数の上では就業者は増加したといひても、労働人口の伸びに及ばず、第二次産業が依然として不振のため雇用は拡大せず、県外企業の誘致は十年間でゼロというありさまで、失業率は常に五％台で推移し、日本一という不名誉を買つてゐる状況であります。加えて、水不足、生活保護世帯の増加、企業の倒産など、沖繩県民にとつて復旧は一体何であつたのか。深い失望と疑念を抱かせておるのであります。

このように第一次振興開発計画は惨たんたる結果に終つたといひておられます。振り返つて、この計画の推進過程において、目標を阻む内外の諸要因が多々あつたことは認めるといひましても、計画が当初展望し、期待した沖繩像がほとんど実現できなかったといふことは、やはり政府の見通しの誤りと、計画そのものが、わが国経済の高度成長期のもとで第二次産業主導という、沖繩の実態を十分把握したものでなかつたところに根本的な欠陥があつたものと見なければなりません。この点、政府の責任はきわめて重大だと言わなければならないと思ひます。

したがつて、第二次振興開発計画は、過去の経験にかんがみ、その反省と責任の上に立つて、再び誤算を繰返すことのない着実な計画でなければならぬと思ひます。

特に沖繩法を今後十年延長する中で、第五関係の現行補助率は、原則として振興開発計画の期間中は継続してもらいたいというのが沖繩県民の強い要求であります。また、これまで整備がおくれている社会文化施設、社会体育施設、観光リゾート施設等の整備、さらに小中学校用地の取得等に対しては、特別の高率補助の適用を考慮していかなければならない実情にあります。

昭和六十二年に行われる沖繩国体の関連施設に ついても、脆弱な沖繩の市町村財政に過重な負担をかけないように十分配慮するとともに、土地改良、区画整理事業などの採択基準についても、基準の下限をなくして市町村が当該事業をやりたいように大幅に緩和すると同時に、重厚な財政措置を講じてやる必要があると思ひます。

自由貿易地域制度については、これまで法律に明記されながらこれといった措置は何ら実施されな いまま今日に至つておりますが、沖繩法を延長する以上、今度は、制度のメリットを広く、弾力的な運用を図るため、税制上、金融面などの優遇措置を講ずるとともに、土地の造成、施設の整備に当たつては、地価対策など魅力ある措置を講じ、また、立地企業の誘致は、地元企業と競合しないよう業種を選定して、八〇年代の経済に有望な先端技術産業の導入を図るようにならなければなりません。

また、産業の振興による雇用需要の拡大を図ることは当然でございますが、慢性的な雇用失業問題の解決を図るため、雇用開発基金制度の創設など、より新しい制度の導入や諸施策を積極的に講ずるべきであります。加えて、公共事業の執行に当たつては、事業の他産業への波及効果を配慮して、県内企業に優先的に発注するなど、県内企業の育成と雇用の増大に努めることが、この際きわめて肝要なことであると考へます。

その他にも指摘すべき点がありますけれども、本法案審議の過程で明らかにされた諸問題については、今後の法律運用に当たつて十分に活用していくべきであります。さらに、三月二日に参考人六名の方々が本委員会で見聞陳述した諸件につきましても、今後の沖繩施策に当たつて、開発庁当局はもとより、政府関係当局が今後の諸施策に十分に反映させるべきであります。

以上指摘をして、私の討論を終えたいと思ひます。(拍手)

○吉田委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となりました沖繩振興開発特別措置法等

の一部を改正する法律案に賛成するものであります。が、あわせて若干の意見を述べたいと思ひます。第一は、沖繩の復旧に伴う特別措置法の改正についてであります。本法律は、沖繩の復旧に伴い本土の諸制度へのより円滑な移行を図ることを主たる目的とした経過措置であり、今回の改正で適用期限を延長する内国消費税及び関税の軽減等の措置は、消費者保護、県内産業の育成という面でおお必要と考へます。

第二に、いわゆる開発金融公庫法の改正についてであります。政府は持ち家政策を推進しており、地価高騰のため住宅、宅地の取得が困難な中で、金融公庫の住宅金融業務に係る宅地造成事業貸し付けの対象事業を拡大し、かつ土地区画整理事業者を貸付対象者に加えること、さらに住宅地債券制度を創設して住宅、宅地の供給を図るといふことであつて反対するものではありません。しかし、土地政策を伴わない中でこの措置は、民間の大手業者による土地の占有、地価の高騰を招くおそれも懸念されるので、その運用に当たつては十分な考慮を払うべきであると考へます。

第三は、いわゆる振興開発特別措置法の十年間の延長についてであります。復旧十年を迎えた今日、なお県民生活に関連の深い医療、福祉、教育、公園、生活道路、消防などの社会生活基盤整備は大きく立ちおくれております。沖繩県の財政力指数が全国の半分という実情のもとでこの分野の整備を早急に進めるためには、この法律に定める国の高率補助制度は必要であります。また、これまで十分な活用がなされなかつた労働、雇用促進に対する援護措置、中小企業、農林漁業振興のための優遇措置などは、今後の活用いかんによっては県民生活に寄与し得るものと思へます。

しかしながら、当初政府は、本法律の目的について、沖繩の地理的、自然的特性に即した沖繩の振興開発、県民の生活の安定と福祉の向上に資すると述べています。そして、この法律に基づく沖繩振興開発計画を策定し、事業を進めるなど、特別の措置を講ずることによつて産業を振興し、基

地経済から自立経済への転換を図り、社会資本を充実させ、本土との格差を是正し、平和で豊かな沖縄づくりを目指したはずであります。

ところが、その沖縄は依然として米軍基地の五三%が集中し、レーガン政権の危険な限定核戦争の核攻撃出撃拠点としてますます強化されていいますが、これは重大であります。県民生活はと言え、県民所得は全国平均の六六・三%、失業率は全国の三倍という高水準を記録しています。しかも若年層の失業者が半数を占めるという深刻な事態にあります。

また、先般の本委員会が私が指摘したように、国の公共事業の半分以上を本土大手企業に発注するという事実を明らかにしたところであり、これが、これらのことを考え合わせると、歴代の政府の沖縄対策は、軍事基地の維持強化、そして本土大資本企業の利益を優先する反面、地元産業の育成、経済の自立を事実上顧みなかったのではないかと指摘せざるを得ないのであります。沖縄経済と県民の生活が深刻な状態に置かれているのはその所産にはかならないと言わざるを得ません。

この法律を延長し、第二次振興開発計画を策定し、実施するに当たっては、この十年間の教訓を踏まえ、沖縄県民の希望、意思を反映し、基地撤去と基地の平和利用、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた整備を進めるとともに、真に県民の生活と経済を基本にした県民本位の振興開発のための諸措置を総合的に盛り込むことを要求します。

あわせて、この法律にある国の補助率の充実強化、さらには各種制度の積極的な活用を図ることを求めて、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 これより沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

昭和五十七年三月二十日印刷

○吉田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、小渡三郎君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。小渡三郎君。

○小渡委員 提案者を代表して、附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興開発の推進に遺憾なきを期すべきである。

一 沖縄の経済社会の厳しい事態の改善に引き続き努めるとともに、沖縄の有する特性を積極的に活用するよう沖縄の振興開発を推進することとし、所要の予算の確保に努めること。

二 引き続き社会資本の整備を進めるとともに、将来の補助負担率の在り方については均衡のとれた施設整備が図られるよう配慮すること。

三 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多目的ダム等の建設を促進しつつ、多角的な水資源の開発を促進するとともに、水の有効利用に努めること。

四 厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興を強力に推進するとともに、就業機会の増大、職業訓練の充実等沖縄振興開発特別措置法第六章を有効に活用して、雇用対策を積極的に進めること。

また、雇用対策とも関連して、公共事業等の執行に当たっては、県内企業の受注機会の

昭和五十七年三月二十三日発行

確保について一層配慮すること。

五 産業の振興開発を進めるため、引き続き産業基盤の整備を推進するとともに、工業開発地区制度、中小企業の業種別の振興のための制度及び自由貿易地域制度の実現を図るよう努めること。

六 経済の振興及び社会の開発に対する沖縄振興開発金融公庫の役割の増大に配慮し、出融資が更に効果的に行われるよう努めること。

七 沖縄電力株式会社の民営移行に当たっては、沖縄の実態に配慮しつつ、安定的かつ適正な供給が確保されるよう万全を期すること。

八 米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあったものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

また、沖縄の実情に即して土地区画整理事業及び土地改良事業の積極的な促進を図ること。

右決議する。

以上であります。

附帯決議案の趣旨は、案文によって十分御理解いただけると存じますので、この際、説明は省略させていただきます。

なお、附帯決議案文の作成に当たって、基地の整理縮小を促進すること及び文化施設の整備についても検討することについて、強い意見が表明されましたことをつけ加えて御報告いたします。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○吉田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○吉田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、沖縄開発庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。田邊沖繩開発庁長官。

○田邊國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分にその趣旨を尊重いたしまして努力をいたします。

なお、沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案について御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。(拍手)

○吉田委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 お諮りいたします。

委員の異動に伴い理事に欠員が生じております。委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、部谷孝之君を理事に指名いたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十五分散会

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
九二	五	場として	場として
九三	三	によつてこれは	は、について、これ
一〇四	七	高いまつてく、	高まつていく、

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

K